矯正図書館

刑政

第四十八卷　第二號
昭和十年二月一日發行
昭和十年一月二十八日印刷納本　昭和十年二月一日發行（毎月一回一日發行）
明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可　編輯兼發行人　兩角貞藏

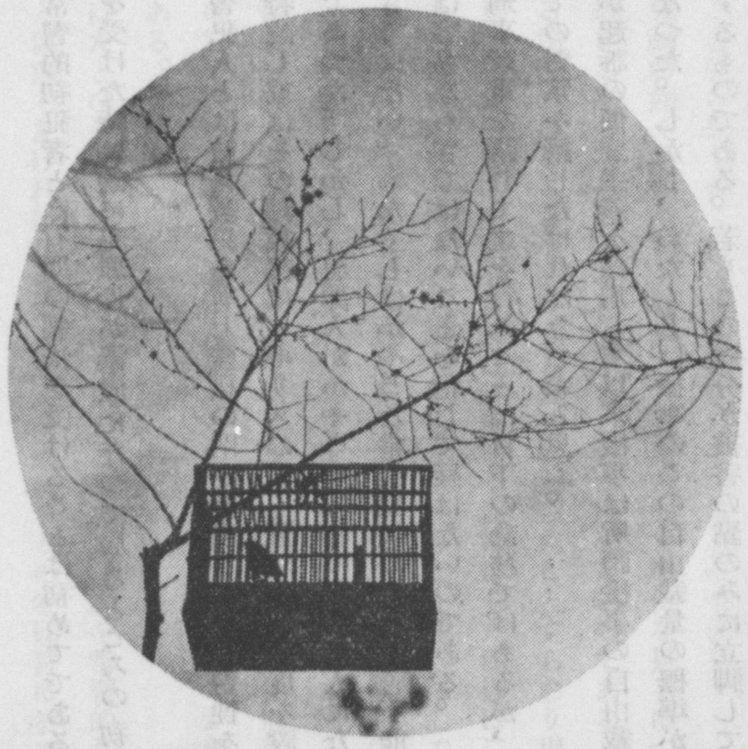
常習的初犯者と保護觀察（卷頭言）	正木亮	2
ナチスの刑罰制度と現代刑事學（一）	正木亮	5
民族主義を基本とするナチス刑法	木村龜二	17
行刑累進處遇令實施狀況	辻敬助	31
明治前期の監獄法（三）	細川龜市	43
海外時報		56
雜報		61

第四十八卷　第二號　昭和十年二月一日發行

財團法人　刑務協會發行

矯正図書館

刑政



第四十八卷
第二號

常習的初犯者と保護觀察

玆にわたくしが名づける常習的初犯者とは有罪の判決を受けることは初めてであるが、それまでに屢々不起訴處分を受け、有罪判決を受けた時は既に犯罪性が濃厚になつて居るところの初犯者を意味するものである。

從來の扱ひ方によれば常習犯人とは前科數犯を有し監獄の門を幾度もくぐる習性を有する犯罪人を指し、之に對して或は累犯監獄を特設し或はその釋放後にイギリスの如く豫防拘禁制度を設けて次の犯罪を未然に防止することを講じたものであつた。しかし、犯罪人がかやうに本物の常習犯人になつて了ふとそれを改化遷善に導くことは容易なわざではない。わたくしはかやうな常習犯人に對し改善不能だなぞとは決して主張しないが、しかしその改善は容易なわざではないことを信じて疑はないのである。

かやうな犯罪人に對する刑事政策を講じて之を行ふことは目下の急務ではあるが、わたくしは玆にその問題以上に常習的初犯者に付ての對策を講じなければならぬと思ふ。

惟ふに、現行刑事訴訟法が起訴の便宜主義を採用して以來檢事は所謂檢事の自由裁量によつて小事件を不起訴處分に付し得るやうになつた。しかし、わたくしは檢事のこの自由裁量の標準が犯罪の被害の大小に重きを置かるるなきやを憂慮するものである。若もこの處分が被害の點のみに立脚して犯人の惡性そのものを看破することなくんばこの不起訴處分は、犯人をして狡智を學ばしめるの弊を生じないとも限らない。

刑務所に於ける初犯者の身分帳を査閲する人ありとすれば、そこに意外にも初犯の刑に服する迄には多きは三回四回の不起訴處分を以て赦されて居るものが決して二、三に止まらないことに氣がつくであらう。而もその多くは被害が僅少なるが故を以てかくは寬大に赦されて居るものである。

世人はとかく檢事を冷酷鬼神の如く考へ易い。しかし、玆上の如き事例を見るにつけわたくしは今日の檢事にむしろ意外にも涙もろ過ぎる點のあることを否定することが出來ないのである。否、涙もろさを超越して刑事政策の眞髓を遠ざかる場合のあることをあげつらはねばならぬことすらあり得るのである。

なるほど被害額の點から見、行爲そのものから見れば五圓や十圓のはした泥棒は二度三度は愚か四度でも五度でも赦した方が妥當である場合はあり得る。しかし乍ら、さやうな小惡事にしてもそれが度重なるに連れて、その犯人は習性を覺え漸次病膏肓に至つて行爲こそ小なれその危險性は累犯者を凌ぐ場合が起り得るのである。感化院（教護院）を卒業して更に少年院に、次で少年刑務所に收容される受刑者たちは形こそ初犯であるがその實本物の常習者を凌ぐ者が決して少くない。現に少年刑務所の受刑者が折角相對的不定期刑に服し乍ら、漸く長期間際に於て假釋放を受くる情況にあるのは少年受刑者たちが既にかやうな習性を養はれて居る場合が多いからである。

わたくしはかやうな犯人はたとひそれが刑としては初犯であつても、之を常習的初犯者として普通の初犯者殊に偶發犯人や激情犯人と區別しなければならぬと思ふ。曩にもこの卷頭言に於て述べたことがあるがナチスの行刑法に於て初犯者でも犯罪の習性あるものは累犯者と雜居せしめることにしたのも結局右の如き見解に基くものであつたといひ得よう。

さてかやうな常習的初犯者に對し行刑として普通初犯者と異る敎化法を行ふべきは勿論であるが、刑事政

策としては不起訴處分を重ねることによつてかかる常習性を導くことを絶對に避けることに努力せねばならぬのである。

今日、不起訴處分がいたづらに繰返されるの弊あるは何か。不起訴處分の恩典に浴し乍ら而も敢てみたび罪を犯すに至る原因は何か。わたくしはその最大原因を不起訴處分者に對する善行試練の制度がないことであると思ふ。苟も犯罪を赦す以上、そこに一定の期間を定めて彼等の善行を試練することの效果的なることは既に宣告猶豫制度に伴つて行はれつつある英米の保護觀察制度が之を證するところである。而して、わが學界及立法事業に於ても既に之を執行猶豫に採用し、更に之を治安維持法違反の假釋放者にも適用しようとして居るといふことである。しかし、わたくしはそれよりも以上に差當り現在の不起訴處分者にこの保護觀察制度を採用し以て常習的初犯者の撲滅を計らねばならぬことを確信するものである。

昭和九年一日廿六日夜

正　木　亮

ナチスの刑罰制度と現代刑事學（一）

正　木　亮

一

ナチスの刑罰制度として擧げられて居るものは死刑、要塞禁錮 Festungshaft、自由刑（重懲役、輕懲役）、拘留、笞刑、名譽刑、國籍排除 Ächtung 沒收、罰金、桎梏 Pranger 及び公示である。(一) ナチスの刑罰組織は從來の組織に比して非常に多岐に分れたが、しかし刑罰組織が多樣に分化することは決して惡いことでも不合理なことでもない。否むしろ刑罰作用の個別化を徹底せしむるが爲めには望ましき場合があり得る。一九三四年にナチス隣國のフランスでも刑法草案が發表されたが、そのフランス草案の中の刑罰組織も亦ナチスのそれの如くに多樣に分化された。それに對して司法大臣アンリ・シェロン Henri Chéron は之は刑罰個別化を徹底せしめようとするに外ならないと說明した。(二) この傾向は早くもソヴィエト・ロシヤに於てもあらはれて居た。

刑事責任が意思を中心として定められるべきものなりや否やに關する議論は少時措き今日の刑罰の使命が犯罪行爲を處罰するものにあらずして犯罪人その人を處罰するものであるといふ點は否定することが出來なくなつた。(三) そして刑罰が犯罪人を處罰するものであるといふ議論が是認されれば、そこに當然犯罪人の刑罰感受性といふことが考慮されねばならなくなるのである。或る者は監獄に繫ぐことが必要であり、又或る者は監獄に繫ぐよりも經濟的打擊によ

らしめる方が刑の效果を期待することが出來る場合があり、又或る者は名譽を剝奪することが最も有效である場合がある。人人の特徵、諸種の情況によつて一樣でないから刑事政策の觀點よりすれば澤山の種類の刑罰を定めて各人の主觀に應じてその最も有效なる刑罰を選び得るやうにすることが妥當であると考へられるやうになつた。

だから、今日の刑事學に於ては一方には刑罰の種類が增加し、他方には罰金刑に自由刑を罰金刑に換へ得ることを容易にして刑罰作用を人の特質に應じて效果あらしめようとする傾向を生じた。(四)

ナチスの刑罰組織が多岐に分れたのも、もちろん犯人の刑罰感受性が考慮されてのことではあるが、反面に於てナチスの刑罰組織はドイツの國民感情を特に考慮したと主張する點に特徵があることを忘れてはならない。例へば、死刑、笞刑、國籍排除及び桎梏の如き刑は一般を警戒する上からも、國民の法律感 das Rechtsgefühl des Volkes からも要求せらるるものであるとするのである。

抑もナチスの刑法の根本思想は「刑法は風俗秩序の Sittenordnung の映像でなければならぬ」といふ點であるとされる。この風俗秩序といふものが結局に於て所謂社會觀 Weltanschauung といふものになるのであらうか、そのドイツ人の風俗秩序の點から見ると同じ死刑の效果を來すにしても絞殺は非常に侮蔑的に考へられ、又同じ斬首でもギリチンよりも手斧の方がドイツ人むきであるとされ、又銃殺はゲルマンの英雄崇拜的な氣分に合致するものだとして死刑方法の中

の最も輕い方法とされるやうになつたが、(五)之によつて見てもナチス刑罰制度が所謂社會觀なるものに非常に則したと、して居ることを見逃してはならない。

刑罰制度を社會觀に則せしめねばならぬといふ主張はひとりナチスばかりでなく我國に於ても常に叫ばれるところであるし、刑事學上に於ても亦重要視されるところである。しかし、社會觀そのもの、立法の標準となすべき社會觀がどんなものであるかを定めることは極めて容易なものではないと思ふ。しかし、少くとも一時的に言論機關によつて釀成されるもの、群集心理の如きものにあらずして、例へばわが國に於ける祖先崇拜、忠君愛國の情の如く恒久不變萬民共通の感情こそ立法の標準たり得べき社會觀なりとせねばならない。臨時法制審議會決議綱領第一號の淳風美俗といふ觀念は目下改正中の刑法がわが國の眞の社會觀を立法の標準とすることを明かにしたものである。

ナチスの刑罰制度に於ては國民が最も慘忍とし最も痛苦とするところを以て刑罰の基礎とし、以て社會觀に合致するものなりとしたが國民はかかる刑罰によつて威嚇されることを望むものではない。若も、謂ふが如く死刑の公行を望むことがドイツ國民感情に合致するとせば(六)ドイツの社會觀はリンチを望むアメリカの社會觀と同じく素樸的感情に過ぎないことになり、それを取り容れたナチス刑罰制度は現代刑事學の埒外に置かれねばならぬ。

ナチスの刑罰組織はかやうな素樸的社會觀から作り出されて居るものが少くない。死刑の外に笞刑、桎梏の如きが特に眼立つ。かやうな刑罰組織と現代刑事學の大勢とを比較檢討する

のが本論の目的である。

一 Franz Gürtner, Das kommende deutsche Strafrecht, 1934, S. 86 ff.

二 Zum Entwurf eines neuen französischen Code pénal (Zeitschrift für gesamte Strafrechtswissenschaft. Bd. LVI. Hft. 3, S. 250.)

三 牧野博士「刑法に於ける重點の變遷」(昭和四年)第四〇頁以下。そしてそこには各國の刑法草案が此の主觀主義の刑法理論を容れつつあることを述べられて居る。一九三四年四月二十四日のフランス刑法草案も亦この點を容れたと報告されて居る。

四 換刑の自由は刑法並監獄法改正調査委員會總會決議及留保條項第六章「刑ノ適用」第六十一條以下に於て之を認めることになつた。

五 Franz Gürtner, a. a. O. S. 87 ff.

六 Franz Gürtner, a. a. O. S. 87. それには「人が現代の感情に則しようとするならば死刑執行を公行するやうに組織せねばならぬ」と說明して居る。

二

ナチスの刑罰制度としては死刑の存廢論の如きは問題の限りでない。否死刑こそは最も尊嚴眞摯なる刑罰として存置せねばならぬといふのがナチスの刑事思想である。(一)

死刑が最も尊嚴にして完全なる刑罰であるといふこのナチスの刑事思想は曩にも述べたやうに國民の素樸的感情に基くものでそこに何等の實證的根據を見出すべきものはない。ナチスの立法家たちは徒らに死刑に對する國民の嫌厭心を探求してその嫌厭心と刑罰とを對立せしめてそこに刑罰の威嚇力が存立するものであると信じ且嫌厭心の濃度によつて死刑の方法

に段階を認めることにしたのである。從てその見置より當然に最も輕き死刑方法として自殺が是認せらるべきであるが、之に關しリイッチュ Rietzsch は說明して曰く「死刑に處せられたる者に對し毒盃を飮ますことにより durch Trinken eines Giftbechers 刑を自らの手で執行せしむべきや否やに關する問題は考慮の價値がある」と。(二)

ナチスの死刑存置論は從來の議論より一步を進めた點は見出せない。只、その執行方法に段階を定めた點は刑事政策上檢討せねばならぬ新しき問題であるといへよう。

嘗てわが行刑制度調査會に於て死刑の執行方法に改良すべき點ありや否やといふことが諮問せられて同會に於ては現狀が維持せらるべきものであるとせられたが、死刑を維持しその威力によつて犯罪を防止し得るならばその執行方法の異ることにより威力の差異の生ずることは當然認められねばならぬし、そこにドイツ死刑制度に理論的根據の否定せられざるもののあることを認めねばならぬのである。一言にして盡せば、應報思想を具現するところの死刑に重い死刑と輕い死刑との考へられることは當然のことであるとわたくしは思ふ。

しかし、死刑問題は方法問題よりも先づ根本の存廢論が決せられねばならぬのである。ベッカリーヤ以來諸國の刑事政策に於て扱はるるものは死刑方法の問題にあらずして根本の存廢問題であつた。(三) 一九三〇年の國際刑法及監獄會議が扱つた點も正にその點であつたのである。而して、死刑存廢論は常に應報思想、刑罰の威力の問題を中心として論戰が交されたのであるが、玆に死刑存廢に關して特に解決せられねばならぬとされる現代刑事學上の要求は個人的及國

家的經濟問題である。

バーマンS. Barman は應報的刑罰制度 a retributive penal system を評して最も高價なる國家的不經濟 a most costly luxury であるとし一般財政上極端に無益なる課稅であると主張した。(四) 應報的刑罰に對するバーマンのこの主張は特に死刑制度に於て顯著なるものがあるのである。わたくしは嘗て次の如き趣旨に於て死刑制度の矛盾を指摘した、卽ち死刑を執行して益するものは被害者の遺族たちが一時的にかち得る滿足のみであつて、彼等はその後に於て果して何を利得するか。國家は加害者に應報を加へ得たが、被害者の遺族を如何にして救濟せんとするか。之を救濟することなくしては國家は一の犯罪を防いで更に幾多の犯罪の卵を產みつけつつあるのである。加害者の遺族も被害者の遺族も死刑執行と共に考慮されねばならぬ國家の負擔である。この負擔を果すことなくして行ふ死刑は刑事政策上有害でこそあれ墨守すべきものでないとしたわたくしの主張は(五)一面に於てこのバーマンの經濟論と合致するものであると思ふ。

死刑に對して疑問を持つ理由として更にホッヘA. E. Hoche の主張するところを要約すれば死刑といふものは長い間感情論の上に成り立つて居たもので死刑といふものがそんなに怖ろしいものであるかといふ點が考へ直されねばならぬ。何となれば、ドイツに於ては毎年一萬六千人より一萬七千人の自殺者があるといふことによつて刑法が自由よりも財產よりも重しとして居る生命がむしろ輕んぜられて居ることによつて死刑の威力に動搖を來したと見るべきだといふのである。(六)

ホッヘは私自身に付いて言へば些々たる死の前に於けるよりも十年の重懲役に服役することがもつと怖ろしく感ぜられる(七)といつて居る。ホッヘのこの思想は既にベッカリーヤが擧げて居る(八)點と同じで、ベッカリーヤは之に基いて死刑廢止を强調し、ホッヘは之に基いて死刑を刑にあらずして保安處分として是認すべしと主張するのである。(九) ナチスが死刑の一方法として毒藥自殺を是認しようとして居るのはホッヘのこの觀點に近いものがあるが、しかし、たとひ保安處分としての概念によらしめようと、自殺を許さうと、その何れによるにせよ死者の遺族、被害者の生活問題を解決するにあらざれば刑事政策上の奢侈物たるを免れない。

從來の死刑廢止論は死刑の非回復性卽ち誤判の問題、人道問題等より繰返され、之に對して死刑を維持することは國民の確信であり之なきときは私刑の危險が虞れられると主張される。(一〇)

わたくしは、その何れの議論によるにせよ、その議論が犯罪防壓を度外視して立てられるならその廢止論も亦感情論に墮したものとせねばならぬと思ふ。死刑を廢止してもそれによつて社會人心を損ふことなく、又死刑を行ふよりも行はない方がもつと效果的、經濟的、政策的である場合に死刑廢止論が是認されねばならぬのである。

かやうな意味から死刑存廢論を考察するとき只管所謂社會觀に基いたとするナチスの死刑存置、執行方法の分化は刑事學上決して進步といふべきではない。又死刑囚に毒藥自殺を認めんとする趣旨も決して不當なことではないが、しかし、反面に於てさなきだに死によつて人生を解決せんとする自由刑者たちに如何にあし

き影響を與へるものであるかをも考慮せねばならぬとわたくしは思ふ。

一 Franz Gürtner, a. a. O. S. 86.
二 Gurtner, a. a. O. S. 87 ff.
三 プラハに於ける死刑存廢論は議題外に於てベネシュ外相によつて持ち出され氏はむしろ之が存置を主張したのである。
四 S. Barman, The English Borstal System, 1934, P. 22.
五 拙述「刑事政策上より觀たる刑罰制度の矛盾點」(中央講演、昭和九年一月卅一日發行第八頁以下)。
六 A. E. Hoche, Die Todesstrafe ist keine Strafe (Monatsschrift für Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 23. Jahrgang, Hft. 9/10, S. 554 ff.
七 Hoche, a. a. O. S. 556.
八 風早八十二氏譯ベッカリーア著「犯罪と刑罰」第九〇頁。
九 Hoche, a. a. O. S. 557.
一〇 武藤文雄氏「刑法における概念の規範的構成」(昭和九年)第二五八頁以下。

三

次にわたくしはナチスの自由刑制度に關して一言を費し度い。ナチスの自由刑制度は現代刑事思想と甚だしくかけ離れた。先づ自由刑の種類は著しく增加された。曰く、要塞禁錮、曰く重懲役、曰く輕懲役、曰く禁錮 Kerkerstrafe 及び拘留。(一)

現代刑事學の要望は一面に於ては上述の如く刑の種類を分化して犯人の特性に應ぜしめ、他

面に於ては自由刑を單一化して自由刑による敎化の徹底を期せようとするのである。(二) 從來のドイツ自由刑制度を見るに要塞禁錮は只名のみにして事實要塞に於て執行することがないのみならず、(三) 重懲役と輕懲役との差異すら之を認むるに由がないとされて居るのである。(四)

刑法上の問題としては犯人の行爲の性質、一般の感情等より種々なる自由刑を定める必要はあらうがその實行に付て觀察するときそこに幾多の矛盾のあらはれることを否定することが出來ない。

刑罰の衡平の問題から見ても自由刑の種類を多くすれば多くするほどそこに輕かるべき自由刑がむしろ重く、重い自由刑が輕い場合を生ずる。(五) 例へば、わが懲役と禁錮とに於て特にその弊を認めることが出來る。かやうな、矛盾、弊害を避け專ら同一規格の下に改化遷善の實を擧げようとすればおのづから自由刑の簡單化が叫ばれねばならなくなるのである。故に自由刑單一問題は敎育刑主義の結論ともいふべきである。

この新しき刑事學上の問題に對してナチスは反對を始めたのである。卽ち「過去數十年間重懲役と輕懲役との區別を廢止すべしとする傾向が屢〻擡頭した。行刑を單に敎育的見置に從つて組織すべしとする努力の中に於てこの區別を無價値なりとして取除くべきことを信じた。かやうな思想は之を排斥すべきである」(六)として犯行の種類に從つて當然にそれに相應する色々な自由刑がなければならぬとされたのである。而して執行の加重に對する要望は行刑が漸次莊重を失ひ而して非常に寬大になつて來た現代への反動である。重懲役と輕懲役との嚴重な

る差異を要望することはこの區別が實務上且四人自身の意識に於ても全く消え去つて居るところの經驗より生ずるものであるとして居るが(七)、かかる結果は行刑の目的を實證するものであつて、それを以て教育刑の弊害とすることに付ては明瞭なる説明が述べられて居らない。換言すれば、この説明では自由刑單一化に對する反對は反對せんが爲めの反對に過ぎないことになる。

次にナチス自由刑に於ては刑の加重Strafschärfungといふことが考へられた。即ち、從來の行刑はあまりにも人道的で效果のないものであつたからもつと四人に痛苦Übelを感ぜしめるようにする必要があるといふところから判事は行爲者の個性に從ひ且その犯意の程度に從ひ加重を命ずることとし、その加重方法として獨居、堅き寢具、暗室屛禁、夜間に於ける照明の剝奪、副菜の拒否、作業賞與金の拒絶又制限を擧げて居るが(八)、この程度のものは行刑の運用に於て緩嚴よろしきを得るものであつて、それを利用して自由刑名を分つことはいたづらに抽象的刑罰觀を滿足せしめるのみ結果となり行刑上より觀察すれば全く意味がない。況んや此等の加重を爲したる重懲役に別名を付するが(九)如きは全く反動主義への迎合に外ならぬとわたくしは思ふ。

ナチス自由刑の執行は莊重にして且嚴格公正なる嚴性unerbittliche, gerechte Strengeを用ふべきことを規定して居るが、既決囚の生活を以て罪なくして勞働及職業生活を離れたる失業民の生活以下たるべしとした點に付ては刑事學上特に考慮を拂ふべきであると思ふ(一〇)。

ナチスのこの思想はワイマール憲法への反動である。同憲法第百五十一條に於て明かにされた「人たるに値する存在」といふことをナチス政府は蹂躙したことになるのである。「失業民の生活以下たるべし」と規定する以上失業民の生活規準は當然制定せらるべきものであるが、それなくして食に喘ぐ失業民以下の生活を要望することは國家が國民を動物視することになるのでその國家は人道國家でも、文化國家でもない野蠻國家に過ぎない。ナチスの行刑は實に國家形態を斯樣なものに導いたのである。畏くも明治大帝の御製に

罪あらばわれを咎めよ天つ神民はわが身の生みし子なれば

と仰せられた日本國家思想と比較して思半に過ぐるものがあるとわたくしは思ふ。

行刑組織は囚人の分類、その分類の爲めに科學殊に生物學の力を藉りて居るところ、患者に對する處置、六月以上の初犯者に對する累進處遇の適用等現代行刑思潮に合致する點も尠くないが、その根本思想が現代刑事學傾向と反する以上ナチスの行刑制度が錯雜せる矛盾だらけのものになつたことは止むを得ないと思ふ(一一)。

一 Gürtner, a. a. O. S. 88 ff.

二 牧野博士「刑法改正の諸問題」(昭和九年)第二七八頁以下、拙稿「行刑を基點として考察したる不定期刑」(法學志林第三六卷第四號第五八頁以下)。

三 Berner, Strafrecht, 1898. S. 209.

四 Max v. Baehr, Zuchthaus und Gefängnis, 1912, S. 2.

五 拙稿前揭法學志林同卷同號第六一頁以下。

刑政第48巻第2号
矯正図書館

六 Gürtner, a. a. O. S. 89.
七 Gürtner, a. a. O. S. 91.
八 Gürtnes, a. a. O. S. 92.
九 Gürtner, a. a. O. S. 95 によれば昔の監獄名 Turm, Kerker といふ名をつけることにするとして居る。
一〇 Das prenssische Strafvollstreckungs-und Gnadenrecht vom 1. August. 1933. §. 17.
一一 木村教授「ナチスの刑法」(ナチスの法律所報第二八二頁にその矛盾が指摘されて居る。

民族主義を基本とするナチス刑法（講演）

——その教育刑論から見た價値——

木村龜二

一

ナチスの刑法(一)と申しますとアドルフ•ヒットラーの政權の下に立つところのドイツの刑法を謂ふのであります。勿論、ナチス刑法と申しましても、今日のナチス•ドイツに纏つた新しい刑法典があつてそれを指すのではありません。大體、一昨年卽ち千九百三十三年三月の所謂ナチスに依る國民革命以來制定せられました諸種の刑事法及び其の背景となつて居るところの刑法思想のことを謂ふのであります。

かくの如く、ナチス刑法は、今日のところ、未だ纏つた形態を持つたものではありません。それは、從來のドイツ刑法典の部分的な改正として及び個々の特別法として、表示せられるに止つて居るのであります。然し、これ等の諸種の刑事立法を指導しつつあるところの原理は大體統一して居ると謂ふことが出來るのであります。そのナチス刑法原理を明白にしたところのものは、一昨年卽ち千九百三十三年の秋にプロイセンの司法大臣で目下同時にライヒの無任所大臣

であるハンス・ケールの發表したところの『ナチス刑法に關するプロイセン司法大臣の覺書』(二)といふ文書であります。この外に、尙ほ、昨年刑法總則に關するナチスの思想を表明した二つの文書が公にせられて居ります。その一つは『ドイツ法アカデミーの刑法部中央委員會の覺書』として發表せられた『一般ドイツ刑法要綱』(三)であり、他の一つはライヒ司法大臣のフランツ・ギュルトナーの發表した『刑法改正政府委員會の調査報告』たる『將來のドイツ刑法』(四)といふものであります。これ等三つの文書は、その主體が、それぞれ、『プロイセン司法大臣』『ドイツ法アカデミー刑法部』『ライヒ司法大臣』といふやうに異つて居るのでありますが、その內部的協力者が部分的に共通して居り且つ最初のプロイセン司法大臣の覺書が基礎となつて居るといふ關係上、大體、同じものであると謂つてよいのであります。それでありますから、ナチス刑法の何であるかを知るには、これ等の文書とヒットラー政府の刑事立法(五)とを研究すれば解ることになつて居るのであります。

然らば、何故に、ナチス刑法が特別の題目として今日の世界の注意を集めつつあり、特に我が國の立場から考慮が拂はれねばならぬのであるかと申しますと、そこには二つの理由があるのであります。卽ち、第一には、ナチスの刑法は從來の自由主義國家の所謂自由刑法ではなくして、獨裁國家といふ新しい國家形態の新しい刑法——ナチスの理論家の言葉を借りて申しますと『權威的』な刑法——であるといふことであります。第二には、ナチス刑法は、從來我が國の刑法學及び刑事立法の上に甚だ重要な影響を持つて來たところのドイツ法學上の出來事であつて、その

成立が我が刑法及び刑法學に如何なる意義を持つべきかを考へることは我々にとつては不可避的なことであるといふことであります。それで、私は、ナチス刑法の一般的性格とその特殊の構造とを分析說明しながら、その我が刑法學に對する意義——と申しますよりも、それに對して我が刑法學の採るべき態度を述べて見たいのであります。

二

ナチス刑法の一般的性格を理解するには、それの對立物であるところの從來の自由主義的刑法と對照比較して見ることが最も便利であり且つ必要なのであります。勿論、ナチス刑法は自由主義刑法に對する獨裁主義刑法の唯一のものではありません。獨裁的な刑法としては旣に千九百二十七年のソヴェート・ロシアの刑法と千九百三十一年のファッシスト・イタリアの刑法とがあります。それで、これ等の獨裁刑法は、同じ獨裁的刑法であつてもその社會的政治的基礎が異つて居るので、之を同樣に取扱ふことは場合に依つては反つてその本質的理解を碍げる虞さへあるのでありますが、その點は暫らく留保いたしまして、獨裁刑法といふ外形を標準として、ナチス刑法を中心に、相互の比較をしながら、その自由刑法との差異を述べることといたします。そこで、獨裁刑法としてのナチス刑法の中心は何かと申しますと、それは團體主義といふことであります。この點が、ナチス刑法と從來の自由主義刑法とが根本的な對立を形造つて居る點であります。元來、自由主義刑法は多少の程度の差はありますが(六)、大體、個人主義的なもので

あります。即ち、そこでは、國家は絶大な強力の主體であると考へられ、刑法はこの國家の無制限な權力の行使を制限して個人の自由を保護すべき任務を持つものであるとせられて居るのであります。この思想の刑法的表現は所謂罪刑法定主義の原則(七)であつて、我が舊刑法の第二條に『法律に正條なき者は何等の所爲と雖も之を罰することを得ず』とせられたのがそれであります。ナチス刑法は、この罪刑法定主義の原則を以つて啓蒙時代の個人主義思想であるとして否定し、刑法は個人――犯人――を保護する以上に國家を保護しなければならぬ、換言すれば、刑法は、犯罪人を國家の擅斷から保護する以上に、國家秩序を犯罪的侵害から保護すべきであると爲すのであります。そして、この見地から、所謂罪刑法定主義の結論として主張せられて來た個々の原則を制限又は否定することとして居ります。

その最も著しい現はれを見ますと、第一に、罪刑法定主義では刑法の解釋上類推といふことを禁止して居るのでありますが、ナチス刑法では類推解釋を認むべきであるとせられて居ります(八)。この點につきましては、ナチス刑法とファッシスト刑法とでは、共に類推解釋を規定する積極的條文は未だ存在して居りませんが、ソヴェート刑法ではその第十六條で明白に之を許す規定を設けて居ります。次に、罪刑法定主義の結論として、普通、刑法の效力不遡及といふ原則があるのでありますが、之に反して、ナチス刑法では刑法の效力を遡及せしめることを認めて居ります。しかも、之はナチス刑法のパテントでありまして、一昨年に起つた例の有名なドイツ國會議事堂の放火事件の犯人を處罰した法律(九)は、その法律が出來た約一箇月以前に遡つて適用せられる事が法律上規定せられたのであります。又、昨年六月三十日から七月二日に亘る例のナチス清黨運動の目的でなされたといふ虐殺事件は、その事件の濟んだ翌日の七月三日の法律(一〇)で、國家の正當防衛行爲として合法化せられたのであります。

この國家正當防衛といふ思想は、實によくナチス刑法の國家主義を現はして居りますが、さうした思想はソヴェート刑法でも認められ、その刑法第十三條ではソヴェート制度の侵害に對する正當防衛は處罰しないこととせられて居ります。同時に、この國家正當防衛の肯定の反面に、ナチス刑法では個人の正當防衛を制限するに傾いて居ることも注意すべきでありましょう。又、團體主義の國家防衛の見地から、ナチス刑法では、從來の共犯の從屬性の理論を排斥して獨立性論の立場を採り共犯に關する諸種の區別を撤廢することに傾いて居ります(一一)。更に、又、從來の刑法の如く、既に犯罪の結果が成立してから處罰するのでは社會を防衛するには遲いとして、犯罪的意思の表現せられた危險なる行爲――ナチスの理論家はこれを犯罪の『企行』と呼んで居ります――これを基礎として處罰が爲さるべしとせられて居ります(一二)。

以上は、犯罪の一般的形式に關するナチスの團體主義の現はれでありますが、犯罪の特殊的具體的內容についても非常に國家的なものが强調せられて居ります。例へば昨年四月二十四日の刑法の改正に因つて(一三)、公然虛僞の事實又は歪曲せられた事實を主張してドイツ國民の名聲を傷けた者は懲役に處せられることとなつて居るのなどは注目すべきものであると思ひます。イタリア刑法などでも(一四)、國民的感情を毀損又は低下せしめたものは懲役となつて

居りますが、これは同一傾向を示したものであります。これ等の規定については、尙ほ、その國家主義の半面に、犯罪とせられる事實の限界が無制限に擴げられ得ることとなつて居るのなども注意すべき特徴であると思ひます。

三

次に、犯罪に對する刑罰が問題となるのでありますが、刑罰としては、ナチスでは死刑の必要が特に强く主張せられて居ります。これは、死刑に因つて國家の尊嚴を示す爲めであるといふのであります。それでナチスでは、現に普通の死刑執行方法としての斬首の外に、絞首といふ加重方法を認めて居ります(一五)。同樣に、イタリアでは、千八百八十九年以來普通刑法上廢止せられて居つた死刑が、又、復活せしめられて居ります(一六)。この死刑を特に强く廣く認めるのは、獨裁刑法の特色でありまして、ゾヴェートでも亦銃殺が相當規定せられて居ります(一七)が、それは主として國家に對する犯罪についてでありますす。その他の普通犯罪については、大體從來の刑罰制度が維持せられて居ります。唯だその刑罰の目的・任務については、獨裁刑法の中にも重要な差異があつて、ロシア及びイタリアでは犯罪人を社會的に教育して再び有用な國家の一員と成らしめるといふ教育刑の原理が採られて居りますが、之に反して、ナチス刑法ではどこまでも犯罪人に對して苦痛を加へるべしといふ古い應報刑の原理が保存せられて居るのであります。ナチス刑法では、更に、斷食とか笞刑(一八)とかいふ如き封建的な刑罰制度を復活せしむべしといふ聲も存して居ります。それでブロイセンの監獄法では、受刑者に對しては普通の失業勞働者以下の生活を標準として處遇すべしと爲されて居ります。

尙ほ、刑罰と關聯して最近どこの國の刑法でも保安處分を認めることとなつて居るのでありますが、ナチス・ドイツでは一昨年の十一月二十四日に保安處分に關する法律が作られ、昨年一月一日から實施せられて居ります。この法律は大體最近の刑法上の思想を採り入れたものでありますが、その中、ナチス固有の點は(一九)、滿二十一歲以上の男子の風俗犯人に對して去勢を爲すことを規定したことであります。これに關聯して興味のあるのは、類似の思想がドイツの有名な哲學者カントに依つて既に持たれて居つたことであつて、ナチスの立法者がそれを知つて居つたか否かは存じませんが、これは我々の今日の人道思想と科學との上からは實は餘り感心した法律ではありません。

四

ナチス刑法の團體主義の固有の內容は、それが單純な國家主義ではなく民族主義であるといふことであります。更に、具體的に申しますとドイツ民族主義であるといふことです。例のユダヤ人の排斥の如きも、思想的にはこのドイツ民族主義から來たのでありますが、この民族主義と關聯して興味ある刑法上の法律が二つあります。

その一は動物保護法(二〇)でありまして、一昨年十一月二十四日に制定せられ、昨年二月一日

から行はれて居ります。この法律は、元來、ドイツ民族が動物愛護の情に富み、動物に對して高き道徳的意識を持つことを表明したものであるさうでありまして、この法律では例へば、自己の家畜を捨てた者や犬の耳や尾を切つた者には相當多額の罰金と拘留とが併科せられることとなつて居ります。成る程、この動物愛護の思想は誠に結構なものであります。然し、この法律の趣旨と自己の政敵やユダヤ人等の人間に對するナチスの處置とを比較して見ると、そこに稍々矛盾を感ずることを禁じ得ないと思ひます。

次に、ナチスの民族主義と刑法と深い關係を持つた立法は所謂斷種法（二一）であります。この法律は一昨年の七月十四日に作られ、昨年の一月一日から實施せられて居ります。その立法趣旨は、ドイツでは精神薄弱者及び其の他の遺傳的低格者の繁殖力が甚だ大であるのに反して優秀なる國民の增殖率が低く、この調子では、やがて百年も經つと低劣な國民に因つて優秀な國民が征服せられ、ドイツ民族の衰亡を來す處があるといふので、精神的低格者の遺傳を阻止しようと謂ふのであります。法律の本當の名稱は『遺傳的子孫の防止に關する法』と申します。ここで斷種と申しますのは、去勢とは異つて、性慾は保存して、生殖を防止することを意味します。かうした斷種法は、既に、アメリカ合衆國、スイスの一部、デンマーク、フィンランド、カナダの一部、メキシコ等に在りますし、其の他イギリス、オランダ、スエーデン、日本等にも立法運動が起つて居ります。それで、例へば、アメリカ合衆國では、インディアナ州に於て斷種法が最初に出來たところの千九百七年以來一昨年の一月一日までに、一萬六千六十六名に對して斷種が行はれたとせられて居ります。又、ドイツ自身においてもヨーロッパ大戰以來斷種立法促進運動が相當盛となつて居つたのでありまして、既にナチス政權樹立以前に立法化の機運は十分熟して居りました。それで、この法律は、別にナチスの新發明でもなんでもありませんが、ナチス政府に依つて實現せられたところに、その重要性があるのであります。この法律に因つて、斷種の對象となるのは九つの遺傳性精神缺陷者でありまして、第一が先天的精神薄弱者であり、第二が精神分離症即ち早發性癡呆であり、第三が循環性精神病者、第四が遺傳性癲癇病者、第五が遺傳性舞踏病者、第六が遺傳性盲、第七が遺傳性聾、第八が重き遺傳性畸形、第九が重きアルコホール中毒患者であります。これ等の病氣が確實に遺傳するものか否か及び其の患者が正確に診斷せられ得るか否か等については、私は專門家でないので何とも申し上げ兼ねますが、法律形式としては、流石にドイツだけあつて、他の諸國の同種の法律とは比較を超越して完備したものであると謂つて差支ないと信じます。

五

さて、以上お話申し上げましたところがナチスの刑法の今日の輪廓であります。勿論、ほんの輪廓でありまして、詳しく專門的に論じますと限がありません。それで、然らば、我々は一體このナチス刑法から何を學び何を學ぶべからざるか——この問題が直ちに起つて來ます。そして、この問題を具體的に解決いたしますには、我が國の今日の社會的政治的事情と我が國の刑法の

現實問題を正確に述べねばなりません。然し、さうした問題に深く論及する遑を持たぬのでありますから、唯だ甚だ抽象的な原理的な點のみを採り上げることといたします。

そこで、今日、日本の刑法の持つて居る問題は何かと申しますと、それは一方では、單純に從來の個人主義を維持すべきではなくして新に團體主義的たるべきではなからうかといふことであり、他方では、古い應報刑主義を固執すべきではなくして新しい教育刑主義を採るべきではないかといふことであります。この見地から考へますと、私はナチス刑法が犯罪概念について從來の個人主義を克服せんとする努力の中には確かに新しいものへの發展の契機が藏されて居ると思ひますが、之に反して、それにも拘らず、刑罰理念について應報刑といふ古い封建思想が固持せられて居るのは甚だ保守的反動的なことだと思ひます。然し、同時に、又、ナチスの團體主義たる民族主義的國家主義は、極端に個人の價値を無視したものたることも忘るべきではありません。それで私は極端なる個人主義と極端なる民族主義との中間を行くところの社會的な國家主義を刑法の原理と爲すべきであると考へて居ります。それが、私どもの主張して居る教育刑思想(二二)であります。

教育刑といふのは、國家は犯罪的侵害から社會を保護すると同時に、又國家は犯人——その犯罪に至る事情の中には社會そのものが原因を作つて居る場合があるのでありますから——この犯人を再び社會の有用な一人にまで指導教育するといふことを原理とするものであります。換言すれば、國家は犯罪人を徒らに死刑に處するが故にのみ強いのではなく、犯人の如きをすら人間として自己の中に包容し社會化し得るところに、國家は眞に道德的な强さと精神的な權威とを持つといふ思想が教育刑の理念であります。幸にして、我が國では、かかる教育刑への理解(二三)は段々と深きを加へ廣きを至して居るやうであります。それで、私はこの教育刑原理を我が國においては固持し發展せしめながら、ナチス刑法を批判し同化し行くところに、我々のナチス刑法への態度が與へられて居ると信ずるものであります。

之を要するに、民族主義を基本とするナチスの刑法は、必ずしも贊成し難い相當多くの思想を含んで居るのでありますが、然し、その團體主義的である點は確かに刑法の新時代への發展的意義を持つて居るのであつて、この點は、尙ほ未だ從來の個人主義刑法思想から十分脫却し切らない日本の刑法學にとつては甚だ多くの示唆を與へて居ると申すべきであります。

(一) ナチス刑法の詳細については、拙論『ナチスの刑法』(杉村・我妻・木村・後藤共著『ナチスの法律』第一五九頁乃至第二八六頁)參照。

(二) Nationalsozialistisches Strafrecht : Denkschrift des Preussischen Justizministers, 1933.

(三) Freisler Luetgebrune, Grundzüge eines Allgemeinen Deutschen Strafrechts : Denkschrift des Zentralausschusses der Strafrechtsabteilung der Akademie für Deutsches Recht, 1934.

(四) Gürtner, Das kommende deutsche Strafrecht, Allgemeiner Teil : Bericht über die Arbeit der amtlichen Strafrechtskommission, 1934.

(五) ヒットラー政府の立法を集めたものとしては、Hoche, Die Gesetzgebung des Kabinetts Hitler: Die Gesetze in Reich und Preussen seit dem 30. Januar 1933 が最も便利であり、最近までに十冊公刊

せられて居る。最後の分は一九三四年十月三十一日までの法令を收めて居る。

(六) 自由主義刑法と稱せられるものの中には大體二つの形態があり、第一は純個人的自由主義的であり、第二は社會的自由主義的である。ドイツでは、一八七一年の刑法典はその歴史的意義においては純個人的自由主義的なものであつたが、產業革命時代を經過するに從つて、解釋に依つて、社會的自由主義的な意義を持たしめられるに至つた。日本では舊刑法と現行刑法とが大體この二箇の自由主義のそれぞれの形態を代表して居ると爲し得るであらう。

(七) その意義については、牧野博士『罪刑法定主義と犯罪徵表說』、拙稿『罪刑法定主義の現代的意義』(刑政第四七卷第四號)等參照。最近、特に注目すべき文獻としては Henkel, Strafrichter und Gesetz im neuen Staat, 1934 參照。

(八) ドイツ法アカデミー刑法部中央委員會の覺書では、ルエトゲブルネは、『類推は現行法の法源として刑法においても亦不可缺である』として、次の如き提案をして居る。曰く、『刑法に違反したる者は法律に依る刑罰規定に從つて處罰せられる。刑法とは立法者に依りて制定せられたる刑法法規又はドイツ・ナチスの國民思想の中より生じ且つ法律及び法の比較を通して發見せられたる刑法法規を謂ふ』(Grundzüge, S. 43)と。又、刑法改正政府委員會の報告では、カール・シェーファーは、『行爲が明示的に可罰的なりと宣言せられざるもこれに類似の行爲が法律上處罰せられて居る場合、右の法律の基礎となれる法律思想並に健全なる國民思想上處罰が要求せられるときは右の法律を適用する』(Bericht, S. 132)と提案して居る。

(九) 『絞首及び死刑執行に關する法律』(一九三三年三月二九日)第一條。この法律は、『國家會議事堂放火犯人とせられた者の名を採つて、『ファン・デア・ルッベ法』(Lex Van der Lubbe)と稱せられて居る。

(一〇) 『國家正當防衛處分に關する法律』(一九三四年七月三日)。この法律は唯だ一箇條で、『一九三四年六月三十日、七月一日及び二日における叛逆的侵害鎭壓の爲めに取られたる處分は國家正當防衞として正當である』となつて居る。ドイツ法アカデミー刑法部中央委員會の覺書では、『國家の爲めにする緊急救助(正當防衞及び緊急避難)は法律上規定しない。政治的行動は、法律を其の時々の政治的要求に適合せしめるについて、自由を持たねばならぬ』(Grundzüge, S. 87)として居る。刑法改正政府委員會の報告では、國家正當防衞及び緊急避難については規定を設けないこととして居る。その理由は、緊急救助における『他人』の概念の中に國家が當然含まれるが故でなく、『國家の爲めにする正當防衞若らるべきでない』が故であるとせられて居る。然し、『國家の機關が、國民及び國家の存立にとつて緊急な危險ある場合に、爲すところの「國家正當防衞」』の如きは認めることとは勿論であるとされて居る(Bericht, S. 68)。尚ほ、國家正當防衞に關しては、拙稿『國家の爲めにする緊急救助』(國家學會雜誌第四八卷第二號第四〇頁以下)に詳しい。

(一一) この點で最も徹底した立場を採つて居るのは『ナチス刑法の覺書』(Denkschrift, S. 117, 131)である。尚ほ、Grundzüge, S. 116 ff.; Bericht, S. 73 ff. も思想的には同一と解してよい。

(一二) 拙論『ナチスの刑法』(『ナチスの法律』第二一〇一頁以下)に詳しい。尚ほ、Grundzüge, S. 46 ff.; Bericht, S. 9 ff. も同思想を明らかにして居る。

(一三) ドイツ刑法第九〇條 f。

(一四) イタリア刑法第二七二條第二項。

(一五) 『絞首及び死刑執行に關する法律』(一九三三年)第二條。アカデミー刑法部中央委員會の覺書では、死刑方法につき、普通は『手斧』に依る斬首を可とし、傷蹇的形式としては執行の公開を爲し、場合に因つては『自害』を認めることを提案し、ギロチン、銃殺は排斥して居る(Grundzüge, S. 101 ff.)。刑法改正政府委員會の報告では、

死刑執行方法に差別を付することは犯人に對して何等の作用を與へるものでないから不適當であるとして、一定の方法を原則とすることを提案して居る。その原則的方法は、現行法と同じく『斬首』と爲し、但し、手斧に依るかギロチンに依るかは決定して居ない。銃殺は軍刑法、戰時法及び例外法にのみ留保する。『毒に依る自害』(例外的には武器を供與して自害せしめる)も考へ得るが、この場合はその執行方法については、裁判官ではなくして、一定の政治的機關が決定すると爲すべきであるとせられて居る(Bericht, S. 87 f.)。

(一六) イタリア刑法の死刑執行方法は銃殺である(イタリア刑法第二一條)。

(一七) 但し、ソヴエート刑法では、死刑——その唯一の形式は銃殺である——は『暫定的處分』たるに過ぎぬことが明定せられて居る(ソヴエート刑法第二一條)。

(一八) 『斷食』と『笞刑』とを認めて居るのはプロイセン司法大臣の覺書(Denkschrift, S. 140)、ドイツ法アカデミー刑法部中央委員會では『笞刑』を是認して居る(Grundzüge, S. 106)、刑法改正政府委員會では、斷食には觸れず、『笞刑』は否認して居る(Bericht, S. 98)。

(一九) ドイツ刑法第四二條k。

(二〇) 拙論『ナチスの刑法』(『ナチスの法律』所收)第二六六頁以下。

(二一) 拙論『ナチスの刑法』第二三九頁以下、尙ほ、拙稿『斷種』(刑政第四六卷第九・一〇・一二號)參照。

(二二) 教育刑論の刑法、刑事政策及び行刑上の意義を論定したものとしては、牧野博士、正木學士及び筆者の論著參照。特に、牧野博士『刑法における重點の變遷』、『刑法改正の諸問題』、正木學士『監獄法概論』、『行刑上の諸問題』、木村『刑事政策の諸問題』。

(二三) その法律的表現は、特に、少年法(大正一一年)、假釋放審査規程(昭和六年)、行刑累進處遇令(昭和八年)の中に顯著である。刑法改正事業も、思想的には、教育刑の原理を中心として居ると解せられる。

行刑累進處遇令實施狀況

辻　敬助

目　次

一、はしがき
二、用務者の選擧
三、共同構內洒掃整頓用務
四、得點票の記入
五、自由遊歩
六、規律維持希望開陳委員の任命
七、集會
八、競技遊戲運動會
九、集團散歩
十、教誨堂の莊嚴
十一、階級低下進級停止
十二、自由通勤制度の採用
十三、結語

一、はしがき

昨秋十一月我行刑界が世界に稀なる珠玉の法典累進處遇令を發布して教育行刑の旗幟を中外に宣揚してより玆に一年、私共は實施上幾多の困難障碍を克服しつゝも本制度の目的に向つて血みどろな努力奮鬪をつゞけ來たことを欣快とする。

私は玆に過去一ケ年に於ける努力の跡を顧み、且聊か平素所懷の一端を申述べて見たいと思ふ。

先づ第一に喜びに堪へないことは本令の最も大切な目標である教育行刑の理想が漸次的に各刑務所に浸潤し、各刑務所の所風が一變され、其處に教育的な明るさと溫さが漲り陰鬱な退嬰的の空氣が一掃されたことである。

殊に各所共既に數年前より此の事あるを豫想し教育行刑を目標として着々これが理想の實現に歩みを進めて居たので、本令の施行が何等の不自然不合理を見ることなく滑かに活用され、愈々向ふ處に確信を增し所風は益々穩和明朗となり而も底力を加へ來つたのである。今玆に全國的に統計を持合せないが今秋刑務所長會同に於て司

法大臣は處遇令の成績は誠に良好で、犯則件數は減少し作業能率は增進し吏員と收容者との人的關係も亦極めて圓滿な狀態に立ち至つたと述べられて居る。

當大阪刑務所の懲罰事犯に就て見るに本年十月まで十ケ月間の懲罰總件數は百八件にして、昨年の同期間の百五十二件に比するに實に四十四件を減じ、殊に處遇令が板につき初めた七月以降に於て著しき減少を見てゐる。

又作業能率は同じく十ケ月に於て一割五分乃至二割六分、平均二割一分の增加を來し漸進的に能率增加を見るに至つた。この規律違反の減少と作業能率の增進の二つの實績は、正に處遇令の成功を物語り本令の前途を祝福するものである。

以下累進制度運用上最も効果を收め得たと認めらるゝ行刑施設に就て簡單乍ら私の觀察を申述べて見ることにする。

二、用務者の選擧（累進處遇令第三十二條）

之れは彼等の最も欠除せる自尊心を養成し兼ねて責任觀念の培養に非常に役立つたのである。從來の行刑は兎角强制的、官權的行刑であつたのであるが累進法は自發的に彼等の向上を促がす點に於て特別な顧慮を拂つてゐるのである。用務者の選擧の規定の如きは卽ち其の最も代表的な一つである。他の特權は一部上級者に限られるのであるが此選擧の特權は一般的に與へられるのであるから一般行刑の上にも非常に重要な役割を齎らすのであつて、選擧の實況は實に涙ぐましきまでに眞劍に嚴肅に行はれる。之れは實に從來夢想だもせざりし權利が一般的に認められたので、その人格を認められた嬉しさは又格別なものがあつたのである。

當所に於て初めてその選擧を施行したのは三月十七日であつたが、この日こそ實に我大阪刑務所に於ける選擧權行使の嚆矢であつて、各自淸き一票を緊張裡に了へ愈々自治行刑へのスタートを切るのだと云つた時やかさが全工場に漲り、全收容者の自覺を喚起した特筆すべき行事であつたのである。其後二回の定期豫選、數回の補欠豫選を終へたが彼等の投票振りは依然として眞摯そのものである。

かくてこの選擧制度は彼等の責任觀念の培養に非常な成功を收めたのである。その選擧ありて以來彼等の累進法に對する信賴と興味とは糾然として湧き立つた樣に見受けられたのである。而も施行當時危懼せられし不正團結及籠絡手段の如きは絶無にして、杞憂に過ぎざりしことを證明し其の選ばるゝ處のものも概ね官吏の觀察に合致し適格者を得たことを喜んで居る。

尙從來此種の用務者は刑務所長に於て擔當看守及看守長の意見を聽き指名したる爲、稍もすれば用務者と一般彼等との間に圓滿を欠くが如きとがあつたのであるが、本制度採用以來兩者間の關係頗る圓滑となり何等弊害の認むべきものなく屢々其重任を見るやうな實況である。

三、共同構內洒掃整頓用務（同第三十三條）

奉仕作業は左記事項に付き第三日曜及休憩時間に於て共同用務に服せしめてゐるが、その內容はなるべく集會の席上等を利用して豫め協議せしめ、又施行の時間並回度の如きも必要に應じ此等の制限を撤廢しなるべく自治的に施行せしむるやうに仕向けてゐる。

一、ポスター及標語の揭示撤廢。

二、花壇及樹木の手入、花卉の栽培、箱庭及盆栽の手入。

三、遙拜所、庭園、泉水、通路、運動場等の手入。

四、工場內外の洒掃、整頓等。

當所は夙に構內の洒掃に留意し常用掃除隊を設けて之れに當らしめて居るのであるが、作業の發展に伴ひ是等の掃除隊の手は細かい處にまで屆かぬ樣な有樣である。自然奉仕作業に殘された分野がまだ〳〵廣いのである。然も受動的な場合には必要を感じないものも自分のものとして能動的に考へるときまだまだ洒掃整頓の不充分を感ずる。一草一木の配置にも彼等の主觀を働かしめて進んでよりよき周圍を作ることに努力する時其處に本當の意味の整頓、淸潔の尊さが味はゝれ驚て不知不識の間に正しき精神生活が培はれることになるのである。殊に此の奉仕生活の習慣を養ふ事は共同精神の涵養と自治的訓練に非常に役立つのである。

この事を始むるや彼等は率先し好んで之れに從ひ共同動作の上にも何等の批難なく、自主的な行動が如何に效果的にして愉快なものなるかを如實に敎へ益する處大なるを喜んで居る。

四、得點表の記入（同第二十八條）

從來の如き官吏の考査の專橫は廢止され、他律的行刑より自律的行刑へ轉換し公明なる計算により進級が決定されることが明かにされることゝなつたので、之によつて著しく發奮自助の念を涵養することとなり、自己の力への信賴を起さしめることゝなり彼等は累進を樂しみに

競ふて向上の一路を辿ることゝなつたのである。この漸進的向上の方法はよく教育の原理に叶ひ、彼等の通有性たる僥倖不正心等を打破し着實堅實なる性格を養ふことゝなつた。

元來此得點記入制度に對しては反對意見も少なくなかつたやうである。それは餘りにも詳細に行刑成績の內容が明らかにされるので、動もすれば自己評價に對する官吏への不滿を表明する者の續出を虞れたのであつたが、實績に徵するに施行當時は擔當看守に對し得點の認定標準に付き說明を求めた者が若干あつたが其後は何等不滿を聞いた事がない。私は認定標準が明らかになり、殊にそれが全國的に統一を見るに至らば決して如此不滿を惹起するものでないと信ずる。

五、自由遊歩（同第三十六條）

これは各區別に（當所は構內を四管區に分劃す）上級者をして休憩時間に構內の庭園を自由に散歩せしめ、又は受持花壇の花卉の栽培をなさしめ、或は又小禽の飼育を手傳はしむる等色々の方法にて、一週二回程度に度々施行するのであるから彼等の悅びは非常なもので、信用を與へられた悅びにひたりのび〳〵した朗かな人間生活の姿に蘇らせ、大自然の感化力と相俟つて大なる敎化力がある樣に思はれるのである。

彼等の感想手記中の一部を見ると、

大空が澄み渡つた、春のうら〳〵かな日、風が有るので多少は寒い感じもしたが、大變氣持のよい日和だつたので嬉しく思つた。そして自分は豫て社會に居る時の樣な自由の氣持になつて大自然に抱かれ……春光を浴びつゝ……健康の母である紫外線に……自分は無言の儘で花園の彼方へ足を進めて居ると同じ工場の友が一人自分のそばに來た。それから友と一緒になつて慈悲のパラダイスを散歩しながら愉快な談笑を漏しつゝ枯芝の上に來た。二人は一緒に芝の上に腰を下して、自由に足を投げ出した。此の氣持は獄中ではかつて味はつた事がなかつた。そして、感謝の念が自ら湧いて來た。友と一緒になつて、恩惠と感謝の事を囁き乍ら實社會に立つての何事かを囁いて居ると累進處遇法の自由散歩の愉快な時間である幕が來た。汽笛が鳴つた。

そこで皆と一緒に連れだつて歸へる道すがら色々と自分で考へて見たが、自分達は此の處遇法の恩惠に報いるには人間らしく生活をして行くことだと思つた。

卽ち大空のもとに光をあびて更生ののび〳〵したからだをみつめ感謝に浸る、この時間こそいじけた心をのばし邪なる心を引きのばして眞に天眞爛漫なる童心に立還らしめるのである。斯くして信用の回復された喜びは再び信用を覆さじの誓ひとなり、更生の基礎工作が進められて行くのである。

而してこれは一般收容者の心理にも好影響を與へ、自己も亦信用獲得の日を待ちつゝ自奮自勵して行くのである。

六、規律維持希望開陳委員の任命（同第三十五條）

『彼等の行刑は彼等の手に』の精神から設けられたのがこの委員の制度である。

當所は前述の如く行刑區域が四つの區劃に分かれ、而も三千五百の多數を擁するに拘らず他の刑務所同樣に僅かに二名の委員を任命し得るに過ぎず、爲めに未だ本格的にその活用をなし得ず、從つてその効果も充分發揮するに至らないが、行刑を眞正の意味の自治に移す規定であるから收容者の行刑に對する信賴は之れによつて著しく增大せられた事は左記希望開陳の內容を見ても窺ひ知ることが出來るのである。將來委員の定員增加其他之れが運用に一段の工夫をこらせば自治行刑の確立の上に重要な役割を演ずることゝなると信ずる。

(イ)一級者集團散歩地、奉祀神明社造營に付勞力奉仕を申出たる事

(ロ)自己用途物品の價格標準表の公示方を申出たる事

(ハ)一級者收容房に机又は其の代用品貸與方並に居房備付にかゝる自己用途物品格納箱貸與方を申出でたる事

七、集會（同第五十五條）

沈默を强制された無言の行、それこそ刑務所の鐵則であつた時代もある。現時と雖も交談を自由に放任することはないが、敎育行刑は不用な言葉をおさへて有用な發言を奬勵し考へることを言ふことによつて確信づける。斯くて正しく行動するやうに敎育するのがこの集會の制度である。集會は勿論一つの自治的訓練方法であるが、此の自治訓練としての効果の外に尙收容者と職員との融和に非常に役立つて居るのである。現在施行の方法は一級者は每月一回、二級者は隔月一回とし、各區長司會し所長又は所長代理、敎誨師等が出席し圓陣を作つて茶菓を喫しつゝ感想談、經驗談を交すのである。座談會ともいつた形でまことに和かな會合で、不知不識の間に正しき思惟の時が與へられ、自策自勵の心を惹起せしめ經に

は各自の修養となり綽には親睦敬愛の念を養ひ、玆に自然に共同精神が涵養され從來動もすれば生じ易き職員と彼等との間の溝渠は完全にとり除かれ、職員の誠意と自覺とは爺くべき力となりて彼等の信賴と尊敬とを獲得するに至つたのである。

八、競技遊戯運動會（同第五十八條）

行刑場裡にこの催ありと誰が想像し得よう、然るに教育行刑は因襲の觀念を拂ひのけて明朗活潑な更生を目標して競技、遊戯、運動會を採用したのである。

この方法によつて心身の健康を增進し、快活な精神を涵養するに顯著なる効果あることは勿論であるが、之れにも增して著しき貢獻はこの豫想だもせざりし試みは彼等の間に明朗、清新なる氣分を齎らして童心を養ひ、純眞なる人間性に甦らしむるに大なる役割をつとめ、又共同生活に於ける統制と公正を教へ教育的價値を充分に發揮せしむることを得たのである。

去る五月當所に於て初めて聯合運動會を催した際、私はその講評に於て共同精神の發揮を高調して置いたのであるが、殊に綱引、リレー、デツドボール等の團體競技は共同精神の涵養としては之れ程有効なものはあるまいとまで考へたことであつた。

卽ち利己的な彼等をして嬉々として樂しませつゝ全體の內なる自己を反省せしめ、自己の本分を盡すことによつて全體の繁榮あることを如實に味はしめ、反社會性を矯めて共同一致の精神を鼓吹するを得たのはまことに尊き効果であつたと信ずる。

試みに彼等の感想手記中運動會に對するものを摘錄せば次の如きものである。

×

生活に必要缺くべからざる協同一致の精神を御教示下さいました事を深く感謝致しますと共に、私は眞に朗らかなる童心が如何に大切であるか、又物質の爲めに曇りのかゝつた心に一風來りて後明月を拜するが如く純な童の心になり……。

×

純眞な童心の發見。吾等の日常生活は稍もすれば卑屈、猜疑奸詐、怨恨等の惡念に支配せられて表裏有るひねくれた根性に陷り易い、然るに今日の三時間の心境はどうであつたか？彼我勝敗、利害、困苦凡てを打ち忘れて純一無我の童心に立ち還り得て今更の如く自己の胸奥深きところに神の如く佛の如き眞善美の渾一體が秘められて居ることを見出したのである。吾等も決して惡黨ではない、無能者でもない。

×

自治的訓練を要望されるものです。今回の競技大會は一日の歡樂に耽る爲の單なる遊戯ではない。團體的訓練によつて强健なる身體と正大なる氣象と高尙なる品性を養成し、日本國民としての責務を果し得る全き更生の人たらしめむが爲の御催であります。されば競技大會の意義は、當日一日を以て滿たされたものでなく、今後も日常不斷に身體の鍛鍊、精神の修養、作業の勉勵、人格の向上に努め所期の目的達成に向つて邁進せねばならないと思ひます。いざ起たむ大和島根のますら夫と、正氣の力に我を鍛えて！

×

協力一致の必要!!私は此度の運動會に際しまして痛切にこの協力一致の必要を感ぜしめられました。それは私達が綱引に見事に負けたからです。その原因が全部が協力してゐなかつた。完全な一致をしてゐなかつた爲だと私には思はれました。

×

今日は收容者の運動會と共に自分等も參加する運動會であると云ふ御氣分で心の奥底から朗らかな御競技を拜見させて戴きまして、話に聞く昔日の監獄と今日の行刑方針の有難さを思ひ合せて思はず淚なしには居られませんでした。ほんとうに私等は各自の罪を悔いて更生の道を辿り二度と過のない樣奮起せねばなりません。お互に發奮しましようと口の中でつぶやかずには居られませんでした。

×

怎うした愉快な一日に得た教訓は、

一、協力一致　一、意志强固　一、渾身の努力

一、眞　劍　一、身體の健康

×

自分は今日管區を代表してデツドボールの選手の一員に加へられてゐることに氣付くと同時に全身に緊張の血が湧くと共に肉が躍つた。囘を重ね愈々デツドボールの番が來た。お互の顏には言ひ知れぬ緊張と張り切つた元氣が漲つてゐる。其時自己の責任觀の重且大なることを感じた。戰は時の運とは言へ或程度までは自己の注意によることを考へ終始協力緊張の心を忘れなかつたので幸にも優勝した。其時の氣分はとても筆紙のつくす限りではありませぬ。

リレー競技の際二人までも途中で倒れた時、直觀したのは我選手の注意が足りなかつた爲ではあるまいかと思つた。前に我選手が倒れたのであるから後の選手は一層此點に注意すべきであると考へたと同時に、自分の出所後は處世に充分注意せなければならぬことを痛切に感じた。

×

各種の出場選手の意氣は誠に旺盛にしてお互によく規律を重んじ元氣潑溂、老も若きも心の奥から有難い今日の御催しを

感謝し樂しく全く今日一日は社會人と何等變らぬ心持で過させて戴いた事でした。

×

噫々夢ではないか？現在の我が身では想像も許さぬ今日の運動會。私は國家の非常時に際し自己の慾望の奴隷となり眞實の人の道を歩まずして罪惡に染りに染り、酒色に溺れ父母より享けし大切なる我が身を深谷にけり落し、自らの心身を苦しめて自己の良心に目覺めようともせず、人を責め社會を呪ひ、眞に人間として意義有る生活を忘れてゐた。社會に生を享けて居り乍ら協和の社會の裏切り者となり自らもそれに得意然たるものでありました。併し私は今更乍ら過去の無意義なる生活の行程を沁み〴〵と感じさせられて居ります。此の時受刑の身で有りながら現在の如き就職難の聲も高き今日、此頃、自由の社會に正業にいそしみつゝ有る人も遠くをよばぬ御取扱ひに私は始めて人の持つべき尊き良心に目覺めさせて戴きました。今日の御催しは現實の社會人に復歸なさしめる爲めに御催し下されました事と考へ、唯感泣の他は有りませぬ。此の競技は現在の實社會は何事に限らず協同の精神の必要なる事を深く認識せしむる爲めに御開き下され事と存じます。私自身の閣き生活より閣き生活へと突進して居るのを心からなる同情の溫い手にて御指導下されます毎に、私の穢れし心は恰かも慈雨により洗ひ清められし若葉の如きほがらかさを感じました。

九、集團散歩（同第五十九）

これは一種の信用行刑であつて最大限度の自治訓練方法であるが自由散歩のそれの如く屢々行はれるものではない。卽ち過渡期の現在ではまだ全幅の信賴を與へる譯には行かないので、戒護者は極めて最小限に付して如上の趣旨をよく諒解して十全の留意を以て之れに當らしめてゐる。

而して之れは構內を離れて遙か構外に足を進めるのであるが、さりとて唯徒らに漫步するを以て足れりとすべきでない、其處に敎育的な淨域を選ぶを良策とする。

當所は幸にして構外耕耘地に接し防火用池井を圍くる職員小公園ありて遙かに金剛、葛城、生駒の連峯を望み視野廣濶近く森嚴なる仁德御陵を拜し又指呼の間に騎兵輜の兩兵舍ありて嘹喨たる喇叭の音を聞き精神を暢達し緊張せしむるに足る。尙この地畔に皇太子殿下御聖誕を記念して營みたる神明社の神域あれば、こゝに一同を率ゐ神前に額かしめ小公園に腰をおろし淸澄なる空氣を呼吸せしめつゝあるが、まことに恰好の集團散步地と稱すべく免業日には時々第一級者の美はしき勞作奉仕が捧げられ神域は日每に美化されて行く事は實に喜ばしき限りである。

彼等の感想文中よりその情景を拾へば、

私達の待ちに待つた構外自由散步が本日實施せられた。出房と共に新しき着物に着換へる。帶の結び方や糸屑のついてゐることまで遠足に行く子供を送る母親の樣に御注意下さる部長殿の心を實に優しく嬉しく感じた。構內から構外へ進む時日本人に生れた喜びが沁々と胸に感じられる。正門を出るとパツト百花が一時に咲いた樣な明るい感じが身に迫る。そうだ、此の生氣に滿ちた大氣こそ活社會の空氣なのだ。嚮て我身も此大氣の中で精一杯に働らき眞の日本人として更生し御當局の御厚恩に報いるのだと思ひながら靜かに步いて行く。廣々とした田野の中に滿々として紺碧に澄む池の緣を自由にそゞろ步くと急に目頭が熱くなつて向ふが見えなくなつた。つと一滴二滴涙が流れる。如何に聖代とは言ひながら國法を犯せし私達に良心を呼び起せ、而して日本人に更生せよ、陛下の赤子であることを寸時も忘るなと勵まして下さるその御高恩に對しての感激の涙であり感謝の涙である。私は陛下の赤子として眞の日本人として更生することを仁德天皇の御陵に堅く〳〵御誓した。暫し池の面を見てゐると遠くから子供を呼ぶ母親らしい聲がする。そうだ、何事も知らぬ私の家では兩親や兄弟が今日も心配してゐるだらう。此の樣な有難い待遇を受けてゐることを知らずにと思ふと一目でもこの所を見せて安心させたいものだと思つた。池の向ふから部長殿の集合の聲がかゝつた。意義深い三十分が終つたのだ。友の顏を見れば皆何物かを摑み得た樣な生々した面持である。時間としては三十分であるがこの短い三十分たるや實に尊い意義深い時間であつた事を回想しながら歸途についた。

×

嚴めしき表門から廣々とした公道に足を移した時、身を顧みて何んだかキマリの悪い思ひをしたが、散策地の靑草を踏む頃はもう氣分が伸々としてゐた。この地は池めぐり、丘ありて此の儘で既に立派な小遊園地である。今日は花曇りで近き大泉陵、三國ヶ丘は見えず、懷しき金剛、葛城、信貴、生駒六甲の山容にも接するを得ないが目前を疾走する阪和電車、自動車、自轉車、馬、犬等に珍らしく眼をそゝぐ、白い大天幕內のベンチに暫し憩ひ、やがて立ち出でゝ草の褥に腰を下して島村先生の御講演を拜聽し、大泉陵と仁德聖帝の御仁慈金剛連山と大楠公の忠誠を偲び、懷古の情は遠き古に導かれる。

茶菓の御もてなしを受けて三々伍々池を巡り丘に登り木蔭に佇ずむ、空には雲雀の歌が聞え水の面には大きな蛙が浮み出でゝ聲を立てる、足許には菫が可憐な花をつけて我々に微笑みかけてゐる、私は思はず梅原さんの歌を口吟んだ。『惠まれて、生きる命の尊さよ、名もなき草に光こぼるゝ。』

一〇、敎誨堂の莊嚴

敎育行刑に於て極めて重要なる役割を負ふものは敎誨

である。卽ち行刑一般の空氣をして宗教的に導き彼等を醇厚なる性情の所有者として教育せなければならぬ。

斯くて當所に於て已に所內の修養の目標を感謝精神に求め、これが普及と實踐に努力して來たのであるが、累進令の實施されるに當り愈々以てその必要を痛感し教誨堂を收容者のものへと轉換して自發的に信念の喚起をなし、益々修養に資せんことを考慮し之の莊嚴を新にして聊かにても之に參ずるものをして獲信の機緣に觸れしめんとの主旨から宮殿の新調を計畫したるに、幸にして有力なる寄付者の贊成を得て秀麗なる宮殿、佛具の新調なり盛大なる入佛慶讃法會を營み尊嚴なる法要に參拜せしめたのであるが、之れに依つて彼等の性情の上に受けたる感化力は又著しきものあり、心から佛前に合掌禮拜をさゝげ更生の誓をなし、或は改悛の記念として念珠の貸與を願出づるものあり崇佛の念高まり訓育上見るべきものがあつたのであるが、更に近く教誨前に於て讀經に助音せしむるの準備を爲しつゝあるので、教誨堂の使用の如きもつとめて頻繁に單に教誨時の出入にとゞめず眞に彼等の手に轉換せんとの目的から第一級者の自由遊步の時間に於て自由に彼等を參詣せしめ、又一般の命日等にもつとめて參詣せしめて彼等のものとして、彼等の信佛心の助長に資することにしたのである。

一一、階級低下、進級停止

（同第八十條、第八十四條）

累進的に昇級するを樂しみ之れを希望してやまぬものにとつて此等の制裁は實に偉大なる效果を及ぼして居る。卽ち單純なる懲罰よりも受ける精神的影響は大にして、特別豫防に於ては效果があり過ぎて自然自暴自棄に陷らしむるの虞もあるから出役工場を轉ぜしむる等の方法を考慮してこの弊を防ぎ、その運用をあやまたぬ樣に留意してゐる。

一般豫防に對する效果は實に著しきものあり、懲罰事犯の減少に照して明らかに認めることが出來るのである。

之れを以ても累進處遇令が如何に彼等をして向上的精神を開發せしめ、一路更生の目標に邁進せしめつゝあるかゞ證明し得らるゝのである。

一二、自由通勤制度の採用

（同第四十八條、第三十一條）

自由を奪ふことに初まつた行刑は自由を漸次的に回復せしむることによつて終りを全ふすべきである。

從來の行刑は始終一貫自由の剝奪にあつた。たとへその成績によつて處遇が變更されようとも、その行動的な

自由は認められなかつたのである。然るに累進處遇令の精神は自由の獲得を目標とし、漸次的に自由を與へて社會生活に近づかしむるにある。而して自由は必ずや其處に責任を伴ふべきである。自治生活とはこの責任觀念によつて發動した自律的生活に名づけたものである。

當所は前述の如く各種の施設を通じてこの自律的生活への誘導につとめて來たのであるが、新に第一級者をして夜間第四區優良舍房（各區を通じ設備等も完備せる獨居房）に集禁し自由通勤制度を採用することゝしたのは如上の意味に外ならぬ。この制度は彼等の上に信用を置き、戒護監督の世界から放ちて自由生活の訓練に大なる影響あるのならず、通勤それ自體が單調な生活に變化を與へ社會生活其儘の氣分を造らしめ、他動生活より獨立自營の生活に一變せしめたる感ありて彼等の自覺を强め自治精神の涵養の上に好影響を與へることゝなつたのである。

彼等の感想錄を見ると、

×

生々した朝の氣を滿面に無戒護のまゝ喜びの工場に通ふのは囚はれの受刑者といふ陰鬱な思ひを忘れて丁度社會の工場へでも通ふ樣な潑溂たる氣分がいたします、從つて私共の通有性とも云ふべきひがみ根性も何時しか取り去られて行く樣に感ぜられ何んとなく嬉しい。

×

この度は有賞者を設備の完全なる第四管區の新館に移して戴き工場への往還を無戒護にして頂きましたことは實に私共は一度に世界が明るくなつたかの樣に感じました。それは監視されることの窮屈さを感じたと云ふような心持ではなく、長い間剝奪されてゐた自由の誇りを今返して戴いたその喜びです。（中略）この無戒護往還に因つて深く感ぜしめられたことは、監視なきが故に吾等は一切の間違を生ぜぬ樣に今戴いた吾等の信用を最後まで持續して此の有難い行刑に對して吾等の負ふべき責任を完全に果し得る樣にと强く〳〵心に誓ひました。

×

起床と同時に洗面して居る氣分などは恰度我家に居る氣分と少しも變りがない。

×

夜間作業を終へて獨步で樂しき部屋に歸るその氣持ちは今迄の生活には味はうことが出來ない。

一三、結　論

最後に私は教育行刑の目的貫徹の爲め行刑全般をして常に生氣あらしめ、潑溂たる教育的氣圍氣の中に彼等を

置き、彼等の精神生活の創造的方面を刺戟することに努め一路向上の生活に拍車せねばならぬことを信ずる。

それが爲めに更に考慮すべきは彼等の自由時間を總て有意義に利用し、學科教育、成人教育の諸施設を充實し行くことの必要を痛感する。

而して之れに依つて生活に必要なる知識を獲得せしめ自己の周圍の實際的關係につき正確なる判斷をなし、正しき生活への途を見出すの能力を與へ沈滯、退嬰、荒寥邪推等の非教育的、非發展的生活から解放せしむるにつとめると共に、刑務官たる教育者は教育の基本觀念を把握して確固たる信念の下に立たねばならぬ。卽ち教育と云ふことは慈愛と信賴を基礎として初めて可能である。行刑教育は教育者としての刑務職員の慈愛と被教育者たるの受刑者の之れに對する信賴とが相照して、茲に初めて教育的價値を見出すのである。

官吏の示す人格的模範もそれ自體としては實は餘り教育的の價値があるものではないのである。卽ち受刑者が其の親切と慈愛とに感謝することによつて初めてその價値を發揮し得るのである。

扨てその人格的影響を期待するには先づ以て受刑者と密接なる接觸が必要である。

單に獨房を定期に訪問し或は又時々彼等との談話を交換する位のことでは十分でない。彼等と一種の共同生活を進むる程度にまでつき進まなければならぬ。卽ち例へば集會への參加は素よりその食事、運動、競技、運動會等をも共同にしなければならぬ。而して職員は彼等との交涉を持つことに大なる欣びと希望とを感じなければならぬ。

次に職員が教育者として彼等の信賴を受くるには先づ以て彼等を尊重するの必要がある。人間は誰でも何等かの價値、美點を有するものである。この價値を發見することを任務として共處に初めて彼等との精神的の本當の交涉が生れる。斯くして職員は彼等の進步を喜び、退步を悲しんでゐるものであるといふことを彼等に感受せしむることが出來、やがて彼等の信賴、默從の日が來るのである。

如此教育的氣圍氣の中にあつて拘禁の强制狀態が形の上に於て依然として存續して居るのであるが、彼等の精神に於ては自主的な若くは自治的な狀態に置きかへられて、單調と陰鬱なる拘禁生活は緊張した、生々とした、純化された生活に變化して行く。そして此の氣圍氣が一度形成せらるゝ時は新たなる入所者は自然にこの團體精神に感化せらるゝに至り、不知不識の間にひたすら向上生活に精進するに至るのである。（九、一二、二〇）

明治前期の監獄法（三）

細川龜市

本號目次
七　教誨及び教育
八　給養
九　衛生及び醫療
一〇　接見及び信書

七

一　近代的自由刑が生れてより、監獄は犯人を威嚇し排害するところでなくなり、その改善による眞正の社會人たらしめんとするに至ると、その智識德操の助長のために考慮せられるやうになつたのは當然の進步である。明治三年十一月、徒場掛より刑部省への伺書第一條が、

一徒人共朝夕神拜爲レ致度候事

此條ハ徒人共罪障消滅無難免苦ヲ祈ル目的ヲ定メ日々神拜爲レ致候得ハ自然ト悔悟心ヲ相起シ無賴ナカラモ神威ヲ畏レ惡心相改可レ申事

と言つて、神拜による悔悟發念を行つた如きは姑く別として多く佳書を藏し、以て囚人の誦讀に供することとなしするも、すでに四年二月の徒場規則では、毎月一の日に徒人教諭のため心學の講義を聽かせ（教師の手當は一箇年金五兩）、且つ徒人のうち讀書し得る者を撰んで經書を貸與し、日々稽古せしむることとした。これ我が監獄における教育の始めである。

次いで五年八月、東京府は司法省へ照會狀を發し、未決囚にして書籍を歎願する者は、調査の上差支へなき限り許したいと言へるに對し、司法省は『囚徒未決之者ヨリ書籍願云々御掛合ノ趣致二承知一候、然ルニ未決者之儀ニ付而ハ故障筋モ有之候間、願出候書目詳細致二承知一幷ニ未決之內ハ判事・檢事關係之廉不レ少候付、以來未決者之儀ニ限リ囚獄掛ヨリ直ニ當省へ申出候樣御取計有レ之度、及ニ御相談一候、』と回答し、審理上に差支へなき書籍のみ特に許すこととした。これは當然の政策であらう。しかして、五年の監獄則では、監獄內に書庫を設けて多く佳書を藏し、以て囚人の誦讀に供することとなし

てゐるが、三年十一月の『神拜』に比べれば格段の進歩と言ふべきであらう。

しかしながら、囚人の看讀は、監獄内の治安を維持し囚人自身の悔悟反省を促すのを目的としてゐるから、囚人の新聞紙購讀に對し深甚の注意が拂はれねばならない。仍つて八年一月二十四日の司法大少丞より東京府への達は、『明治七年六月四日附ヲ以テ囚獄懲役場ヘ新聞紙差入ノ儀御伺出有レ之、差支ノ筋無レ之旨及ニ指令ニ置候處、詮議ノ次第有レ之新聞紙ノ儀ハ差許シ難ク候條、以後御差止可レ有レ之候、』と言ひ、七年六月に許したる囚人の新聞紙購讀を、今回禁止することとなつたのであつた。然るに翌々十年九月十一日、警視監獄署はこの禁止に關し警視本署に向つて、『右ハ囚人をして世間ノ事物ヲ通知セシメ、自己罪犯上關係アルヲ以テ裁判上ノ障碍ヲ生スル故ナランカ、果シテ然カラハ、未決囚ニ禁シテ已決囚ニ禁スヘカラス、然リト雖モ、懲役人ノ如キハ十ニ八九ハ良民ノ財產ヲ掠奪シ、破廉恥甚シキモノニ付、新聞紙ノ爲メ却而妨害ヲナスモ難レ計ニ付、從前ノ通リ禁シ、獨リ禁獄人ノ如キニ至テハ破廉恥人ト異リ、新聞紙差許候而モ決テ障碍ヲ生スル憂ヒ無レ之ニ付、差許度、』と意見を具申したるに對し、警視本署では、一應の見分を遂げて障害なき新聞紙に限り差入を許すも苦しからずとの指令を與へてゐる。問題は再び以前に逆轉したのである。

かくするうち、九年三月に至り少年囚に對し始めて學校教育が行はれた。これは行刑上もつとも記念すべき事項の一つであらう。もとより、これ以前からも間々行はれてはゐたが、それは單なる思ひ付き的のものであつて、制度として未だ確立してゐなかつたが、このとき始めて警視廳所轄在監人教授方假規則が定められたのである。當時、懲役署より警視廳への伺文は、學校教育に對する當局者の精神を知るに足る重要なものであるから、ここにその文を擧げやう。曰く、『當署ノ囚徒、從前ヨリ懲治苦役ノ餘暇ヲ以讀書ヲ學ハシメ候内、殊ニ少年ノ輩ハ正午十二時工場ヲ引揚、專ラ學業ヲ習ハシメ、之ニ由テ少シク智識ヲ開達シ、惡意ヲ悔改セシメントノ意ナリ、然ルニ其教方皆舊來ノ風ニ循ヒ、書籍專ラ四書五經ノ類ニ止リ、其學フ者ヲシテ一理ヲ解セシムル能ハス、徒ニ厭倦ノ意ヲ育フニ足ルノミ、且教悔ノ諸事ヲ擧ケ專ラ囚人ニ任シ、曾テ學務ヲ擔當シ勤怠ヲ督責スルノ官吏ナキヲ以テ、生徒往々警戒勉勵ノ意ニ薄ク、殆ト有名無實ノ形ヲ現セリ、』と。これ實に、從來の監獄教育に對する全面的批判とも言ふべきものであつて、從來の方法が如何に形式的であつたかを遺憾なく白日の下に露呈してゐる。まことに、以前の四書、五經、心學や三年十一月の修身教授の如きのみにては、徒らに嫌怠心を培ふのみにて社會人として直ちに實用に供することが出來なかつたのである。然るに今回の假規則は全文二十三箇條より成り、先づ、舊病監を假學校に充て、生徒六十名を六分して輪番に掃除せしめ、判任官一名・等外吏一名を以て學務兼任となし、各檻中より讀書算術を兼ね品行善良の者十二名を撰みて授教となし、一人につき生徒五名を付する。十八歳に滿たざる囚人は正午十二時に工場を引揚げて卽時入學せしめて三時まで授業し、算術と讀書とを時間を折半して教へる。生徒にして十八歳に至れば速に退校して專ら工藝を習はしめ、試驗を每月十五日と二十九日との二回に行ひ、賞典を三級に分ち上點を得る者には五錢、中點三錢、下點一錢五厘、を賞與するが、試驗一回の總額は一圓に過ぎてはならぬ。その他なほ色々と細い規定があるが、これ等は明らかに英佛に範を採つてゐるものであらうと思はれるが、從來に比すれば劃期的進歩であると言はねばならぬ。

十四年の改正監獄則では、この點に關する規定極めて簡單である。卽ちその第九十四條には、懲治人には每日三四時間、讀書、習字、算術、度量、圖畫等を教授し、學科は懲治場に於いて研究せしめ、その學業の進歩を表するため就學の年月、卒業の科目、學業の優劣および行狀の良否、氏名、年齡等を簿冊に記載し、巡閲官吏の檢閲に供し、又はその尊屬親に示すことあるべしと規定してゐるのみであり、而もこれは懲治人のみであつて、他の諸囚人に關する規定を缺いでゐるのである。なほ、在監人にして書籍を見んと請ふときは、新聞紙および時事の論說を記載するものを除き、修身または營業に必要なるもののみ許されることとなつた（第十五條）から、新聞紙および時事の論說は本則によつて禁止されるに至つたのである。

二　教誨は明治十年以降の產物である。そもそも明治初年にはいはゆる廢佛棄釋の運動が激烈に行はれ、佛教は沈頽その極に達し、漸く九年頃から再び擡頭し來れる有樣であつた（一）。從つて、十年以前における教誨の見るべきもののなかつたのは當然である。また、切支丹禁制の高札は漸く明治六年二月に撤去されはしたが（二）、直ちに以て獄内教誨に從事すべき信用と力とが無かつた。

然るに、囚人に對する宗教的感情の陶冶は、彼れを改善する上において効果が少くないと言ふので、十四年の改正監獄則で教誨のことが明規せられた。すなはち、已決囚および懲治人を教誨のために教誨師をして悔過遷善の道を講ぜしむるため（第九十二條）、免役日または日曜の午後において講席を開くこととなつた（第九十三條）。本則にはこれ以上に詳しいことは見えないが、ここに言ふ教誨師は佛教のそれであらうと考へられる。――これを要するに、前期の教育および教誨は未だ極めて幼稚なものであつたと言はねばならぬ。

一　明治初年の廢佛棄釋に關しては、わたくしの小著『明治初年の一向一揆』（昭和四年）、第三〇頁以下、參照。

二　櫻井匡氏著『明治宗教運動史』（昭和七年）、第八六頁以下參照。

八

一　ここに給養といふのは、在監人に衣類、臥具、糧食、食料その他生活必需品を給與し又は貸與することであるが、（一）、これを官給すべきや自辨とすべきやの是非はしばらく別問題とするも、これを歴史的に見るならば種々なる經過を辿つて來て興味深い。

先づ、明治二年三月十七日の辨事達は、有宿無宿に拘らず入牢中の諸入費を官給とすることと定めた。これは從來、無宿の者に限つて衣類扶持方服藥等を給與されてゐたのを改めて、有宿無宿の別なく一切官給となつたのである。然るに、これは間もなく同年六月八日の太政官達によつて廢止せられ、從來の通り無宿の者のみ官給とされることとなつた。それで有宿者の諸入費は當人より支出せしめ、若しそれが困難であれば親類または組合（例へば五人組）より支出せしめるのである。在監人の作業益金を以てこれに充當する如きことは、未だ考へ及んでゐなかつた。

ところが、四年末にいたり給養上に新機軸が出された。作業益金を以て徒刑入費を補はしむるに至つたことが卽ちそれである。四年十月の大藏省伺に曰く、『徒刑人入費、是迄有籍ハ民費、無籍ハ官費ニ有レ之候處、新律中、凡徒ハ地方ノ便宜ニシタカヒ强弱ノ力ヲハカリ各業ヲ與ヘテ役使ス、毎日凡人雇工錢十分ノ一ヲ給シ其半ヲ官領置シ、徒限滿レハ放チテ鄕里ニ還シ、生業ヲ營ノ資ト爲スト有レ之、右ハ有〔宿〕無〔宿〕ノ別ナク悉皆官給ニテ、從前ノ仕來トハ逕庭イタシ不都合ニ付、爾來有無籍ニ拘ラス官費ニイタシ、然シテ雇工力役右ヲ相補

候樣、專ラ注意盡力可レ致段、地方へ相達可レ申ト存候、此段相伺候也、』と。太政官は直ちにこれを許可したので右の趣旨は同年十一月三日に大藏省達として府縣に通牒された。官給主義の原則はここに略々確立したのであつた。ただ、五年正月の司法、大藏兩省往復文書は、有宿人にして未決囚の諸入費は原則として本人の自辨とし、若し本人自辨し得ざる場合には官給とする定めにした。

然るに、六年七月八日の太政官達は『囚人賄料ノ儀無籍ノ外一切自費ニ候處、一時不審筋ヲ以テ留メ置、推糺ノ後、事理明瞭放解ノ者ニ限リ、有籍ト雖モ自今總テ官費支給候條、此旨相達候事、』と言ひ、何時の間にか再び舊に逆轉して有宿者の入牢費は自辨に相成つて居り、ただ被疑者の釋放されたる者に限つて總て官給と定つた。これは恐らく、一切を官費とすることは當時の財政狀態が許さなかつたからであらう。ただ右の『自費』なるものが、作業工錢の內より諸入費を控除する意味ならざりしかに就いて、なほ若干の解釋上の疑義があるかの如くに見えることを附記して置かねばならぬ。

かやうに在監人に對する給養の原則は、しばしば同一線上を往復しつつあつたが、七年三月十四日東京府への達は、『其府囚人賄入費ノ儀、明治六年九月中、有宿は自費無宿ハ官費ト區別相立候處、差支筋有レ之趣ニ付、追テ一定ノ規則被ニ相立一候マテ從前ノ通、有宿無宿ニ拘ラス官給可レ致、此旨相達候事、』と言つて、前述の有宿者自費制を廢し、東京府下に限り有宿無宿の別なく囚人賄料を官給に定めた。この原則は七年九月十九日の達を以て一層確定せられ、『八年一月一日ヨリ有宿無宿ノ別ナク總テ官費支給』することが改めて達せられた。なほ、監獄內においてなると私宅內においてなるとを問はず、禁監人はその性質上賄料を自辨としてゐたが（七年九月十八日及び同月二十九日）懲治人についても別に規則が設けられてゐる（二）。

これまでは、在監人に對する給養は全く朝令暮改であつて、何等確固たる根本法の存在を見ることなく、從つて獄吏もその取扱上互ひに出入あつて不統一の譏を免れなかつた。この不都合を感じてか、八年一月に至つて漸く囚人給與規則なるものが定められた。今それによれば先づ冒頭に官給主義を宣言し、已決囚はすべて一旦官費を以て支給し、追つて傭工錢收入の內より償却すべく、未決囚は衣服を除くの外すべて官費を以て支給し、ただ極貧者にして自給する能はざる者には衣服をも官給すると規定した。これは現行監獄法が、未決囚の臥具をも自

辨を原則としてゐるに比して、更に徹底せるものと言ふべきである。しかし本則は十四年三月に廢止せられ、在監人給與規則を以つてこれを代へられた。本則は舊則をやや改正し、先づ已決囚の獄衣類は總てこれを貸與するが（第一條）、未決者の衣類は總て自辨とし、臥具はこれを貸與するを原則とし、ただ臥具を自辨せんと請ふ者はこれを許し、且つ貧困にして衣類を自辨する能はざる者に限つてこれを貸與するとなした（第二條）。これは現行監獄法と全くその揆を一つにするものであつて、この規定は同年九月の改正監獄則にそのまま踏襲されてゐる（第六十三條、第六十四條）。かくて、官給の原則は愈々最後的に確定したのである。

一　正木學士著『全訂改版監獄法概論』第一四〇頁。

二　内務省達　九年九月十三日

懲治監入ノ者費用ノ儀ニ付是迄及ニ指令ニ置候儀モ有レ之處本年七月一日ヨリ費用區分左ノ通相定候條懲役場費用ト混淆不レ致候樣清算可ニ相立ニ此旨相達候事

懲治監入ノ者費用區分

一役業元品仕入諸費

一明治八年太政官第八號御達囚人給與規則ニヨリ支給スル諸費

一服藥其他病氣ニ屬スル諸費

一工場遠隔ノ地方役囚遞送途中諸費

以上各自ノ傭工錢ヲ以テ仕拂有餘アラハ本主ニ返シ不足スレハ懲役費ノ内傭工錢拂ニ屬スル官費トシ（父兄ノ請ニヨリテ入監セシムル者ハ此限ニアラス）尋常懲役人費用ト不レ混樣區分可ニ相立ニ其他八年内務省乙第三十九號達ノ通候事

二　衣服臥具は如何なるものを給與したかといふに、三年十二月の福島縣徒刑規則によれば、凡そ次の如くであつた。

夏仕着		多仕着	
栗色一重法皮	一枚	栗色綿入法皮	一枚
同股引	一ッ	同股引	一ッ
同三尺帶	一筋	同三尺帶	一筋
同下タ帶	一筋	同下タ帶	一筋
白木綿手拭	一筋	白木綿手拭	一筋
布團	一枚	布團	二枚
蚊帳（但十人ニ付）	一張	一重半天	一枚

かやうな給與をなしてゐるが、そこには衞生上の注意が如何なる程度まで拂はれてゐたか明かでない。

次いで四年二月の徒場規則を見るに、在監人の衣服は御入用金を以て木綿を買ひ上げ、五月五日に單物一枚、九月九日に綿入一枚、十二月晦日に綿入一枚を給し、新入の者への渡方はこの例に非ずとなし、布團は矢張り在監人に命じて作らせ、毎年十月上旬に一同へ給與するが一般在監人へは三人につき五布一枚、病者一人につき四布一枚といふ割合になつてゐる。しかして、五年十一月の監獄則（懲役第十一條）の規定を見ると、獄衣は柿色の短衣、窄袖および股引を用ひ、未決者を除く外は皆これを着せしめ、墨字を以て番號を記することとし、暑中は單衣一枚、春秋は給一枚、襦袢一枚、冬は綿入を加へて三枚となし、特に單衣は三日毎に、襦袢は三日毎に洗濯する。外役の間は別衣を着し歸獄すれば更衣せしめ、且つ獄衣の更換には一定の期限を設け、限滿つれば新衣に更へるが、みだりに汚損する者は處罰を加へるし、且つ獄丁は七日毎に二回宛獄衣を檢査せねばならなかつた。また夏期の臥具は毛布一枚、蓆一枚、冬期は毛布二枚、草褥一枚を給與し、枕は杉の半圓木を用ひた。

以上を以てほぼ整備の緒に就いたが、十四年の改正獄則に至つて改めてこれが明定せられた。すなはち、獄衣はすべて筒袖とし長短二種に分ち、男の通常服は長衣、就役服は短衣、女服はすべて長衣とし（第六十六條第一項）、獄衣の外襟には白布を縫着しこれに番號を墨書する（同條第二項）。さうして通常服は單衣、袷、綿入衣襦袢、就役服は單短衣、袷單衣、綿入單衣、襦袢、股引とし、この外蒲團、蚊帳、莞莚、枕、帶、等々が給與せられ、これ等は地方の便宜により斟酌取捨することが出來る（第六十七條）。しかしながら、本則は舊則の延長たるに過ぎないと見るべきであらう。

三　次に食糧について述べる。三年十二月の福島縣徒刑規則を見るに、一人一日に就き玄米五合、麥四合、合せ白にして七合二勺を標準となし、一日三度食のうち朝一汁、晝は辨當香ノ物、夕は香ノ物であるが、特に正月元日には朝一汁、晝一肴、七月十六日には晝素麵、十二月晦日は夕に汁一に肴酒、さうして祭日五節句には晝一肴の外一人に就き酒三合宛と肴代料として百文を給した。しかして、四年二月の徒場規則もほぼこの流れを汲むものであつて、作業の難易によつて一人一日米八合乃至五合までとし、これに附隨して味噌二十五目、菜代二十四文、醬油一勺八才をそれぞれ一人一日につき給與することとなし、年中式日の節は別段の菜物を與ふるとともに、天長節には魚類、御祭日には青物、正月三箇日に

は干魚を特に與ふることとなつてゐるが、この外平日は朝夕味噌汁、晝一菜と定められた。しかし、これは間もなく實際の取扱ひ上改められたるものの如く、四年四月の登米縣伺に對する司法省の指令は、男囚白米四合五勺女囚同三合六勺とし、これ以外に男女とも野菜代二十文味噌十五匁および醤油二勺八才づつ支給すべしと言つてゐる。

然るに、五年の監獄則ではその内容がやや改善された。その懲役第十條によれば、年齢、刑名、既決、未決によつて必ずしも同じくはないが、米麥合せて七合乃至二合七勺となし、朝夕は鹽菜に一羹を附し、晝飯は七日の間に野菜三回、鮮魚一回、鹹魚或は乾魚三回、合せて七回これを給し、毎日の定額は肉類、野菜、羹實、鹽菜はそれぞれ價十文内外、醤油四勺、茶三匁、薪二百十匁と定め、且つ正月元日には二餅一魚、三月十一日には一魚、七月十五日には素麺三椀、九月廿日には一魚、十二月廿五日にも一魚を特に給することとなつてゐる。

その後、八年一月の囚人給與規則の第一則にも(一)、また十四年三月の在監人給與規則にも(二)、それぞれこの點に關する規定が定められてゐるが、根本的な變化は見られなかつた。なほ、衣服臥具以外の雑具に就いても給與され來つてゐるが、煩雑にわたるが故に省略したい。

一 『囚人給與規則』第一則飲食の條下に規定すること次の如し。

飯
- 已決
  - 白米 七 合——強役ノ者
  - 白米 五合五勺——並役ノ者
  - 白米 五 合——輕役ノ者
  - 白米 二合七勺——十歳以下男女共
- 未決
  - 白米 四 合——平囚男女共
  - 白米 二合七勺——十歳以下男女共

但飯ハ半バ麥ヲ以米ニ換ヘ挽割ヲ加蒸シ又ハ合炊スル等地方ノ適宜ニ從フヘシ

已決　野菜魚肉、適宜　醤油鹽茶、共代金一錢三厘
未決　同上　同上同一錢

但病囚ノ食ハ醫ノ言ニ從ヒ其證書ヲ取實際點檢ノ上給與スヘシ衣食其他皆之ニ準ス

當食ノ外加給　已決未決共
二餅一魚　一月一日　代金二錢
一魚　一月三十日 孝明天皇御祭日　同　一錢
同　二月十一日　同　上
同　四月三日　同　上

同　十一月三日　同　上
以上八一日一囚ニ給スルノ則トス

二 在監人給與規則より抜萃すれば、

第六條　在監人一人一日ノ食糧

一下白米十分ノ四	強キ力業ニ服スル者	
一挽割麥十分ノ六七合	強キ力業ニ服スル者	
一同　五合	輕キ力業ニ服スル者	
一同　四合	工役ニ服セサル者及ヒ滿十歳以上ノ未決者	
一同　三合	十歳未滿ノ幼者	
一菜　金一錢五厘以下		

地方ノ便宜ニ依リ粟稗ノ類ヲ以テ麥ニ代用スルコトヲ得

この規定は十四年の改正監獄則にそのまま移植せられてゐる（第六十八條參照）。

九

一 監獄内の衛生を重んずべきことは、すでに早くから若干の注意が拂はれつつあつた。二年二月の伊那縣徒刑人取扱方には、男子は月三度、女子は六度づつ入浴せしめることを規定し、四年の徒場規則では、徒人を隔日に入浴致させ、暑氣の烈しき節は毎日入浴せしめた。しかして、監獄の構造の如きも衛生上の點に留意せられ、三年五月の大藏省への刑部省申入の如きは、『囚獄司獄舍ノ儀、腰板張ニテ有レ之候故、囚人雜居中空氣不ニ相通一、臭氣甚敷、腐敗ノ毒氣ニ感シ、自然發病死亡多、憫然ノ至ニ付、』板張の分を角材を以つて格子に改めたいと言つてゐる。これは、前代の獄舍が非衛生的なる點より人命を損ずること多かりしことを物語るとともに、これが改革に着眼したところに興味がある。かの五年十一月の監獄則が、監獄は市街を隔てたる空閑高燥の地を卜しその區域を大にし、各遊園中に縦横の小徑に砂石を布き、左右の餘地に藥草および美花佳實ある草木を雜植し、罪囚をして心神を怡はし新鮮の氣を吸入せしむべしとあるなどは（興造第一條）、從來に比して格段の進歩の跡が見られる。さうして、本則には浴場および運動場の規定が設けられた。すなはち、浴場の多少は監獄の大小により二三乃至五六とし、作業終了後は必らず毎日入浴せしめ、夏は水、冬は湯に定め、浴場は石或は煉化石を以て造り在監人をして焚かしむるから特に失火に注意せねばならぬ（興造第五條）。また未決者は懲役を命じないから時々獄園に出でて逍遙し、その身體を養ふべきであり、已決者は毎日作業によつて筋骨を健にし、雨日には各獄中で運動せしめる定めとなつてゐる（興造第六條）。かくして追々に進歩の途を辿つたのである。

更に、八年十一月の内務省達は、『懲役實斷之者、亂髮蓬髮ニテ梳櫛ヲ怠リ候テハ、獨リ體ノミナラス、健康ヲ害シ候儀ニ付、右一年以上或ハ數月懲治監ニ在ル男子ヘ宜シク說諭ヲ加ヘ、承諾ノ上ハ頭髮ヲ剪薙シ、時時灌沐ヲ行ヒ候樣可ニ取計一、』と達し、主として衞生上の見地から頭髮の剪薙を勸めた。これによれば、當時いまだ頭髮に關し十分の注意が拂はれてゐなかつたものと推考される。

然るに、これ等の事項も十四年の改正監獄則においては略々整つた。先づ已決囚および懲治人の髮は常に短薙し、髭鬚ある者は常に剃除せしめるが、未決者のみはこの例外とし、婦女の梳髮においても官を用ひて髮餘するを許さない(第七十三條第一項第二項)。入浴は毎年六月より九月までは五日毎に一回、十月より五月までは十日毎に一回となつた(第七十二條)。また、衣類雜具その他の物品は、種質により時々熱湯を用ひてこれを滌ひ、臭氣を去り、蟲害を防ぐを要し、これを病者の物品と混じて晒洗するを禁じてゐる(第七十四條)。思ふに、この頃になれば、監獄内の衞生狀態は明治初年に比し極度の改善を見たであらう。近代的監獄の眼目からすれば、正にしかあらねばならない。

二

在監人疾病に罹りたる際、德川時代にありては元よりその手當十分でなかつたが、明治初年においても未だ前代の餘風が見られたであらう。しかし、それ等が年とともに次第に驅逐せられて行つたことは歷史の證明するところである。

先づ、明治三年六月、長崎縣は刑部省に向つて、『徒刑御仕置申付、徒刑場へ差遣置候者、重ク相煩候節、年限中ニテモ身寄所役人共へ預ケ遣、全快ノ殘限徒刑申付可レ然哉、又ハ重病ニ候トモ徒刑年限中ハ預ケ歸シ候儀ハ難ニ相成一儀ニ有レ之候哉、』と伺つた。醫務設備の不完全だつた當時の徒場としては誠に尤の疑義である。然るに刑部省はこれに對し『徒刑年限中ハ重病ニ候トモ預ケ歸候儀ハ難ニ相成一候事』と指令してゐる。されば、この頃の囚人の生命は非衞生的獄舍と醫務不完全とによつて屢々脅威されてゐたに相違ない。

けれども、かくの如き狀態は長く續かなかつた。四年二月の徒場規則は、徒人病氣の節は養生所へ入れ置き藥用手當いたすべき旨を定め、醫師は大學東校より來診することとなつてゐる。養生所の設置は疑ふべくもなく一つの進歩であつたが、更に五年の監獄則は更にこれを一段と改善し、病監は最高燥の地をトすべきであつて、監

中ただ未決、既決の囚を區別するのみにして各囚の房を區劃せず、窻戸を寬廣し、生氣を疎通し、四外に清潔の遊園を開き、花卉を以て病囚の遊觀に供せしめてゐる(興造第九條)。われわれは、ここに至つて近代的監獄の眞精神が或る程度まで强く看取せしめられるのである。しかして、本則は更に規定してゐる。——病囚あれば醫師診察具狀して之を病監に移し、ただ輕症の者は自己の監房において保養せしめる。若し重病であれば醫師の病症書を裁判所に送り、輕役囚を看病人に用ひる。病囚は諸事優遇すべきであつて、飮食の如きも醫師の禁ぜざる物はその嗜好に從つて與へ、若し獄司の怠りによつて醫師の言に從はず病囚を死に至らしむれば、獄司その罪に任ぜねばならない(疾病の條)。これ等の規定が英佛制の參考の結果であらうことは論ずるまでもない。

右に論及した如く、病囚の看護は在監人をしてなさしめたから、若しこの看護人にして傳染し休養する必要が起つた場合には、これを刑期に算入するや否やが實際問題として考慮しなければならなくなつて來た。』そこで十年六月に至り、病監に使用し傳染に罹る者の休役日數は之を刑限内に算入する方針が確立した。しかして、醫病の制度は以上を以てほぼ定つたので、十四年の改正監獄則においても殊更に新制度も見えない。すなはち、在監人が疾病に罹れば病狀の輕重を料りその監房または病室にて療養せしめ、懲治場に在る者は情狀によりその親屬に交付することが出來る(第七十五條)。また病者の攝養に効ある飮食物または溫を取る湯婆などを用ひる事を要するときは醫師をしてその旨を證明せしめ、典獄これを考檢して許可することが出來るとした(第七十六條)。なほ、團體生活所において傳染病の恐るべきことは論を俟たないが、從來はこれに關する明規がなかつたので、本則においては、傳染病の侵蔓の兆あるときはその消毒豫防を愼密にし、若し在監人の中で傳染病者あるときは直ちに病性および感染の形狀を詳悉し、醫師の診斷書を副へて各その所屬長官に報告すべきこととなつてゐる(第七十七條)。

一〇

一　接見および信書に關する極く初期の規定は十分に明らかでない。これ接見の如きは德川時代から禁ぜられてゐたことであるから、明治初年にありても恐らく同樣の方針であつたであらう。また初年には文字を解する者きわめて鮮少であつたから、實際的に信書の受授は甚だ

稀であつたであらう。これ等に關する初期の規定の殆んど見られないのは以上の如き理由によるものである。

さて、明治十一年十二月の禁獄人取扱規則によれば、親戚の面會を求むる者あれば願意を尋ね、止むを得ざる事情と認むるときは、必らず獄吏臨監して面會を許すこととなつて居る(第九條)。寡聞なるわたくしの接し得た接見の規定は、これを以つて始めとなす。五年の監獄則には後に述べる信書には論及してゐるが接見については何等の規定も見出されない。

然るに、十四年の改正監獄則ではやや詳しく定むるところがあつた。先づ在監人に接見せんと請ふ者あるときは、典獄これに面接してその氏名、族籍、營業等を訊ねてその緣由を詳悉し、止むを得ざる事情があつて形跡の疑ふべきことなきときはこれを許し、看守長、看守立合の上にて面會せしめる。但し懲罰を受けるために密室にある者は接見を許さない(第八十七條第一項)。なほ、この面會時間は三十分を過ぐることを得ず、若し面會を請ひたる旨趣に違ふ談話をなしたるときは、直ちに面會を停止する(同上第二項)。ただ、死刑の執行および徒刑、流刑、禁獄の刑を受けたる囚徒を集治監に押送の以前に親屬故舊が面會を請ふときは、第八十七條第一項の例によつて五十分間以内に限り面會を許すのである(第八十八條)。しかして、接見室は監舍の首部に設け、その壁面に方三尺の口を開き、これに縱橫の格子を嵌め、格子より三尺ばかりを隔つて柵欄を設け、在監人は格子内に立たしめ、外人は格子外の柵欄に倚つて面接せしめるがただ懲治人の接見室のみは例外となつてゐる(第三十九條)。

二　次に信書であるが、五年十一月の監獄則においてこれが明定を見た。すなはち、書信を獄中に通ずる者は獄吏先づこれを檢閲し、害なければ之を許す。在監人の發信もまた同樣である。但し在監人には用紙一枚を與ふるの外、一切私紙を用ふるを許さない。この用紙は縱五寸五分、橫八寸にして、獄印がある。已決囚は、百日以下の者は書信を毎月一回、徒罪以上は三ケ月に一回、準流以上は六ケ月に一回に制限するが、未決者はこの限りでない。しかし未決者といへども用紙および檢閲の方法は已決囚と同じである(懲役第九條)。これ等は現行法に比し少からず不完全なものではあるが、しかし、徳川時代の人足寄場においては夢想だもされなかつた事柄である。

更に十四年の改正監獄則は、その規定するところ一段と詳密になつた。先づ、已決囚がその親屬故舊に信書を贈るのは六ケ月間に一回とし一通を過ぐることを得ず、ただ官司の訊問等によつて書信を要するとき、または親屬故舊に回答せんと請ひ、司獄官吏において法律に觸れず且つ必要と認めたときはこの限りでないから(第八十條)、實際的には多くこの例外が適用されたことと思ふ。未決者にかかる信書は定限が無いが、豫審判事または檢事の檢閲を經ねばならず(第八十一條)、また懲治人および幼年の已決囚がその親屬故舊に贈る信書は一箇月一回一通を過ぎ得ない(第八十二條)。しかして在監人の發する信書は典獄これを檢閲し、若し書中に忌諱に觸れる文意あれば發信を許さないし(第八十九條)、且つその信書は必ず書信紙を用ひしめ、典獄これを縅し、封皮にその受信すべき者の住所氏名を書き、集監獄署と記してこれを遞送する。郵便稅の自辨は言ふまでもない(第八十六條第一項)。なほ親屬故舊若しくは辯護人の信書は監獄署に宛てて差出さしめる(同條第二項)。それから前記せる信書の檢閲であるが、この檢閲をなすには先づ直行を順讀し、次に逆讀斜讀または橫讀をなして嫌疑の文意ありや否やを詳査すべきであつて(第八十五條)、受信發信ともにこの方法によるのである。在監人が文筆をよくしない場合に獄官が代書すべきや否やに就いては何等の規定も見出されない。

海外時報

アメリカ刑務會議

第六十四回アメリカ刑務會議は九月テキサス州ハウストン市に於て開催され、盛會を極めた。卅五ケ州の代表者と、それにメキシコ、カナダからも代表者が出席した。毎年この大會に出席する人々は、既に氣づいてをられる處であらうが、會議の主題は年と共に變遷しつゝあるのであつて、一般的傾向としては、施設上の問題から收容者個人の問題へと注意が向けられるやうになつてゐるのである。第六十四回大會もこの傾向に對し例外をなすものではなかつた。典獄部會に於てすら、物的設備の問題や給養の方法、逃走防止その他の戒護手段、刑務所といふ機械に屬する數々の所謂『釘』"pegs" の管理、といふやうな問題については余り話が出ず、寧ろ人間に對する理解が深められたのであつた。

從つて、主となつた問題は、寧ろ處遇の個別化に關するものであつて、收容者の個性を顧ることのない團體處遇のそれではなかつたのである。

近代的立法上の試みであるところの、例へば保護觀察假釋放、分類、精神病學、心理學、慰安、教育といつたやうなものがプログラム中の優位を占め、熱烈なる興味がこれらの問題に關する討議に於て示されたのである。

次ぎに、これまでの大會と事變つた新しい現象としては、個別研究 case work 及び社會事業 social work に關して、新しい注意の惹かれたことである。ヴイ・シー・ブランハム博士はニューヨーク州假釋放局に於て適用した「收容者の個別研究と處遇」について述べ、ハウストンのジエー・ダブリユー・スローター博士は大會に「行刑に於ける社會事業」と題する演說を試みた。

同じ方面に於て同樣に有意義だつたのは、シカゴのアンドリユー・エイ・ブルース教授の「處遇の個別化と刑法」と題する論文と、オースチン・エツチ・マツコーミツク閣下の「成年刑務所に於ける教育」と題する論文とであつた。フイラデルフイアのレオン・スターン博士は不定期刑及び有能の役人達による假釋放制度の一般的採用を主張して云つた、「裁判所が、被告人に關して、遺傳的、心理學的、社會的、その他の人間的要素を考慮することなく、嚴格に刑法に依つて刑罰を定める時、盲裁判

はそれこそ盲になる」と。

協會長カルヴイン・デリツク氏は、その卓越せる開會の挨拶に於てかう斷言してゐる。「余は囚人の爲めの農場及びロード・キヤムプ制度に對して衷心より贊意を表するものである。あらゆる種類の囚人を鎖された窓と高い塀との奥に押しこめ、それでゐて社會復歸を期待するといふが如きは、大それた考へといはねばならぬ。」「余の見る處を以てすれば」と氏は云ふ。「犯罪問題は、單に犯罪人の生活を出來るだけ悲慘ならしめる事のみに依つて解決し得られるが如きものではない。」

保護部會の模樣を報じたる中にハウストン・ポスト紙が掲げてゐるところを引用すると、次ぎのやうな言葉がある。「相當議論をまき起した論文は、シカゴのエフ・エモリー・リオン博士の「刑務所及び囚人の缺陷は何か?」であつた。リオン博士は現今刑務所共通の現象であるところの人口過剩及び失業の現象並びに、刑務所が適當なる教育制度を備へざることを強調した。一般社會人のために義務教育制度を設けることが出來るならば、何故に全囚人のためにそれが出來ないのだ、と博士は云ふのである。この點に關する缺陷については疑ひのない處で、博士は聯邦行刑局がその教育制度を擴大せんとしてゐることを模範的な例として引用した。」右の主張はペンシルヴアニア州ハンテイングトン矯正院の院長シー・ジエー・クレナー博士の演說によつて確證された。博士はより以上教育を欲しないと考へてゐた多くの少年達についての經驗を述べてゐるのである。そして博士は、巧妙なる指導に依つて、彼等が「好きになるやうに導き得られる」こと、而してそれだけ彼等の利益になることを發見せられたのである。これと同じ點は、ミシシツピーのビー・エル・カルター氏の演說に於ても補足された。氏は云つてゐる、「新しい型の、而してより一層效果のある教育が少年のためには必要であり、各種の型の再教育が成年のためには必要である。」と。

大會はまた聯邦兒童局のレンルート孃の思慮深い論文により、犯罪豫防問題は適當なる兒童の訓練問題にまで遡らねばならぬことを認識するに至つた。同孃は犯罪豫防の萬能藥といふが如きものはあるものではない、孤兒院、少年裁判所、その他如何なる種類の施設に於ても見出されるものではない、といふ明白な事實を述べたのである。寧ろよい家庭、よい學校、兒童指導機關、方面委員等にこそ望みがかけられなければならないのである。

一般郡刑務所 County Jail の悲しむべき狀態につい

ても意見の一致が見られ、ラングストン判事は云つた。「私は我國の郡刑務所收容者について、その五分の三の者は之を刑務所に置くべき理由なく、殘り五分の二の者は之を刑務所より出すべき理由のないものであると思ふ。」と。政黨的任免の行刑機關に對して不適當なることについても意見は一致し、この點すべての委員によつて慨嘆の聲が發せられたが、その中にはブース夫人も入つてゐた。假釋放及び保護觀察法の運用についても同じ原則が行はれねばならぬのであるが、此の方面に於ても政黨の有害なる影響が全然除去されるに至つたとは、何人も考へてゐなかつた。

併乍ら、幸せにも假釋放法の運用に關しては、各州の間に益々協力が見られるやうになつた。國會の最近の立法に依つて、今や、各州の間に、相互扶助を目的とする假釋放協約を作ることが出來るやうになつたのである。この點は、聯邦假釋放局のアーサー・デイ・ウツド閣下主宰の下に、既に刑務會議の一分會となつたところの、アメリカ假釋放協會の興味ある討議中に於て明白にされた。

更にまた、州相互間刑務作業契約の作成を通して、刑務作業問題の解決に向つて、協力一致の努力が見られるやうになつた。この問題は刑務所製作品を州相互間に移出することを法律が禁止せることに依つて、一層緊要を加へてゐるのである。

併乍ら、今迄のところ、益々增加しつゝある刑務所內の失業を緩和せんとする努力が、殆ど何等の效果を收め得なかつたことは、行刑局次長ジエームス・ヴイ・ベンネツト氏が大會に提出されたる論文に依つて示された通りである。氏の言によれば、囚人を働かしむべしといふ問題は五十年來の大問題なのであるが、今日でも、どうやら就業してゐる者は全收容者の二十五パーセントに達しないのである。かくして行刑學に於ける「默示錄の四騎士」は失望と錯倒と、人口過剩と失業とである。ベンネツト氏は刑務作業が民業との不祥なる競爭を惹起するといふ、例の議論に對して論駁を加へ、その主張に對して有力なる理由を開示した。氏は斷言した、「刑務作業問題の聰明なる解決を目的とする眞摯なる努力を助ける唯一のものは、社會人の良心を失業の結果について目ざましめることである。」と。換言すれば、かの賃貸制時代の貧慾が今尙ほ勞働組合の利己主義の中に、そして一般民衆の冷淡の中に存してゐるとなすことを得べく、刑務作業問題の解決のためには、先づ以てこの二つを除かねばならぬのである。

最後に大會全體につき、書記長イー・アール・キヤツス氏が批評を加へて、次ぎの如く云つてゐる。「この大會に列席し且つ熱心に議事を傍聽された人々は、いづれも感銘と新しき光明と刺戟とを受け、歸國後直ちに實行せんとする希望を强固にせられたに違ひない。勿論我々は今日の問題を殘らず解決したのではない。けれども、各種の論文及び討議より得られた豐富なる報告、意見及び新發見は、この大會を通して何等かの利益を收めんとする人々にとつて、效果あるものであつた。」と。

次回は一九三五年十月末又は十一月ジョージア州アトランタ市に於て開かれる。

× × ×

決議第一。假釋放者の取扱又は逃走者の返還に關し、二州又は二州以上の間の共同動作を簡單化し、有力化すべき方法に關する問題は、協會の全會員が眞摯なる注意を拂ふべき問題である。

通信、交通の便益の增大するに伴ひ、犯罪は多少とも州相互間の問題たるに至つた。犯罪人をして、管轄を異にする州の間に協同の缺けてゐる點を利用させてはならないのである。

前回の國會に於て協贊されたる一法律は、州相互間の協約を促進することを目的とし、かゝる關係の表示に對し豫め國會の認可を與へんとしてゐるのである。

併乍ら、この問題に關しては、法律と政策との深遠にして根本的なる種々の問題が含まれてゐるのである。そこで、アメリカ刑務協會は、この問題に關し斷定的結論を與へるに先立ち、第一、國會の豫め認可を與ふる權限につき、第二、若干の州については治外法權的管轄を創設せんとする智慧につき、第三、わが政府の各政治的單位の間に長く存續するものとして作られたる、永久的協約に依つて、實際的結果の得らるべきものであるか否かにつき、細心なる研究を遂げなければならない。

右の理由に因り、アメリカ刑務協會は、協約の提案に對しては、いづれにも認可を與へなかつた。

協會はすべての州の代表者に對し、州相互間に關係を有する問題に關し、殊にそれがこの協會の會員たる州內に起つた場合、一層協力を進め、これに依つて、我が憲法制定者の期待したる各州間の交誼を、近代文明の變化したる狀態と一致するやうに發達せしめ、增大せしめなければならぬことを勸告し、且つ、かゝる協力の我々の

權限內に存する限り、我々は、兄弟たる州のすべてに關して、我々の深甚なる考慮を差伸べるものであることを決議する。

決議第三。アメリカ刑務協會は、その七十年の歷史の間に於て、我國の監獄が構造上に於ても、經營上に於ても、多くの改善を遂げたることを見て滿足に思ふものである。我が監獄制度について常に繰返さるゝ批評は、之をたゞ、かの原則宣言に依つて示されたる、理想を實現する爲めの我々の努力を、倍加せしむるに役立たしむべきである。

我々は、我が**假**釋放制度の成績及び目的に關する一般の誤解は、間斷なき、而して的確なる發表によつて、之を解くことが出來るものと信じてゐる。監獄制度が、而して、かの相當なる成績を擧げつゝあるところの、保護觀察及び假釋放制度すらが、犯罪の減少の爲めに働くべき部分といふものは、眞面目にして且つ立派に組織された、奉仕的な犯罪豫防制度が各社會に組織されない限り社會を防衛するに足りないものであることを、我々は昔も今も信じてゐる。

犯罪問題に關係を有する人々より成れるアメリカ刑務協會は、こゝに改めて、この甚大なる全問題の解決の爲めには、社會人の關與を求めるの必要あることを切に强調するものである。

決議第三。アメリカ刑務會議は、所謂刑務作業契約の立案、並にその卅一州による正式承認が、刑務作業の適當なる發達及び統制といふ、長い間の問題に對し最も有意義なる成果を收めたものであることを、承認する。

この重要なる問題に關し共同的進歩を圖る爲め、而して從來刑務作業に存したる、あらゆる弊害を除去する爲め、同時に、すべての囚人は社會的必要として働かねばならぬといふ原則を意味する、我々の決心を再び主張するために、我々は、殘餘の州に於てもこの契約に署名承認せられんことを勸告する。

決議第四。刑務所經營、恩赦及び假釋放などの事業をして一層效果あらしむる爲めのみならず、犯罪豫防の方面に於ける努力をして一層重大ならしむる爲めにも、調査研究の大なる心要あることに鑑み、アメリカ刑務協會は、この種の團體に對し、聯邦緊急救助協會 Federal Emergency Relief Association その他より基金を分賦せられんことを、當該官憲に向つて勸告するものである。

Journal of Criminal Law and Criminology,
November-December, 1934

有馬典獄の思ひ出

上州前橋在にて
一釋放者

昨年二月三日の夜、めづらしい大雪の晩、私は、小菅監獄に、看病夫として、一人のもう死に迫つた胃癌の患者のみとりをしながら病室に夜をあかしてゐた。

雪どけの音を聞くともなく聞きながら、目の前に横はる痩せ衰へた病人の息づかひを看まもりながら、在りし日の有馬さんのことどもを思ひ返へしてゐた。その日有馬さんは、講演旅行中、千葉刑務所に客死されたのである。

一年は過きようとしてゐる。今、私は自由の身となつて、上州の朗らかな大空のもとに立つて尙ほも有馬さんを思ひ出づる情や切なるものがあるのである。

有馬さんは何時も、いろ〳〵の方面から、いろ〳〵の批評を浴びてゐたやうであつた。然し有馬さんは、今日までも私の胸の中に遺した著しい烙印のみを以てしても、それは典獄としての眞の使命を一囚人の上にまで完成した偉人であると言はなければならないと思ふ。

大正十三年眞夏、私は小菅刑務所に押送されて行つた。そして典獄室に呼び出されてオド〳〵してゐる私を見て有馬さんはテーブルの前に嚴に立ち上つて斯ういつた。

「私は、君達のみを罪人とは思はない僕自身も罪人であります、之を機會に玆を修道院と思つてお互に修養しませう」

私はこれよりずつと前、帆足理一郎氏の著書の中で有馬さんの名を讀んだことの記憶を呼び覺まされた。以來私はこの有馬さんについての一擧一動を注意深く見まもつたものである。

小菅に於ける有馬さんの統治振りは所謂お役所式から超越してゐたものゝやうであつた。

私達が朝早く工場へ出業すべく列んで行く頃、有馬さんはいつも所內を巡視して居た。そして私達の列に出會ふと「お早う、御苦勞樣」と言はれるのが常であつた。それが寒い多の日も、雨の夏の朝も殆んど毎日の事なのである。作業が忙しくて特に延長作業でもする時は、私達が工場を引き揚げるまで我々から目を離さなかつた。

私の長い經驗の結論は、有馬さんが斯うして無制限の時間を役所の爲めに投じたといふことは、決して下級役人や吾々囚人の缺點を探さう爲めではなく、隱れたる寶石を探さうが爲めであつたらしい。

かゝる時にはいつも和服姿の有馬さ

んを見た。私は官服の有馬さんよりも斯うした和服の有馬さんにより深い魅力を感じてゐた。

和服姿の時は、頭には大黒頭巾が無造作にのつて居た。手には太いステッキが握られ足もとを用心深く擁護してゐた。

休日毎の教誨に有馬さんの一席の訓話を聞かないことは殆んどなかつた。

「又、オヤヂがツマラネエ話をするぞッ」

無理解な囚人達はこんな事をいつたりした。しかしその囚人の目にも彼はオヤヂであつたのである。

見よ！　かの十二年の震災を！　彼の時全小菅刑務所は倒壊し戒護設備は皆無となつた時、千三百の長期受刑者の只一人もが逃走しなかつた事は何を意味するか？

或る人は之れを評して、囚人どもがあの震災に度膽を抜かれて、あの際逃走にまで思ひ及ばなかつたのだといふ。或る者は、その反對に囚人をひどく度胸のよい者として批評しあの翌年發令を見るであらうと豫想された減刑令に執着したからだといつた。

私はこの眞相を摑むまでに五年の日子を要した。

あの際千餘名の在監者中只獨り逃走を企てた者のあることを聞いてその人に逢ふ爲めに五年を要したのである。

彼はあの震災のゴタ〳〵最中逃走の機逸すべからずと、洋裁工場の壞れた中に突進して洋服に身裝を調へた。

身に無期の刑を負ひ、周圍に何等の戒護線のない時、斯う進むのは不思議の人情ではない筈である。

その時一人の同囚が彼のところへはせつけていつた。

「君は有馬オヤヂの顔に泥を塗るのか塀が倒れたからといつて我々が逃げ出したのでは、有馬さんに對して我々の男が立つか」

さういはれた時、彼は默つて洋服を脫ぎ捨てゝ赤い獄衣に着換へたといふ。

これがほんたうの、當時に於ける小菅の眞情であつたと思ふ。有馬さんは小菅家のオヤヂであつたのである。

かゝる出來事は刑政史上永遠に輝く我が國のほこりでなくて何んであらう

有馬さんの胸は廣く、その中には善きも惡しきも抱擁された。この有馬さんの胸こそは何んといつても宗教的愛によつて押し擴げられたものであるといはなければならない。有馬さんを理解するには先づこの愛の本元をつきとめねばならぬ。

「愛とは隣に善を爲すことである」とトルストイの言つたのは物足らない。

「愛とは、隣に熱情を以て善を爲すことである」と私は信じてゐる。然り、有馬さんはその愛の宗教に生きてゐた人である。この愛こそは一切の不淨を燒きつくす熱と光とを有つてゐる。

有馬さんを憶ふのは恰度太陽を思ふ樣である。今こうして思ひ出を書かうとしても之れといつためづらしい事柄のみが思ひ浮ぶのでなく只マン圓い輝く有馬さんが光々と思ひ出される。

その光、その熱、單純にして然かも忘れがたい生命の躍動である。

民族心理の特異性と敬神崇祖

東京控訴院長　皆川治廣

本文は皆川控訴院長が刑務官練習生に對し、科外講演として演述せられたものゝ要領筆記である。間違ひ等があつたらすべて筆記者の責任である。

(一)

神を敬ひ祖先を崇ぶといふことは、建國以來、わが國の、國の土臺となつてゐるものであつて、いはゞ民族精神の心棒ともいふべきものである。わが國はこの土臺の上に繁榮し、この心棒を中心として今日の發展を遂げて來てゐるのである。大和民族の敬神崇祖の精神は、個々人の意識すると否とに拘らず、われ〳〵國民の上に力強く作用してゐる。國民の力の源泉となつてゐる。皇室中心の誇るべき國柄を形作つて世界に獨絶の存在を保つてゐるのもそのためである。日本國が日本國であることのしるしは、この敬神崇祖の思想——同時にこれは皇室尊崇の思想である——を中心としてたまつてゐるところにあるといつてもいゝ。日本民族の特異性がこゝから展開する。日本民族が他の諸民族と區別さるべき著しい特徴の一つがこゝにある。諸外國といへども、夫々の特異性を有つてゐる。心理的特質を有つてゐるが、心理の作用縱鼻の人種には相違ないが、心理の作用と動向とに夫々の特色がある。歷史的や地理的やの諸條件がはたらいてさうなるのであらう。否或はもつと深い本質的な力が、奥の方にはたらいてゐるのかもしれない。その深い力といふのが、日本の場合でいへば敬神崇祖であると私は思ふ。近時各國ともこの民族心理の特質といふことについて、學者はいろ〳〵に研究してゐる。それ丈に重要視されて來てゐる。民族心理の特異性に對する正しき認識なくしては、對内的にも對外的にもその國の立場をはつきりと把握することは出來ない。政治でも外交でも經濟でも、教育でも、それを眼中におかなくては、軌道を見失つてしまふ。その國の一切の文物制度は、その國の特異性を酵母として形作られ、進化して行く。一つの國で黄金の輝きを見せたもの、必ずしも他の國では輝かない。單なる物眞似はすぐにかげをひそめる。もしくはその移植すらも六ヶしい。その國に育つためにはその國の土壤に根を下し、そこで培養されたものでなければならない。民族の特異性は時代から時代へと遺傳してその國を特色づける。こゝに傳統が生れる、國

民的信仰が生れる。遺傳の力は深くして置きかへ難いものがある。獵犬の仔はいつまでたつても獵犬である。獵犬から橇を引く犬を生み出さうと苦心してもダメである。民族においては尚更である。西洋人は永久的に西洋人であり、東洋人は永久に東洋人であり、そして日本人は永久に日本人である。

（二）

ところが民族には、自國の特異性はつきり判らない。日本人が日本人の特異性をはつきり摑むことは六ケしい。森の中では森が判らぬやうなものであらうか。自國の特異性に對する認識は他國のそれと比べて、正しく明確となる。これは非常にいゝ例證とはいへないかも知れぬが、一例をいへば日本人と西洋人との釣錢の計算の仕方、かうした點にも兩者の特異性がうかゞへる。外國へ行つた人は何人でも知る樣に、西洋では西洋人は買主に釣錢を出すのに加へ算でやる。お客が百圓の紙幣を出して十圓の買物をしたとすれば、品物を包んで先きに出しておき、二十圓、三十圓、四十圓……と數へて、これで百圓と九十圓の釣りを出す。何十何圓何十錢の端があれば、先づ十錢の單位を讀み、次に圓位を、次に十圓位を讀み上げて、これで百圓です、といふ。始めての日本人はこれで間違ひはないのかな、と氣がゝりにもなる。反對に日本は引算で、差引お釣りはいくらゝゝといふことで出す。始めて日本で買物をする西洋人は、やつぱり面喰ふ。西洋流に逆に讀みかへて見なければ納得出來ない。ある西洋人の旅行記にこんなことが書いてある。日本人は驚くべき數字的の國民である。何故かといふと、どんな山奥へ行つても無教育なものでも、客へ釣算を出すときには必ず引き算で計算するからであると。成程計算方法としては、引き算は加へ算に比して高等數學に屬するだらう。だがこれは日本人が數字的の國民であるといふよりも、日本の傳統的特異性を示すものである。西洋でも加算で釣錢を出せといふ法律もなく、命令もなく、恐らく教科書もあるまい。それなのに一人の例外もなく、一人の違反者もなく、何百萬何千萬のものが一致してこの習慣によつてゐる。それは法律以上の力である。法律はちよくゝゝ違反者があるからこそその必要がある。制定にもあゝしろ、かうしろといろゝゝと議論が出る。時としては空文ともなる。法律には國民を一掃的に支配するの力はない。法律萬能といふことはあり得ない。法律は或力の上に乘つたときに始めて效果的になる。或力といふのは殆んど天與ともいつていゝ民族の特異性から生れる。法律も教育もこの力からはなれては決して行はれるものでない。この力に依存することによつて效果を收めるのである。江南の橘これを江北に植うれば枳となるといふことがあるが、處變れば品變るである。一民族の特異性は決して他民族のそれと置きかへ得るものではない。國民はこの事をはつきり認識してゐなければならない。この認識力を缺く

と徒に外國のものが有り難くなつて、物眞似がしたくなる。釣錢は大問題ではないが、場合によつては國家の利害休戚にも關する大きな問題となる。又それが國民の矜持と信念とを養つて國家の發展の基礎となることもある。こゝまで話して來てフト私の頭に浮んだ一挿話がある。世界大戰の時ドイツの驅逐艦が太平洋をかけづり廻つて、英米の商船を擊沈にかゝつた。アメリカが大戰に參加した一つの理由はこゝにあるが、ある時一商船がその災厄に遭つた。かうした場合、女子供はボートに乘せて最初に避難されるが、男子は已むを得ないから船と運命を共にして海底の藻屑と消える。何故かと理窟をいへば、これは種族保存の本能からであらう。人間は種族を保存するために、かうした場合せめては女子供だけを生き殘しておき、男子は甘んじて死につく、といふわけであるが、それはとにかく、その際も女子供はライフボートに運ばれてみな逃れた。ところがその商船には一人の日本婦人が夫と共に乘つてゐた。御婦人はボートでお逃げなさい、といつてもその日本婦人は、夫を見捨てゝ一人逃れ去ることを肯じない。夫はその時少し病氣であつたとかいふことを聞いたが、何れにしても、その日本婦人は、何處までも夫と死生を共にするといふ。船員が、貴女がいかにさう仰つても、アナタと一緒に夫君を逃れさすことは出來ないから、と說き聞かしても、では夫と一緒に死にます、といつて動かうとしない。その中船は見るゝゝ沈んで行き、その婦人は夫と一緒に水上の人となつた。浮袋につかまり、病める夫をたすけつゝ洋上に漂ふこと二三十時間、英國の商船だかに救ひ上げられたときは殆んど人心地もない位であつた。尤も夫の方は、洋上ですでにことぎれてゐた。それでも細君は夫の死體を見捨てることなく、最後まで愛護してゐた。英船に救はれたとき船では細君だけを救ひ上げて死屍はそのまゝ流し去らうとしたが、細君はどうしても承知しない。仕方がないので、船では死體をも一緒に拾ひ上げることにした。その光景を見て、船中の一同は、思はずも脫帽敬禮した、といふ事實があつた。西洋人とても胸を打たれずにはゐられなかつたのであらう。船が擊沈した時西洋の婦人は、或は夫を見捨て、或は肉親のものを置き去りにして、みな逃れ去つたのである。ひとり日本の婦人のみは夫と共に死せんとした、といふそのやさしくして且つ雄々しい大和撫子の心根にさすがの西洋人も嚴肅な氣持を味はずにはゐられなかつたのであらう。こゝに日本婦人の心理の特殊のはたらきを見る。西洋婦人のそれと比べて好個のコントラストである。民族心理の特異性の現れでなくて何であらう。

（三）

私自身の體驗によつても、日本人の特異性を物語るものとして次の如き事實を擧げることが出來る。日露戰爭の際、私は軍司令部の國際法關係の顧問といつた格で、軍參謀の幕僚達と一緒に汽車で西

下し、東海道線を走つてゐた。軍司令部の出征といふので、新橋驛を出發するときから到る處の驛々での歡送迎は、實に非常なものであつた。プラットフォームは押寄せる群衆で立錐の地がなく、萬歳々々の爆發である。さうかと思ふと、出征將士を見送るのに、御祭然たる騒ぎは適當でないと考へたのか、禮裝でプラットホームに整列して、嚴肅に最敬禮をするといつた驛も一二ヶ所はあつた。何れにせよ、はち切れる程の愛國心の表現である。それもその筈である。當時の日本人としては石も叫び草も熱せんといふ程の熱情に驅られてゐたのである。汽車の中で、同僚のうち日清戰爭に出征した人があつていろ〳〵な話が出た。日清戰爭に出征する際も、國民の熱烈な歡送迎ぶりは矢張り今日と同樣であつた。あれから十年の歳月を經て、世の中は隨分變つたが、變らぬのはわが大和魂である。しかし日清戰爭當時は、往來ばたに土下座して見送つてゐたものをよく見受けたが今日ではそんなことはなからう。といふやうな話の中に汽車は名古屋邊にさしかゝつて來た。その時突然、一將校が大きな聲で「あそこ〳〵！」と叫んだ。一同も思はずその指す方へ眼を向けると、田植姿をした一人の婆さんが、畦道に諸膝を折り兩手をついて、こつちへ向け、うつ伏せんばかりにぢつと御辭儀をしてゐる。それを見た一同は急に沈默してしまつた。それまでは、手柄話や何かでいとも騒高にはしやいでゐたのが、ピタリと默りこくつてしまつた。中にはそつと眼頭を拭いてゐる人もある、といふわけでまつた。すると、それを紛らはせやうといふつもりでゞもあつたらうか、ある一人が「あゝ、あの姿さんの息子共も戰場に出てゐるのだらうか」といふと、某副官が横から「なアに、軍司令部が出征するといふので、伜の身の上をよろしく賴みます、とでもいふのだらうよ」と、余り巧妙な發言とも思へないが、相槌を打つた。すると、しばらく考へてゐた某參謀副長が「だが、この列車に軍司令部のしるしがあるのかしら……」と呟きながらその事を輸送司令官に訊ねたところ「そんなものはありません」といふ返事であつた。つまりその時の婆さんは、軍司令官の乘つてゐる列車だといふことを知つて、息子のことを賴んだのではない、專ら祖國のために出征する將士に對して感謝感激の至情を捧げてゐたにすぎないのである。自分のため、自分の息子のためといふやうな私情は少しも挾んでゐなかつたのである。祖國を救へ！といふこの純な感情の外何ものもなかつたのである。祖國のためには自己の一切のものを拋つ、といふ大和民族の特異性は、この無智な老媼の心の中にもひそんでゐたのである。これは神聖なことである。私共の一行が、嚴肅な敬虔な念に打たれて沈默に陷つてしまつたのはその點に觸れたからであつた。

（四）

一行はそれから、海上、旅順、浦鹽からの敵艦の襲撃に備へながら遼東半島に上陸した。次で遼陽、沙河の戰爭を經て多營をすることゝなつた。敵側でも同樣であつた。互に塹壕を築き、四つに組んだ角力のやうに大砲の交換だけで睨み合ひをしてゐた。かくて戰爭は一時休止の狀態にあつたが、この冬營中、幕僚の各將校たちは、つれ〴〵でもあり、海外諸國の軍事專門の雜誌や新聞などを取寄せて戰爭記事に目を通してゐた。私もフランス語の分を受け持つてあれこれと讀みあさつてゐたが、フと次のやうな記事が眼にとまつた。それはフランスの新聞記者の見た露國の動員召集に關する記事であるがその中に、露國の軍隊が戰地へ向ふべく停車場を出發せんとする際の狀態が書いてある。「一體露國の出征兵士たちの妻子は何うしてゐるのだらう」と、フランスの新聞記者は先づ書き出してゐる。「軍隊が出征するといふのに、驛頭には一人の見送人さへゐない、猫の仔一疋もゐない。驛頭に長々と横つてゐる列車の中に、ぎつちりと詰込まれてゐる兵士たちは、何れも頭を垂れ、口を噤み、憂鬱さうな顏をしてひつそりと沈みかへつてゐる。その有樣はまるで葬儀場といつた感じである。寂寞を破る唯一つの人語さへも聞えない。否、人語の代りに寂寞を破る唯一の音が聞える。それは遠くつらなる列車の先端からかすかに洩れ傳へて來るハーモニカの音である。だが、その音さへも、葬儀場のやうなこの夕ぐれの寂寞境に最も似つかはしいもので、その悲哀の音色は、恰も葬式の音樂かとも思はれるのである」。そして新聞記者は更に一轉語を下していふ。「それもその筈である。かれ等はこれから、日本人といふこれまで見たことも聞いたこともない獰猛な人種が構築してゐる、底知れぬ恐ろしい屠殺場へ投げ込まれに行くのであらうから――」と。私は當時これを讀んで思つたのである。「日本は必ず勝つ！」と。日本軍は當時連戰連捷ではあつたが、しかし實は非常に苦戰であつたのである。遼陽、沙河の戰爭も一步の差で危機を突破し得たのである。當時敵側には鐵砲も彈藥も軍需品も多分にあつた。作戰計畫も部署も、必ずしも日本軍の下風に立つものでなかつた。しかるに日本軍は勝つた。何故勝つたか、それは彼我の精神の相違である。驛頭に潮の湧くやうに歡送迎の叫びが上る日本と、葬儀場のやうな露國と、その國民精神の相違が、やがて勝敗の地位を決定的にしたのである。これは私のやうな素人がいふばかりではない、專門家の軍人が一致して承認するところである。日本では石も叫ばん草も熱せんで、全國民を擧げて祖國のために奮ひ起つたのである。奉公の念に燃え立つことに於て泥棒とても恐らくかはりはないであらう。露國の軍隊が出征するに際し、驛頭寂寞として人氣のないのとくらべて何といふ相違であらう。日本軍の勝利は全くこの點に存するのである。民族心理の特異性は、戰爭といふやうな非常の場合に最もその特色を發揮する。爆彈三勇士であるとか、出征兵士をはげまして花嫁が自殺するとか、かうした日本人獨特の現象は西洋人の到底解し得ぬとこ

ろで、日本人のみの有する傳統的特異性の發露である。日本人とはとても戰爭が出來ない、とあるロシア人が言つたといふことを私は聞いたことがあるが、その通りである。日本の國運が躍進に躍進して今日押しも押されもせぬ世界の一大強國となり得た理由もこゝにある。かやうに民族心理の特異性は、その國の運命を決定的にする。それで最近では各國とも民族心理といふことについていろ〳〵と研究を進めてゐる。しかし研究の對象は多く現在の狀態に止つてゐて、遠くその由來するところを闡明したものは比較的少ない。で、私は次に聊かその由來を說明して見たいと思ふ。日本民族の今日の特異性は何によつて出來つたか、何を中心として發展し來つたか、といふことを檢討することは、やがてこの特異性の保持と展開とを約束することになる。

（五）

小泉八雲の日本名で知られてゐるラフカヂオハーンは、幾多の著書に於て、よく日本人の特異性を海外に紹介してゐる。著書は何れも各國語に翻譯されて、それによつてお雇ひ外國人として生活を知り得る外國人も多い。ハーンは大の日本好きで、一生を日本に過した人であるが、この人は日本人の生活や情操をよくとらへてゐる。日本人の朝夕の生活を見ると、西洋人とは非常に趣きを異にしてゐることがわかる、といふやうなことをいつてゐるが、それ等は又機會があつたら話すことにして、私の考へるところでは、日本人が、世界の人々とは異つた一種獨特の性情を有し、誇るべき特異性を形作つてゐるその源泉は何れに在るかといへば、それは日本人の敬神崇祖の精神にあると思ふ。この精神が因となり果となりつゝ時代から時代へと流れ、それが中心となつて今日の特異性を編み出してゐるものと思ふのである。まことに敬神崇祖は日本人特有のものでその淵源は遠く且つ深い。昔からわが國は神國と稱せられて神の造り給ふた國である。神の道の展開し擴充して出來上つた國である。それ故敬神崇祖は日本國民にとつては殆んど先天的の約束である。だから敬神崇祖といへば日本人である限り、誰れに學ばずとも優にその中味を想像することが出來る筈である。だが話を先づ手近かなところから進めて行けば、下世話にも親は有り難いものだといふ。苦しい時には親を出せ、とかいつて世の中に親ほど有り難いものはない、これは分り切つたことである。有り難いものは他にもあらうが親心といふものは一種特別のものである。不具の子ほど可愛いといふのが親心である。わが子が罪に觸れて刑務所へでも行けば一層いぢらしくなるといふのが親心である。一寸考へると不思議な心理ともいへる。不具者は誰れが見ても格好のいゝものではない。又一度刑務所に入れば、世間から爪彈きされ、知人さへも顏をそむけるといふのが世間一般である。それなのに親の身になると、愛が一層嵩じて來る、不思議なやうだがそれが親心である。親心は何故かうしたものだらうか。こゝが考ふべきところである。不具者は一人前の仕事が出來ない。或は自力の生活すらも出來ない。何ものかによつて保護されなければならない。又罪人は日蔭者で、大きな顏も出來ないといふことから、これ亦、何ものかによつていたはられなければならない。大自然の法則からいへば天がこれを保護し、天がこれをいたはるのである。この天の心が親心なのである。天が親を通して保護し、又いたはるのである。それ故に親心は又天の心である。無限に廣く、無限に深いのである。有り難い親心は、親をしてその親心をはたらかしむるやうに、天が種を蒔いておいたのである。父性愛母性愛は天に通ずる。見來れば、天の萬物を生々化育する所以の道は、まことに至れり盡せりといふべきである。親はかやうに神の愛、天の道の權化であるから親は神である。親からその又親とだん〳〵遡つて行くと祖先になる。故に祖先は神である。祖先の心や動作はすべて神なのである。言ひかへれば、祖先と子孫との間は、神の愛、天の道によつてつながれてゐる。祖先の心は子孫の心なのである。敬神崇祖の由つて來る一因はたしかにこゝにある。ところで世界に民族の數は多い。その數多い他の民族を措いてひとり日本にのみこの敬神崇祖の念が力強くはたらいてゐるのは何故だらうか。それを說明するには先づ日本民族が一つの血族團體であるといふ事實に眼を向けなければならない。血族團體とは民族を構成する各員が互に血でつながれてゐる團體の謂ひで、言はゞ一家族の延長に外ならぬのである。血族團體は目的團體や權力團體と互に對立する。目的團體は共通の目的の存する限り團結するが、共通の目的を失へば直ちに解體する。畢竟利害關係によつて結ばれたる團體にすぎない。權力團體は強者が弱者に對して力づくで命令し、強いて團結を保たしむるものである。だから權力なくしては團體は存在しない。古來地球上に國を樹てるもので、或は目的團體と見られ、或は權力團體と觀念せらるゝものもある。

（六）

その國の成り立と歷史的條件とによつてさうなるのである。しかるにわが國はその何れでもなくして血族團體である。利害や權力によつて結ばれてゐるのではない。尤もわが國とても國家である以上目的がないことはない。親子兄弟互に和合し、互に扶け合つて行く中にも、一家子孫の繁榮を圖る、といふ目的は內在する。血族團體だからとて無目的であるべきでない。目的は內在し又介入するも、その目的のために團體が存在するといふのではない。そこが違ふのである。今日でいへばアメリカの如きが目的團體の國であらう。又血族團體とても、時として權力もはたらく。はたらいてもそれは派生的現象にすぎない。目的團體のアメリカにしても多少の權力作用はある。それがドイツの如きになると、權力が土臺となつて國が出來てゐる。權力を握るものが國の支配者となる。ヒットラーの成功

した所以である。しかしドイツとても目的がないではない。又同國人間に愛がないでもない。が根本は權力である。力を以てせずしてはこの國は保てないのである。

目的もあり、權力もはたらいてゐるが日本民族は血でつながれてをり、血で榮えてゐるのである。日本人の家には系圖といふものがある。諸君の中にもお持ちの方があらう。天災地變その他でなくなつたりもするから、無い家もある。系圖はその家の血緣を示すものである。それによると、日本人の家は、祖先に遡つて行くと、神代か人代かに於て、みな皇室から岐れてゐるものだといふことを發見する。源氏は清和天皇、平氏は桓武天皇藤原氏は天兒屋根命といふやうに、夫々皇室の血をうけてゐる。そして源平や藤原氏が又いくつにも岐れて行く。一幹萬枝でいくら岐れても血はつづいてゐる。血を通して子孫は祖先の心を見ることが出來る。否自己の心が卽ち祖先の心であるといふことを發見するのである。これは日本國民の意識せざる意識である。個々人はさう自覺してゐないかもしれぬが潛在的にこの意識ははたらいてゐる。これが日本人の日本人たる所以である。日本人に敬神崇祖の念のあついのはむしろ當然のことである。系圖で想見するばかりでなく、歷史的に建國の昔を振りかへつて見ても、その通りになつてゐる。

（七）

日本の建國當初の組織は民族制である。これは何處の國でもさうで、西洋風にいへばパトリアカルシステムである。しかし日本のは西洋とはちがつた特別のものであり、特異の發展をしてゐる。氏族制では、本家が分れて分家となり、分家が分れて末家となる。そこに大氏、中氏、小氏といふやうな言葉が出來る。かくの如く本末の關係がはつきりして、大は中を、中は小をと、順次に支配して行き、支配のかげには撫育が裏付けられてゐる。そして小氏は中氏に支配せらるゝと同時に、中氏を通して大氏の支配をも受ける。大氏の支配圈はひろく、中氏小氏をも含む。この關係は太陽系の運行の如く、秩序的であり、太陽系の關係が引力でつながれてゐるやうに、この關係は血でつながれてゐる。氏の祖先は神である。つまりいへば、總氏の神が、總氏の一切の子を率ゐて、御本家たる皇室に奉仕する仕組になつてゐるのが氏族の制である。枝葉の繁るやうに、分家や末家がいかに增えても、いかに人口が增加しても、本家とつながる血の脈絡は決して絕えることがない。血でつながる限り、本は末を愛し、末は本を敬する。この巧妙な仕組みをくづすことなしに、日本民族は、次ぎ〳〵と擴大し、發展して、今日の繁榮を築きなして來たのである。將來と雖も、無窮に無限に、これを繼續して行かねばならぬのである。

（八）

世界の民族とても昔はみな血族團體であつた。親子兄弟といふ一家族が生活の單位となることは最も自然の現象である。しかし西洋の民族は多くは水草を追ふて移る牧居の生活で、移動から移動をつゞけてゐたので、いつの間にか血族時代から、凝集時代に移つてしまつた。血緣關係が混線してしまつた。しかし〳〵一人々々孤立してウロ〳〵してたのでは猛獸等に喰はれてしまふので、一團に凝集して移動して歩いた。しかし犬や猫が親を忘れて、互に噛み合ふやうに、自分の祖先を忘れた野蕃民族は、出合ひ頭に鬪爭を始め、その結果優勝劣敗で、力の強いものが力の弱いものを征服して、國をつくつた。これが權力國家の由來である。權力國家は祖先を忘れ、血緣關係を失つた民族の鬪爭と征服の結果出來上つたものである。アメリカの如き目的團體の國家は、人智が進み、社會がずつと發達してから後出來たのである。世界の多くの國はみなかうした徑路で出來てゐるのに、日本だけは例外である。日本民族の起源についてはいろ〳〵說もあるがアジア大陸を日の出る方へ〳〵と移動して來たものであらう。大部隊が、十里百里と離れてゐるも、互に呼び合ひ、扶け合つて、行く〳〵異民族を征服しつゝ、東漸して九州の北岸に上陸し、日向の國に到りついたものであらう。詳しい話は時間がないので出來ぬが大體さうした徑路をとつたものらしく思はれる。そこで問題は、かうして移動しつゝも、日本民族が自覺的に、計畫的に組織を維持し續けることが出來たのだらうか、といふことである。世界の他の民族は移動しつゝある上に、血族關係がすつかり崩壞してしまつたのに、日本民族だけがそれを維持し得たのはいかなる理由からか。日本民族が自覺的に、計畫的にそれを可能ならしめた、といはんよりは、それはもつと無意識的、自然的な關係であらうと思ふ。そこで考へられるのは敬神崇祖である。敬神崇祖の有り難さをこゝに見るのである。日本人の各家庭では、必ず祖先を祭る。それが家の魂であり、神である。小氏には小氏の神樣あり、中氏には中氏の神樣あり、大氏には大氏の神樣がある。元來神樣は對人的のものであつて、地域的のものでない。今日ではいろんな關係で地域的のものとなつてゐるのも多いが、元來は對人的のものである。例へば春日神社の如きは藤原氏の神樣である。藤原氏が祭る對人的のものだつたのである。日本國の總氏神は伊勢神宮で、これは日本國民全體が祭るのである。これは萬世にかはらぬ、はつきりしたものである。かやうに日本人は祖先に對する認識が可能である。從つて祖先に對し、强烈なる崇敬と愛着の念を有つ。その點、西洋の諸民族とは全く趣を異にしてゐる。だから、日本の國家に於ては、「支配」といふ言葉は不適當である。支配は權力をもつての抑制を意味する。日本の場合、權力でなくして親和力である。親和力で結ばれてゐるのである。これが血族團體の特色である。日本の天皇は古來、權力を以て民に臨まれずして、愛撫を以て臨まれたのである。支

那の「魏志」といふ書物に、當時の日本のことを書いて「宗族の本末自然の差序をなし、其狀君臣の如し」といふてゐる。當時に於ける氏族の關係を言ひあらはしたものである。日本では古來、義は君臣にして情は父子と言ひならはしてゐるが、それよりも一層適切に日本民族の特色を言ひあらはしてゐるのはこの言葉であらう。自然の差序をなす、といふ文句も面白い。日本の本末の關係は、無理に作り上げたのではなくして、自然に出來上つたのである。生れるといふことは自然である。抑も日本といふ國が、理窟や力で作り上げた國ではない、古事記等を見ても判る通り、神の生ませ給ふた國である。

（九）

神武天皇から大化の改新まで、約千三百年間、卽ち紀元以來日本歷史の過半に亘つて、日本民族は、この自然的な本末仕組で、國を形作つてゐたのである。西は熊襲、北は蝦夷、さては三韓、肅眞等に至るまで、四方に威力を張つて、その覇然たる存在を示してゐたのである。その後政權が武門に歸したりその他の變動を經て明治維新に到つたのであるが、その間「宗族本末」といふ觀念は、國民の意識せざる意識として脈々として流れ傳つてゐる。武家時代にはいかにも權力をふるつたが、それすら內面的に見れば權力よりも親和力を土臺としてゐる。本末の觀念が底にうごいてゐる。群雄割據時代に、織田信長にしろ、武田信玄にしろ、その他の武將、何れも京都に旗を立てることを目的としてゐる。京都行の競爭にすぎない。地の理を得てゐる信長が先登を切つたのである。御本家の皇室をいたゞかずんば武力者といへども成功しない。本末の序による親和力！日本歷史の全場面は、古來これで動いてゐるのである。偶々表面的に武力時代があらはれても、この精神が常にそれを修正する。明治維新は、宗族本末を修正しやうといふ精神が動力となつて出來たものである。日本の本然の姿にかへつたものである。七百年の變態政治から尙敢然として立ち返るほど、日本民族の本末、差序の精神は彈力的なのである。淵源するところ遠ければ底が深い。本末、差序と親和力とのこの日本民族の特異性は、恐らく神武天皇よりずつと以前に、創設されたものであらう。創設といふよりも自然に出來上つたものだらう。出來上るといふことは六ヶしい。支那は日本の法典を何度模倣して作つても空文である。日本でも支那の法典を學んで大寶令を作つても畫餠に歸した。法律では氏族は率ゐられない。傳統と特異性に卽せぬ俄か仕込みは到底行はれるものでない。況んや文字のない神武天皇の時代に、「其狀君臣の如し」といふやうな親和力の仕組が、傳統なくして例外なく行はれるといふ筈はない。これはどうしても神武天皇のずつと遙か以前から、卽ち天神七代、地神五代の十二代を經て、遺傳的にずつと、傳つて來たものに相違ない。神代の代數を人間の年數に飜譯すれば、何萬年になるか

分らない。恐らく邈々たるはるか〳〵昔からのことであらう。最近學者の說では人類の起源は二十五萬年以前に遡るといはれる。日本民族の起源もずい分古いであらう。アジアの中央部を水草を追ふて東へ〳〵と移つて來る途中に、多分この仕組が自然に出來たものであらう。前述の如く、氏には神があつて氏の中心として祭られる。自ら敬慕の感じが生ずる。祖先の認識から血のつながりの認識となり、そこに親和力が生ずる。敬神崇祖が心棒となつて、民族が互に團結して敵に立ち向ふから、それは力の中心ともなる。又互に相親和して榮えて行くから、それは德の中心ともなる。敵に對しては力、內に於ては德が力強くはたらくから、それが平和の基礎ともなつて、日本民族は昔から武を瀆す、といふことをいさぎよしとしない。唯「死ねや死ね〳〵」。何の惜しからう國のため」で、祖國のため、といふ場合には敢然として、武力を用ゐ一身を犧牲にする。內に親み外に強い、こゝに日本民族の特色を見る。外來思想を受け入るゝについてもこの特色が物をいふ。儒教は家を本位とし、祖先を崇ぶ。血族を土臺とする故にその教は「仁」となる。政にあらはれて「仁政」となる。この思想は日本人の思想に近い。否、支那には榮えずして日本に於て始めてこの思想は實際化してゐるのである。支那の易世革命の思想の如きは、日本人は斷乎としてこれを排斥する。佛教は本來の思想として、個體の生命を重んじ、全體を重視しない。この點がちよつと日本人の思想に合致しない。日本人の思想はその反對である。だが、日本は、やがて佛教を日本式に修正してこれを取り入れた。今日の日本の佛教は日本人の佛教である。何處の家庭へ行つても、日本人の家である限り、今日佛壇のない家はない。佛壇のあるのは日本人の家だけださうである。支那の家にも印度の家にもないといふ。佛壇は勿論佛教からのものだが、それが日本の家庭に入ると祖先崇拜にかはる。キリスト教も抽象的には日本化してゐる。その他明治維新後にも、モンテスキューの思想とか、快樂說とか、ルソーの說とかいろ〳〵な說が入り込んで來たが、日本の特異性と相容れないものはやがて排斥される。しからずんば日本の特異性の中に融け込んで日本化してしまふ。日本の特異性は外來のものを容れて變質しないどころかます〳〵その內容をゆたかにして行く。洗練されたものにして行く。私はかつて「本能」といふ册子に於て、萬人自明の理を基礎にして人間の倫理、道德を說いた。人間は自己の保存と種族の生命を保存しなければならぬそれは人間の本能である。そして生命には生命發展の力が內在してゐる。人間は自づからなるその內在力によつて、個人並に種族の生命を維持すべく運命づけられてゐる。その生命力がわれ〳〵を支配してゐる。生命力は民族によつて夫々特異の發達をし、特異の姿相をとる。それが民族の特異性である。日本民族は敬神崇祖といふことがその生命力にタッチすることによつて民族の特異性を形作つてゐるのである。智慧や學問はそれから派

生したものにすぎない。

（十）

以上は敬神崇祖と民族心理との關係であるが、敬神崇祖は、民族の力の源泉となるやうに個人の力の源泉にもなる。フランスのフーエの話は、かつてこの席で話したことがある。潜在意識を呼び起すことによつて病氣を治療するのである。フーエはいふ。「病氣を治療するのでも、その他何か事をするためにも、意志の力に訴へるのは間違つてゐる。元來意志の力は弱く、感情の力の方が強い。ところが意志と感情とを共に支配するものは潜在意識である。それ故に潜在意識を呼び起せば病氣は治癒する」と。世の多くの母親がいかにわが子をえらくしやうとて「お前は役立たずだね」と激勵する。しかしこれは間違つてゐる。潜在意識がはたらいて實際役立たずになつてしまふ恐れがある。「お前はえらくなるよ」と靜に子供の耳許で繰りかへしてゐると、それが潜在意識となつて子供はえらくなる。潜在意識は夜眠りに落ちるときとか、曉覺めるとか、心身が疲勞して、氣持がもうろうたるときとかに、多く呼びさまされる。その時にわが爲さんとすることに念力を凝集せよ、爲し遂げられるのである。有名な英人のブルーストンといふ人は、人なき部屋の中を歩きながら、「あれは出來る、これも出來る」と呟きつゝ潜在意識を呼びさました。佛人のリンドラーは、鏡に映る自分の顔を見詰めながらそれをやつたといふ。しかしわれ等の祖先は神社の前でこの潜在意識の覺醒につとめたらしい。和氣淸麿が宇佐八幡に參籠して神託を受けたなどの例がそれである。神が自分の意識せざる意識を呼び起し下さるのである。その瞬間、汚れたるは淨められ、邪まなるは正しくなり、觀念の切りかへが出來て、同時に思はぬ力が出る。かやうにして敬神崇祖は個人的にも力の源泉であり、德の涵養である。古來さうした實例は枚擧に遑がない。今日でも日本人は何事かあれば神に祈る。日本民族の特異性は敬神崇祖を精神的の心棒として發展して來てゐること右の如きものである。將來に於ても永久に、この關係は持續せらるゝであらう。持續しなければならぬことである。

新年名刺交換會

昭和十年正月元旦、大晦日に夜通し降つて、街頭を行き交ふ人々を惱ました雨も、さすがに元日はカラリと晴れ上つて、新年の瑞兆を示す。恒例により刑務協會では午前十一時から同協會樓上で新年名刺交換會を開催した。屠蘇機嫌で、面もいと晴れやかに、續々と詰めかけた出席者百八十二名、昨年に比し更に增加してゐる。伊藤刑務協會主事の開會の辭に次で、岩松會長より左の年頭の挨拶があつた。

昭和十年の春を迎ふるに當りまして、先づ以て慶賀申し上ぐべきは聖壽の萬歲と、皇室の御繁榮とであります。そして希くは皇室の御稜威の下に、わが國運の年と共に隆昌ならんことを祈る次第であります。次にこゝに多幸なる新年を迎へられて、益々御健かに、益々御元氣で、更に新なる御活動を開始せらるゝことゝなりましたみな樣のために、深くも御喜び申し上ぐる次第であります。

顧みますればわが刑務協會は、遠く明治二十一年の創立に係りまするから、今年で丁度第四十八回目の正月を迎へたことになるのであります。その長い期間、代々その衝に當られた先輩の方々の、夫々時宜に應じた適當なる施設と、刑務官各位の熱誠なる御後援とによつて、當協會もまことに順調なる發達を遂げてまゐりまして、今日に於ては、基礎も相當鞏固に、事業も亦頗る見るべきものあるに至りましたことは、まことに御同慶に堪えぬ次第であります。しかしながら當協會が、現場で立働いてゐる刑務官各位の後援者若くは支持者として、果して今日やつてゐる仕事だけに滿足出來るかどうか、といふことになりますと、それは勿論滿足など言ひ得べきものではなく、考慮すべき點がなほ多々あると存ずるのであります。卽ち刑務官各位をして眞に後顧の憂なからしめ、いやが上にも十分なる御努力を御願ひするためには、當協會としても現在の仕事以外に、更に新なる施設や事業を試みて、それ等の要求に應じて行く用意を必要とするのでありまして、當事者としても出來得る限りは、その方面に手を延ばして行きたいとの考が現になくはないのであります。

同時に一方に於て當協會は、多年の懸案たる協會の建築問題を、今年こそは解決しなければならぬといふ當面の必要に迫られてゐますし、その上に今年は政府の低金利政策から、協會の基金に對する利子收入の上に多少の影響を被むることになるのでありますが、この問題をいかに解決すべきであるか、いかに

して従前通りの收入を繼續して行くべきであるか、といふこれ又が、協會としては當面の緊要事となつてゐるのであります。卽ち今年は協會としては多分の支出を必要とする上に、一方收入は從來より減少するといふ羽目に陷ることになるのでありまして、その間、多少の苦心が存するのであります。勿論これ等の問題の解決のためには、私はじめ事務擔當者に於ても、夫々適當な方策を講ずることに銳意努力すべきは言を待たぬことでありますが、それにつけても一面、當協會の會員たる刑務官各位の熱烈なる御後援に依るに非れば、到底十分なる效果を期待し得ぬこと、存じます。さやうな次第でありますから、何卒各位に於かれても、當協會の性質と立場とをよく御諒察下さいまして、折角今日までの發展を遂げてまゐつた協會のことであるから、今年は、これを更に一層立派なものに護り立てゝ、行かうとの御考の下に、從來にもまして御力添を賜るやうに特に御願ひいたしたいのであります。私共當事者としましても、希くは各位の御指導と御後援との下に、日々の事務上に萬誤りなきことを期するは勿論、今年度に於て遭遇すべしと想像されまする財的困難をも、いかにもして克服し得て、以て當協會の前途に一段の光明を投ずべく努力いたしたいと堅く決心してゐる次第であります。右年頭に際し、聊か祝賀の意を表すると同時に、當協會に對する各位の御後援を切望いたす次第であります。

更に同會長の發聲にて　天皇陛下の萬歲を三唱し、終つて一同祝酒を酌んで年頭の壽ぎをなし、歡談に時を移したが、岩松會長は更に別席に於て刑務官練習生に對し年頭の挨拶に添へて、刑務官としての將來の覺悟、並に職務上心得べき點等につき縷々懇切なる訓示を與へた。最後に伊藤主事の挨拶にて十二時三十分和氣靄々裡に散會した。

當日の出席者は左の如し。

（行刑局）岩松玄十、正木亮、芥川信、船津宏、岡五朗、前田靜雄、野崎陽之輔、金田榮三郎、天津剛、掛樋松治郎、中谷源一、鹽見市郎、牟田初太郎、久保田眞太郎、榎本高義、杉藤豐治、安東莞喜、野崎重雄、松富哲、布施寬三、荻生治雄、横山和義、宮城昇、河西武夫、

（小菅）谷內庄太郎、富井隆信、楠顯逸、乙山熒基、木村元吉、竹田益平、矢野長吉、平川浩一、三宅定男、岸野春一、山下忠太、桐島太一、增山喜三郎、木下榮樹、宮田長之助、濱田稔、玉置馨、

（市谷）佐藤乙二、森口藤松、窪田幸記、湧谷邁太郎、三上敬、藤井惠照、川添敬三、喜多義一、前坂源三郎、大森登美、奥田將、大坪春治、伊藤正一、笠井一也、今里末作、宇山宗雄、安藤定美、藤井廉、志々目慶男、柴內春治、大橋大秀

（豐多摩）吉田律、曾川良貞、加藤專精、福山福太郎、益山喜三郎、鈴木長次郎、山田寬、松山憲太郎、鈴木隆夫、山下良吉、二場寶俊、苅屋公正、五島林太郎、大竹敏太郎、高吉雅由、大津功、宮崎芳太郎、豐田清造、佐藤祐四郎、萩原清雄、富井忠信、

（浦和）仁科正次、佐藤金司、水上友吉、清水重光、宮內精介、難波哲雄、西明秋晃

（巢鴨）岡部常、根田兼治、中尾文策、香川千巖、園井義雄、井川信一、山根信松、大澤成次郎、守田千松、森山新之助、齋藤茂三郎、松崎與三郎、寺光忠、長谷場正壽、原長榮、鈴木秀次郎、神酒澤孝四郎、柴山重俊、無盡馨、小室華雲、一戶正義、天ヶ瀨六三郎、平田締純、武本宣正、竹津眞一、高瀨安貞、米岡弘泰

（横濱）小橋川昭慶、渡邊賢、寺岡辰、大村曉心、常石政次郎、見川恒次、武子喜久治、羽田野直、宇野海、豐田作治郎、五十嵐正勝、仁禮修一、秋山保

（小田原少年）鍵山俊治、辻多七、遠藤勝三郎、伊藤文平、清庸三、島田正雄

（川越少年）泉英斌、行定形治、小玉賢道、太田卯八、柴田忠德、島山米吉、林英太郎

（輔成會）渡邊義勝、大月義平二、根本仙三郎

（刑務官練習生）坂本勝喜、谷口德太郎、中村市夫、坂地亨山口唯仁、元吉佐平治、味坂重雄、泉千藏、吉田是壽太、中島末義、山本實、小沼修、柏木幸雄、大洞三千三、林英雄佐々木憲夫、池田繁雄、濱地信、竹內哲之輔、松下新、木元耕三、鈴木則雄、川崎敏雄、王長庚、馮雲沛、金兆程、溫希禎、郭玉波、千敦臨、竹井澄子、大渡リヨ、生野このえ、中村コシズ、有馬シズカ

（刑務協會）伊藤忠次郎、印南於蒐吉、大原虎夫、能勢弘忍野口幸喜、平野宗一郎、大森日榮、阿部清衛、澁谷善藏、北原道之助、大內國敏、大坪與一、平尾毅一。

（次第不同）

刑務所だより

◎集團散歩　石橋山古戰場を訪ふ

小田原少年刑務所

天空一碧晩秋の小春日和、恰も新營の佳節、英雄賴朝が二十年の忍苦に依りて凋落の源家を復興せんと雄々しくも三百の寡兵を以て石橋山に旗を擧げ遂に宿志を完ふせし此處相洋を一望に見る絶勝の地に、七百五十年前を回顧して眼前に古英雄を髣髴たらしむると共に若冠眞田與市の勇奮を賞するは邦家非常時の際最も意義深きを感じ、一行十二名脚絆地下足袋に身を堅め出發此の地を訪ふ。

實施狀況

1　參加受刑者

第一級受刑者七名

2　附添職員

所長、敎務主任、戒護主任及敎師戒護部長各一名

3　服裝

一行は所定の服裝凜々しく何れも歡喜の眼を輝かして午後零時三十分出發す。



4　途次

往く往く小田原城址石垣山の一夜城を指呼の間に望み視て、往時を追懷しつゝ六十年前、明治大帝親しく行幸ありしに依りて名づけられたる、御幸ヶ濱に至る。

5　御幸ヶ濱

夏は小田原の海水浴場として、都人士の寄り集ふ所、遙かに正面大島を右に初島を望見す、左方には三浦房總の二半島相模灘を抱くが如く、更に右顧すれば箱根伊豆の連山眞鶴半島となりて突出し、海岸絶壁上には熱海線の列車轟々走りて長蛇の如し。

一望千里金波銀波の躍る相洋を眼のあたりにせる受刑者は歡喜雀躍全く自己を忘れたるもの、如く鬱積せる內抗的毒素は一時に發散して新しき活力の充實せしかに見えたり。

6　石橋山古戰場

午後二時里許の徒歩に依りて、目指せる石橋山に達す。海拔僅かに二百五十米の一小山なり。山上に與市を祀れる佐奈田神社あり。一同社前に額づき祈願をこむれば、神靈嚴に出現在しませるかに覺え肅として聲なし。

少憩の後、敎師は治承四年夏賴朝蛭ヶ小島より起りて、石橋山に旗を擧げ大庭景親のために敗れ、眞田與市の奮戰によりて、土肥の大杉に隱れ眞鶴岬より安房に渡り遂に驕る平氏を壇の浦の藻屑たらしめ、囘天の偉業を完成せることを物語れば、一同は、眼前にある與市股野ノ五郎のねぢり畑を今更の如く打眺め、或は、遙に土肥の大杉を推想し、眞鶴岬より安房にと眼は轉ぜられて、興愈々深く賴朝の隱忍は覇業を唱へ與市の勇氣は千載にその名を稱ふるを想ひて、私かに自己の信念に拍車をかけたるもの、如し。

かくて携帶せし鞄よりパン、蜜柑を出して舌鼓を打ち渴を醫す。

現時の石橋山は全山悉く蜜柑畑となりて今や盛りと深綠の葉の間に黃金色の鈴なり蜜柑を見る、實に目もまばゆきばかりなり。

かすかに聞ゆる蜜柑もぎの歌、また興深くなつかしさを覺ゆ。

7　歸途

午後二時三十分一同は名殘惜しげに下山、東海道線の走る側より自動車にて鷗飛ぶ青海原の景勝を賞でつゝ歸途に就く。

◎青森刑務所だより

忘　年　會

舊臘十二月卅日夜七時より受刑者四級以上の者を階上敎誨室に集め、忘年會を開催す。

先づ藤井所長の溫情を罩めた慰安と訓諭に始まり、次ぎにラヂオを以て永田秀次郎氏「歲晩の感」と言ふ講演を聽かしめ續いて「忘年大衆演藝の夕」にて漫談、萬歲、落語、浪花節で笑の中に幕を閉じ、次いで一同極薯麥を餐はれて會食をなす。其間蓄音器の演奏等あり一同喜色を面に現はしながら散會せり。

新　年　會

新正六日の兎糞日を繰延べて去る十二日兎糞日とし午前は敎誨、夜七時より四級以上の受刑者を敎誨堂に集め、新年會を催す。忘年會とは趣向を變へ、敎誨堂左右の兩壁は白赤の幔幕を以て圍み演壇上には「新年會」と大書せる帖を下げ、先づ新年會の氣分を現はす。會は所長の今夜開催の趣旨を述ぶるに始まり、次いで七時半より、名作物語「弓張月」(ラジオ)を聽かしめ、終つて福引「偕老同穴」の名目の許に、落花生一袋を各自に與へて會食、次ぎに「讀み聞け」と題して小說「双鏡」の一部を朗讀して其梗概を敎化的に講述し「大々福々」の帖をめくつてレコード演奏中に赤白の大福餅を會食、茶を喫して一服、次ぎに一中節「猩々」(ラジオ)を聽取し、和氣藹々裡

に新年會を閉づ、時正に午後八時半。
兩會共受刑者の荒める氣持冷かな感情を和げ家庭的溫情を味はし敎化上有益であつた。

保護會收容者の結婚

青森縣慈晃會では釋放後收容せる者にて本會職員の斡旋により新家庭を結び獨立正業に從事し着々その効果を擧げ居る者八名を數ふるに至りしが、今回更に中濱主事の盡力により一收容者の婚約整ひ舊冬十一月廿七日新婦の實父は「本人を信用してでは無く御世話下さる慈晃會を信用して娘を嫁にやりますから宜しく」との事で其宅にて結婚式を擧げ、直に一家を構へ本會より營業資金を貸し現在割箸製造に新夫新婦共稼ぎをなし相當の業績を擧げつゝあり。

◎第二回集團散歩（野外演習）

姫路少年刑務所

秋愈々深く千枝萬朶紅を吐き朝夕とみに冷氣を覺ゆるの時、十二月四日待望の第二回集團散歩が擧行された。連日の晴天にも似ず當日は惜しくも密雲低く垂れこめて、そよ吹く風にも肌寒さを感じ思はず襟元を合せしむ。

午前十時二十分運動場に集合した十七名の第一級受刑者は、綠の青訓服を着用し、同色の帽子、卷脚絆の輕快な服裝に三八式歩兵銃三十年式銃劍、彈藥盒、水筒を携帶し武裝を整へ、あやしげな空模様を氣遣かひ乍らも熟と希望に滿ち出發の命令を待つてゐる。やがて今日の集團散歩の指揮官たる勝村中佐の訓示、本多敎務主任より注意あり、終つて永田所長、

唯今から累進處遇令が實施せられてより第二回目の集團散歩を行ふ、元氣で氣を付けて行く樣にとの訓示と命令があり、所長及救護班、大倉醫務主任、本多敎務主任、佃作業主任、岡井戒護主任、指揮官勝村中佐引率の下に進軍喇叭の音も勇ましく一行二十七名堂々表門を出發、外塀に沿ひて左折落葉を踏みしめて一路栗林山に向ふ、時に午前十時四十五分、山麓に散在する人家からめづらしげに眺める人々が我々を歡迎してゐるかの如く見えた。子供が五六人兵隊が來たと言つて馳け出して來る。物音に驚いて叢中から飛び出した百舌一羽けたゝましく叫び乍ら山の彼方へ消えて行つた。路傍の一木一草にも無上の慰安と興趣を味ひつゝ約五分にして栗林山麓に到着す。此處に於て全員停止し勝村中佐の想定の下に愈々演習は開始せられた。

午後零時二十分豫定地（田井河原）に於て叉銃、各自解散して夢前川の砂地に坐し、清らかな水の流れを眺め乍ら竹の皮包みの辨當を開き晝食を採る。食後枯草や芒を集めて焚火をなし、たがひに今日一日の幸福を喜び、或る者はボールを投げ、或る者は角力をとり、大自然の惠みを受けて、其處にはいさゝかのけがれも見えず朗らかに時を過した。

午後一時集れの號令に田井河原東端松林内に集合、午前實施せし小隊攻撃の準備の位置に就かしめ、更に第二回の演習

を開始す。

かくして演習を終つたのが午後一時五十五分、名古山北方小川のほとり道路上に集合せしめ、勝村中佐より實際と相違せる點に對する注意及び退却せる場合に於ける收容陣地に就いて說明あり、重光（少年）小隊長指揮の下に隊伍を整へ、速歩行進にて行程約三里、朝來の劇戰にいさゝかの疲勞の跡も見えず、行進喇叭の音も高らかに午後二時二十分表門より無事歸還す。

運動場に於て勝村中佐より今日の演習に就ての講評あり、本多敎務主任より非常時に於ける覺悟に就て一場の訓示ありたり。最後に岡井戒護主任より今日の氣持を忘れず出所後は親を大切にして、朗らかな、正直な、素直な人間になる樣にとの訓示あれば一同感激の裡に解散す。時に午後二時三十分なり。

行刑累進處遇令實施後滿一年を迎へんとする時にあたり、第二回集團散歩の前回同樣偉大なる効果を收めて無事終了したる事は眞に嬉びにたへない。美はしい大自然に接し、野外演習の出來得たる事と、所長以下引率者が全部私服であつたため、社會人が見ても受刑者とは解らず朗らかな社會人の氣持に甦り、自力更生の精神感化力を與へられた事を開却する事は出來ない。

此の集團散歩こそ、累進處遇令に依り特に與へられた恩典であつて、一面彼等の責任觀念を助長し、他面彼等をして社會適應者たらしめ、自らの發奮努力を培ふに與つて力あつたことを信じて疑はない。出所後善良なる社會の一員として、非常時日本を雙肩に荷ひて起つべき彼等の前途に榮光あらん事を祈りて筆を措く。

◎第五師團長小磯國昭中將敎練査閲

岩國少年刑務所

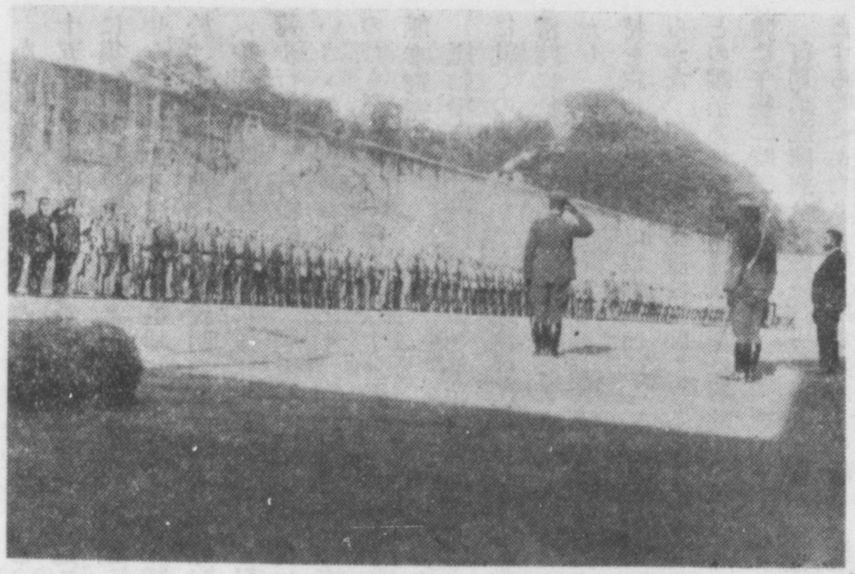
第五師團長小磯陸軍中將當地方青年訓練査閲の爲め來岩の途次當所敎練情況を視察し度き旨の交涉に接し、査閲を受けるに至つたのである。

當日卽ち去十二月十五日は午後一時前第三年次九名第二年次八三名は執銃帶劍、第一年次八九名は徒手にして、第三年次及第二年次は第一中隊第一年次は第二中隊の編成にて敎練場に南面して二列横隊に整列し師團長の臨場を待つ。晴天和風なれど溫度低く銃執る手は冷氣骨に透る如く然も意氣誠に熾んである。

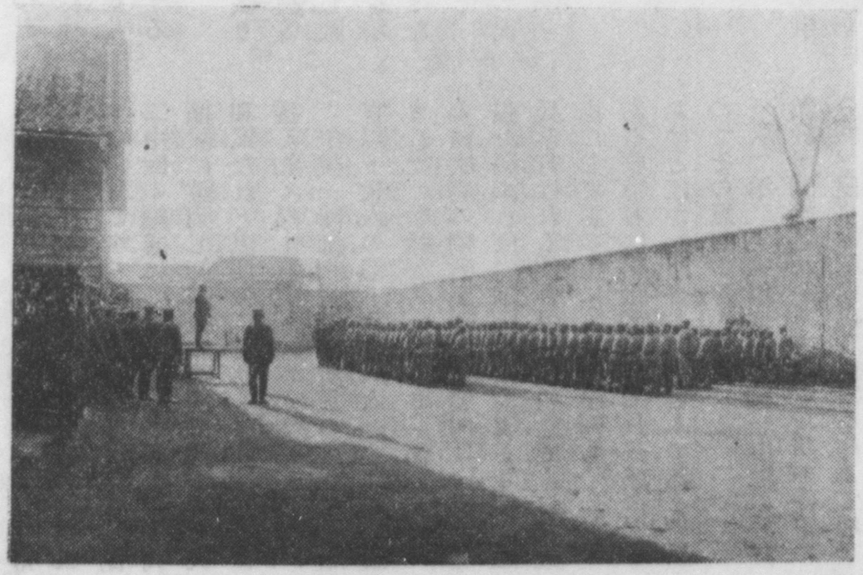
午後一時師團長は都所長の案內にて副官以下數人の部下及參觀人と共に場に臨まれた。敬禮報告を終つて「海行かば」の曲吹奏の喇叭が靜かな場內に一層の緊張を與ふれば、師團長は右翼より順次閲兵を行はれる。各受閲者の態度も自ら嚴肅にして眼の色にも生氣が滿ちてゐる。ある收容者は感想文に師團長の顔に穴もあけとばかり注目したと言ふてゐる。以つてその意氣の程が知られる。

次で第二年次以上卽ち第一中隊の戰鬪敎練が開始された。中隊を攻防の兩軍に分ち、室口敎練掛は攻撃軍を率ゐて場の東に、町田敎練掛は防禦軍を指揮して場の西に陣地を占領すれば、忽ちあたりは

實戰を彷彿せしめる修羅場と化す。小銃の音輕機關銃の轟き、指揮者の叱咤、或は瞬間に飛ぶ傳令、敏速其者の豫備隊の前進、益々酣となれば俯瞰して接近し、愈近くして響き渡る突撃喇叭に兩軍は天にも轟く喚聲を擧げて突込めば漸く戰鬪停止の命令に一切が舊に復す。



續いて第二年次後期以上の小隊密集教練が行はれた。方向或は隊形の變換、その間には速歩、驅歩、伏姿、折敷けの諸動作がいとも整然と續けられる。擔銃の一動作にも非常な元氣が滿ち〳〵てゐる。師團長も隨員も精神の充實に魅せられた如くである。一收容者は非常に緊張して師團長閣下や所長殿の前である事を も忘れ純粹無想の裡に終始したとその感想を認めてゐる程である。



部隊教練が終れば第一中隊第二中隊の順序で師團長に對して分列式が行はれた。上利大尉の號令一下何者も妨ぐべからざるの意氣をもつて前進する百八十名の步調は一人の夫の如く喇叭吹奏に和して嚴肅の氣に滿たされた。

分列式を終つて場の中央に重複縱隊に整列すれば都所長の紹介に續いて師團長登壇講評と訓話が行はれた。

唯今諸子の教練を見てその元氣にして剛健なる精神の存するを知り實は三十年前自分が少尉として初年兵を教育した當時を偲び轉た今昔の感に堪へないものがあつた。實戰に望んでもこの意氣があれば必ず百戰百勝は疑なしと信じ且は諸子を率ゐて戰場に疾驅し度き如き氣持を覺え大いに愉快であつた。と先づ教練の非常に好成績にして精神のこもれる事を褒められ、「天は自ら扶くる者を助く」の題下に我國は天御中主神が御創造になつたのであり、天皇陛下は天御中主神の御延長である。故に大日本國の萬物は人のみならず瓦礫迄凡て天皇の御姿であると言ひ得る。大日本國即天皇である。されば吾々國民の一言一動は正義に基かねばならぬ。而して我國は又神武天皇が「以つて彼地に天業を恢弘するに足る」と仰せられた地であつて今やその秋である。國民は一致團結事に當らねばならぬと國體に基き大いに改心神の御心に叶ふ人間となり國民としての務を盡すべきを淳々と說かれたのであつた。

此の日は全員文字通り眞劍に動作し講評にも言はれた如くであり、非常に感銘強く非常時の一國民としての自覺をより一層深くしたのであつた。受閱者は何れもその感想文に緊張した事、全く懸命であつた事、良き國民たる可く決心した事を記してゐる。かくて一時間餘で萬事好都合に多大の效果をもつて小磯第五師團長の査閱を終つたのであつた。

◎奈良だより

第四同集團散步狀況

昭和九年十二月二日（第一日曜）

此の日俗に師走の小春日和と云ふ初冬とは思へない好天氣に惠まれた。午後一時有資格者三十三名を玄關前に整列せしめ、佐々木戒護主任より行先の告知及途中の注意あり終つて二班に分れ出門、徒步にて里道を行くこと約二十分にして目的地たる大佛殿に到る。

東大寺の事務所へは豫め當日の集團散步に付き諒解を得ておいた爲め、快く迎へられ、狹川主事の案內にて一同殿內に入り拜禮を濟ませた後同主事より大佛殿建立の由來並に聖武帝の御威德其の他佛體に付き詳細なる說明あり、尙「感謝の念」に付ての法話があつた。誰しも單に參詣したのみにては只大佛樣は大きかつた位で濟ませるが、此の日は幸にも大佛樣を目の前にして詳しい說明を聽き感銘殊更に深かつた。

かくて殿內を一巡し、再拜の後狹川主事に厚く禮を述べて大佛殿を出で、眞前にある鏡池中央の築山にて、持參したる茶菓を給與し少憩の後歸路に付き午後三時半無事に歸所す。

集團散步　第五同

昭和一〇、一、六

本日は本年最初の集團散步にして、一級受刑者中十八名、官幣大社春日神社參拜の日である。

天候は快晴に惠まれたるが併し氣溫は

前日と同樣昇らず零度の冷たさであつた。

午前九時十五分漸く準備整ひ表門を出て國道を横切りて街裏の田圃路に出で新鮮なる大氣を呼吸するとき一時に身も心も廣濶となる。右に正倉院を眺め左に大佛殿を見て歩一歩目的地に進んで行く。一行が南大門を過ぎたる頃より餌を漁る多くの神鹿の群が所々に散見せられ、路傍には餌を與へよと云はぬばかりに叩頭するものもあつたが吾々には之れに與ふべき何物もなかつた。

行くこと町餘にして鬱蒼たる神苑に入る。今吾々は已に淨地を歩んでゐる。二の鳥居を過ぎ樓内に入り、名刺を通ずれば暫くして神官の案内で石階を進み小石の敷詰めたる小園に到る。此處で清々しい裝束の神官は吾等一行の爲めに淨祓を行ふ事約三十秒後更に神前に進みて額く。

この時の神々しさ眞の心を神の御前に展べ幸先多かれと祈る時何となく神秘感に打たれ、其感は全く言辭に表すことは出來ない。吾に返りし時此瞬間が即ち神の心であると何回も追憶し、如何に罪の子と雖も更生を誓はざるを得なかつたであらう。

參拜終りて神官より春日神社の祭神由緒並に御神德や日本三大勅祭等の說明を拜聽次に之より約丁餘の攝社若宮に詣で此處でも社建築の變遷や附近の天然樹林竹柏林又は夫婦大國の由來を說かれ終つて社前二千餘基の石燈籠の間を降り歸路に就く。途中公園内帝室博物館前の芝生で少憩、携へ來たる菓子一包を與へ時に十一時二十分それより同所を出發町の一隅や間道を辿りて午後零時十分歸所門内に整列人員點檢の後戒護主任より、正月七五三飾中に神社に參拜し敬神の念を深くし得たる事は全く有意義であつた。此の精神を在所中は勿論釋放後處世上にも忘れざる樣只管修養の資にせなくてはならぬ旨の訓授を與へた。

惟ふに敬神崇祖の念は神國日本の國民は齊しく有する處で他には見られぬ美德である。之を助長し併せて善良なる國民を養成し改善敎化の實を擧ぐべき行刑に於ては今回の集團散歩は尤も有意義であつたことを痛感したのである。





讀者の頁

◎迎春寸論

長野刑務所　中澤忠雄

回顧するに昭和九年の吾國は古今未曾有の天災地變に見舞はれ、殊に關西に於て暴威を逞うした彼の颱風の被害は筆舌に盡し難く、經濟界の不況に起因する農山漁村の被弊困憊と相俟つて、國民の不安焦躁はその極に達したかの感があつた。

さて、行刑界はと謂へば、まづ無難な平和な一年間であつたと言へよう。然しこの一年は吾ら刑務官吏として寸時も忘れることの出來ない實に記念すべく餘りに意義深き年であつたことである。即ち長年待望の累進制度が確立され、行刑は名實共に力強き理想鄕へと第一歩を踏み出し、燃ゆる同胞愛と鐵の如き鞏固な信念とを以て、國家社會のため、人類福祉のために一心同體、その目的に邁進したことである。

昨年一月一日實施された行刑累進處遇令は單に現代行刑の基礎精神を技術化し行刑の辿るべき針路を明確に示敎したものであつて、之に依り日本の行刑が完全無缺、最高峰に達したと考へることは早計である。何故なれば如何に金科玉條に似たる同處遇令と雖も之を運用する刑務官吏と受刑者がこの根本目的をはき違えて居ては何にもならないのである。恰も敎育刑と謂ふ軌道に走る行刑累進處遇令は流線型機關車である。そして之に牽引される各客車は吾々刑務官吏である。この流線型列車を目的地に安着せしめんとするには何うしても各客車間の連結を完全にせねばならぬ。換言すれば吾々刑務官吏が一致團結、熱と力とを信條として受刑者の改過遷善に當らねば到底之が完璧を期することは不可能である。

更に行刑は社會の進化に隨伴せねばならぬ。從つて行刑技術は吾々の經驗と實績とに基く補足的改良が加へられ、その取捨を誤ること無からしめねばならぬのである。私はこの技術的改良の一鱗として受刑者の稱呼に付いて聊か檢討を試みたい。

明治以來今日迄最も受刑者を囚人らしくさせてゐるものに二つある。その一は一般受刑者の赭色常衣でありその二は稱呼番號である。前者に就いては屢論議されてゐるが後者の場合は何も聞かされて居ないのである。第一級の受刑者は準市民として自由刑の全般に亙りその自由が緩和されてゐるにも拘ず何番と稱呼されてゐる。第一級者に於て普通衣、無戒護が是認されてゐる以上稱呼は番號を排し姓を以てすべきが最も妥當ではないだらうか。

行刑の基礎が築かれた今日之が技術に總てが傾注さるべきである。そして明朗且嶄新な行刑を願ふならば尙更この問題は重要性を帶ぶるのではないかと思は

れる。

⊙元旦の想出

金澤刑務所　綠峰生

夫人間ノ浮生ナル相ヲツラ〳〵觀ズルニ……

白骨の御文誦する身自ら人生の悲哀を沁み沁みと感ずるのである。

昔話に大晦日の晩去る家に忍び込んだ梁上の盜賊が今か〳〵と盜みの機會をねらう中にとう〳〵夜が明けて仕舞つた。明くれば昨日の債鬼も笑つて年賀に來る元旦である。有德な此家の主人は佛前に端座して聽高らかにお勤めを始められた。家族の人達は何れも晴れやかに和やかなほゝえみを以て合掌して居られる。實に一幅の名畫である。最後に御文を繙きし主人は梁上に彼の在るを知るや知らずや聲張り上げて白骨の御文を……

信仰に生くる和やかな一家を眼のあたり既に迷夢も醒め果て仕舞つて居つた處へ白骨の御文の一言一句と身に沁み骨に徹して心臟の鼓動も爲に止まるかと思はしめられし彼は梁上より飛び降り主人の前に過去を懺悔し更生の道に精進すべく誓ひ以來眞人間として世に活動したと謂ふ更生美談であるが、それ以來過てる人を正しく導き手に手をとりて御國の爲御法の爲世に生く可く毎年元旦何處の家にも白骨の御文を誦すと。

之を想ふ時彼の盜賊は和やかなる一家を見て孤獨の淋しさを知り加ふるに白骨の御文に因つて然かも元旦と謂ふお目出度い日の裏面にも尙此人生の悲哀あるを悟り心機一轉此處に更生の道に精進すべく誓つたのである。和やかなる一家、白骨の御文、元旦、此三つが實に彼をして飜然として改悟の人たらしむる機緣となつたのである。之が平日であつたなら又此三つの中一つでも缺けて居つたなら果して彼に此感を斯くも深く與へたであらうか。

彼の一休禪師の門松は冥途の旅の一里塚と謂ひしと共に白骨の御文は實に處世に對する一大警鐘ではなからうか。又我等が行刑教育者として此物語りに職務上幾多の教へらる可き處なきか。

元旦早曉佛前に白骨の御文を繙き在りし日の父の物語を想起するのであつた。

⊙短期刑初犯者の改善の問題

福岡　A生

累進處遇令實施玆に一年餘を閱し其成績大いに見るべきものあるは、假釋放審査の適正容易に行はれる事實とその件數尨大に增加せる一事を以てしても明かにして異論の餘地はないのである。而して累進制度の適用を受くる受刑者は極めて合理的社會生活への馴致を受けつゝあるが、一方適用を除外せられたる刑期一年未滿の短期刑者の處置方法については特に顧慮すべき餘地ありと思ふ。こゝにその點について散漫ながら觀察を下して見たいと思ふのである。

先づ受刑者中刑期一年未滿の者にして適用を除外せらるべき者の數はどの程度のものであらうか。三〇〇人の受刑者中六〇人の者が刑期一年未滿の受刑者であつた事實を經驗した。卽ち全受刑者の二〇パーセントの者が所謂短期の部類に屬するのであつて、比較的多數の受刑者が累進制度の適用を除外せられて居るといふ事實は肯定せらるべきで、除外部類の第一位なることは統計を見るまでもなきことであらう。

然らばその除外せられたる受刑者中累犯者と初犯者との人員の關係を見ると六〇人中四五人は初犯者であつた。卽ち刑期一年未滿の受刑者中初犯者七五パーセント累犯者二五パーセントの割合となるのである。玆に特に注意せねばならぬのは所謂短期刑者には特に初犯者の數が多く、短期刑者は總て初犯者であるといふも過言なき事實である。

行刑教育に於ける刑の執行は徒に長期刑を歡迎するものでは勿論ない。しかしながら、行刑教育目的貫徹の爲めには、行刑教育のみならず一般教育に於けるが如く教育方法を基礎として期間を概念的に定めて行ふことが理想であるけれども、刑罰の執行目的としての教育は被教育者が、教育對象としてのレベルが一致し難いから個別教育を本則とせねばならぬが少くとも其の期間は教育完成の可能なる期間を限度として定むべきであつて、現今の定期刑制度は行刑教育の未完成を是認する結果となるのである。

されど刑務官吏の負擔する行刑教育者としての責務は刑期の長短に拘泥し教育の未完成は許容されないのである。この意味に於て短期刑者の教育改善については特に意を用ひなければならぬ點であると思ふ。現在何れの刑務所に於ても收容人員中短期受刑者の數は極めて少數であり、特に初犯者の數は前述の如き狀態なる事實があるのであるが、今日かゝる累犯者のみの如き狀態に至る前何れの受刑者と雖も初犯の過渡期はあつた。しかもその初犯時に於ける刑は餘りにも短期であつた爲め、遂に犯を累ねる狀態に至つたものではあるまいか。當嵌らぬかも知れぬが「火事は最初の五分間」といふ言葉を引用したい。所謂初犯者は火災の起り始めである。此の際犯罪性を撲滅せねば、假令その火災を消火し得たとしても多大の勞力と犧牲とを拂はねばならぬ結果となる。上述の意味に於て累進處遇を除外せられたる短期刑の初犯受刑者に就て、特にスピード教育の方法として累進處遇令の部分的適用或は假釋放の特別運用、其他個性審査の特殊研究等適當の改善處置方法を當局者に於て考究せられ、その處置緩嚴宜しきを得、更に釋放後の保護上の問題についても初犯者のみは萬全の保護方法を講じ、徹底的に之を行ふに於ては累犯防止政策上妥當なるのみならず經濟上行刑成績の向上を期待し得ると信ず。敢て愚見を披瀝する所以である。

九、一二、二八、

練習生見學記

松澤病院見學記

松下新

一は實社會の見聞を廣くして其得たる處より將來の實務上直接之れを活用せんが爲、一は現在日日の勉學に疲勞したる頭腦を浩然の氣を養ふことによりて恢復せんが爲毎土曜日の見學は寄宿舍生活をする吾等が最も樂しみとする處である。菊花薫る十一月十日は恰も此日に相當し松澤病院見學の日である。朝來稍々冷氣覺ゆるも空に一點の雲さへなく絶好の見學日和である。午前八時集合地たる京王電車四谷新宿驛に行けば大森書記殿の御盡力で練習生の爲に一車借り切りの優遇振り。他人まじらず一行七十五名これに乘り込み八時二十分出發した。電車は廣々たる武藏野を氣持よく走る。車窓から白雪を載いた富岳が天氣快晴のためにあの氣高い姿を——吾大和民族の表徴たる?!——はつきり見ることを得た。何たる惠まれた日であらう。

約三十分にして目的地たる世田ヶ谷區上北澤町停留所に着く。病院は停留所のすぐ前方である。門を入れば綠の松、なかば紅葉した木々、區劃整然たる通路の內に病棟二十七棟、一般建物六十九棟が建つてゐる。今同病院の概略を記せば次の通りである。

同病院は東京癲狂院時代、東京府癲狂院時代、東京府巢鴨病院時代を經て現在の東京府立松澤病院に至つてゐる。東京癲狂院時代は東京市上野公園養育院の一部に開設し精神病者五十人を收容したのが本院の創立である。爾來病者漸次增加し本鄉區駒込東片町に轉じ東京府癲狂院と改稱し收容定員一五〇人となつた。明治十九年には小石川區駕籠町に新築移轉したが年を追ふて精神病者の增加すると共に亦東京市の膨張發展の結果遂に其所在地は精神病院として不適當となつたので大正五年頃より幽靜なる郊外に移轉の議當路の間に起り議決して大正七年三月現在の地に新築工事を起し大正八年三月落成したものである。敷地六萬千五百三十一坪、建築費百四萬三千四百八十四圓設備費六萬二千二百十三圓同年十月東京府立松澤病院と改稱し同年十一月移轉したものである。而して現在は收容定員千三十人であるが實際收容されてゐる者は九百九十人である(男女共)。收容者を公費者と自費者とに分ち公費者は所轄警察署で資力の調査をなし其資力なき者を入院許可するが病院としては尙再調査をして愈々資力なきものを入院せしむることになつてゐる。自費者は入院してゐる者で其入院料は特等日額六圓一等四圓二等二圓三等九十八錢となつてゐる。病棟は凡て分棟式とし各棟凡三十乃至五十人を容る。病棟によりて男女、開放、安靜、不穩、及要監視病棟等に區別されてゐる。尙合併症を併發せる病者の爲に重症

病棟、結核病棟の設けがある。特殊の治療設備としては藥餌的、理學的及化學的療法に依るものの外、精神療法として誘導療法、教育及作業療法を施してゐる。作業療法は屋內作業として印刷、封筒貼洗濯、雜役、裁縫等をなさしめ、屋外作業としては園藝、牧畜、土木、ペンキ塗、コンクリート及耕作、掃除等を營ましめてゐる。

こんなことを書いてゐたら果しがないから見學記に移らう。一行は二組に分れて案內者に連れられて病棟の前に至れば開放患者の一人我々一行を見て何と思つたのか突然大聲を發して大日本帝國萬歲を三唱した。一行これにびつくりさせられると共にあゝ流石は精神病者だなあと思はしめた。所謂彼等の眞價を遺憾なく發揮したものである。病棟にはいれば疊二疊に一人の割合で收容されてゐる。一人の若者は吾等一行を前にして演說を始めた。其理路整然たらずと雖も滔々懸河の大雄辯にはすつかり參つて仕舞つた。おほかた彼れの前半生の告白のつもりであつたらう。此病院には亦讀者諸君の熟知せらるゝ彼の有名な芦原將軍が一室に陣取つてゐる。御說明下された人の話によれば彼は病院生活する事既に六十年本病院に來てから早十五年になるとの事である。今や白髮有髭の老人であるが身に軍服を纏ひ胸には勳章のようなものをつけて得意然としてゐる。本名は金次郎、其語る處の片言雙語を綜合すると政治狂らしい。芦原將軍としての盛名? また當病院唯一の名物男として斷然光を放つてゐる。他の一室には畫家らしい一人が病院に來てかゝる。壁に貼紙して曰く「繪畫の御用命は金一千圓以上より御依賴に應ず現代日本作家及泰西諸名家よりも優秀なりと自負す」と。以て彼等の心情を窺知する事が出來るではないか。然るに吾等の最も驚歎の眼を見張らしめたものは同所の展覽會であつた。此處では每年十月七日を以て記念とし一週間展覽會を開催すると云ふ。場內には書畫最も多く其筆蹟の見事なる(吾人素人の眼に)畫面の人物の優秀なる、其他日用品の製作にも技術の巧妙なる之れが精神病者の作品とは信じ得られない逸品ばかりである。中には既に賣約濟のものもあつた。

其他院內には御大典記念樹林あり、運動場あり、築山あり、杉林あり、園藝場あり、相撲場等ありて其設備は至れり盡せりである。

斯くて院內を一巡し講堂に集まれば副院長東京帝國大學醫學部講師醫學博士齋藤玉雄氏から一場のお話があつた。それによると全國に於て此等精神病者は約三十萬人にして其內收容せられて居るものは僅々二萬七千餘にして少く共七萬人は是非共收容すべき人々なりと云ふ事である。然りとも雖これ經費と密接なる關係あるものなれば現在に於てはけだし止むを得ないことである。吾人は一日も早くこれ等不幸の人々に對し現代進步せる醫學の恩惠に浴せしむる日の早からん事を切望して止まないものである。

これ等の人々にして精神健在ならんか各々其與へられたる自己の職務を遂行し其本分を全うすべく不幸病の侵す處とはいへ此處に收容せられあたら貴重の人生をして醉生夢死に終らしむること只に本人のみの不幸のみならず其御家族の人々の心情に思を馳するとき轉た同情の念禁じ得ざるものがあつた。

斯くて同病院の見學を終へたのは午前十一時三十分にして次の見學箇所たる浴風園に向つた。

（終り）

浴風園見學の記

木元耕三

松澤病院の見學を終へた我々は一路浴風園へ向ふ。甲州街道を經て北方へ歩む事暫し、荻窪驛の乘合自動車停留所なる上高井戸より南方約六町にして目的地浴風園の扉を叩く。黒煙靡々として紺碧の秋空にたなびく本館事務室に突出する煙突風のものと外觀の建築が想像以上の壯麗さに我等一行の度肝を抜く。三階の會議室に招ぜられてお茶の饗應を受け、晝食を終つて見學に移る。先づ女區の病室を覗く。通風採光その宜敷を得數人の看護婦が懇に病人の看護に務め專任の醫師が診療の勞をとり靜養せしめて居る。病人は大略二割乃至三割位との事、定員五百名、現在員四百八十名を收容し居る本園は、病者八十名乃至百二十名位なりと云ふ。其の長きものは五年間に至るものもあり、病名は大部分は老衰病なそうである。集團寮は二階建で二棟よりなりこれは極めて壯健な集團生活に適し得る者を收容して居る。更に家庭寮は概ね不具者を收容し、寮姆一人にて世話面倒をして居る。これは全く自分の家庭にあるが如く、其處に起臥を共にし、彼等はこの年若き寮姆の愛撫に抱かれて平和な日々を續けて居る。庭園の手入はよく行き屆き、種々の草花咲き亂れんも今は紅葉只其の殘骸あるのみにて、處々に菊花の眞盛りありてこの秋色の景趣を添へて居る。中央部なる禮拜堂へは各寮間に鋪裝道路を以て連絡し、禮拜は素より散步保養上の便利に資する樣に工夫せられて居た。禮拜堂、これこそ彼等にとりて唯一の人生觀を味ふ處である。中央部に燦と輝く御佛像の前に平伏して、永劫に消え行く自己の生命に未來の幸を祈り、宿命に喘ぐ彼等の心中を憫れみ思ふ事切なり。朝暮あの靜寂なすき通つた田園の空氣をかすかに搖がせ乍ら流れ行く禮拜堂の鐘の響に連れられて集つて來る在園者は、暫し沈思默禱に心からなる感謝の祈りを捧げつゝ、平和なその日々を送つて行くであらう。又精神講話やラヂオに耳を傾け時に活動寫眞幻燈の映畫に移り行く世相を眺め入りて、身の都を離れ靜かに老を養ふ仙境にあるを忘れしむるであらう。

昨年新に設立せる保養寮は、主として不具者、半身不隨者、虚弱者及病室より退出したる者にして、一時靜養を要する者のため特に新設せりと云ふ、何れの在園者と雖もクル〳〵した目付で我々を心よく迎へて呉れる。社會に居りて生活苦に喘ぎ入園の際は目玉が三角なるも、入園後はクル〳〵した丸い目付になるんだと案内者は笑ひ乍ら說明して呉れる。

斯くて納骨堂へ足を運ぶ。櫟林紅葉したる中に花崗岩を以て作られた同胞一千二百名の生靈が此處に合祀されて居るを聞き思はず合掌其の靈を拜す。未だこの納骨堂の建立を見ぬ當時は、死に行く自己が如何に處理されるかはて知れぬ事を憂へ死を悶えたりと雖も、今日に於ては斯る心配なく恰度刑務所に於ける死亡の際の如く、僧侶によりて立派に弔つて下さるそうで彼等も非常に安らかに往生を遂げる樣になつたとの事である。次に夫婦寮を見るに、これは其の名の如く夫婦者のために設けられ、四疊半に一組の夫婦がありて、現在二十夫婦が二棟に寮姆の手によりて生活して居る。作業場は一棟あり極めて壯健なる而も作業希望あるものをして任意作業に從事せしめ、九時より三時か四時迄就業させるそうである。作業の種類は袋貼、熨斗折筒、裁縫等にして其の賃金は本人に與へ多き者は一ヶ月二圓五十錢位得るそうである。

この賃金は小使錢として自らの使用を許されて居る關係上、彼等は躰具合の良い時は擧つて任意作業に精勵すると云ふ事である。自ら求めて働くと云ふ事は聞き思はず合掌其の靈を拜す。未だこの納骨堂の建立を見ぬ當時は、死に行く自己が如何に處理されるかはて知れぬ事を憂へ死を悶えたりと雖も、今日に於ては斯る心配なく恰度刑務所に於ける死亡の際の如く、僧侶によりて立派に弔つて下さるそうで彼等も非常に安らかに往生を遂げる樣になつたとの事である。次に夫婦寮を見るに、これは其の名の如く夫婦者のために設けられ、四疊半に一組の夫婦がありて、現在二十夫婦が二棟に寮姆の手によりて生活して居る。作業場は一棟あり極めて壯健なる而も作業希望あるものをして任意作業に從事せしめ、九時より三時か四時迄就業させるそうである。作業の種類は袋貼、熨斗折筒、裁縫等にして其の賃金は本人に與へ多き者は一ヶ月二圓五十錢位得るそうである。

この賃金は小使錢として自らの使用を許されて居る關係上、彼等は躰具合の良い時は擧つて任意作業に精勵すると云ふ事である。自ら求めて働くと云ふ事は聞き思はず合掌其の靈を拜す。未だこの納骨堂の建立を見ぬ當時は、死に行く自己が如何に處理されるかはて知れぬ事を憂へ死を悶えたりと雖も、今日に於ては斯る心配なく恰度刑務所に於ける死亡の際の如く、僧侶によりて立派に弔つて下さるそうで彼等も非常に安らかに往生を遂げる樣になつたとの事である。次に夫婦寮を見るに、これは其の名の如く夫婦者のために設けられ、四疊半に一組の夫婦がありて、現在二十夫婦が二棟に寮姆の手によりて生活して居る。作業場は一棟あり極めて壯健なる而も作業希望あるものをして任意作業に從事せしめ、九時より三時か四時迄就業させるそうである。作業の種類は袋貼、熨斗折筒、裁縫等にして其の賃金は本人に與へ多き者は一ヶ月二圓五十錢位得るそうである。

この賃金は小使錢として自らの使用を許されて居る關係上、彼等は躰具合の良い時は擧つて任意作業に精勵すると云ふ事である。自ら求めて働くと云ふ事は聞き思はず合掌其の靈を拜す。未だこの納骨堂の建立を見ぬ當時は、死に行く自己が如何に處理されるかはて知れぬ事を憂へ死を悶えたりと雖も、今日に於ては斯る心配なく恰度刑務所に於ける死亡の際の如く、僧侶によりて立派に弔つて下さるそうで彼等も非常に安らかに往生を遂げる樣になつたとの事である。次に夫婦寮を見るに、これは其の名の如く夫婦者のために設けられ、四疊半に一組の夫婦がありて、現在二十夫婦が二棟に寮姆の手によりて生活して居る。作業場は一棟あり極めて壯健なる而も作業希望ある

務官にとりては、この浴風園の施設並處遇に對しては再三再四研究を要し、行刑の參考資料に供せなければならぬと思ふ。斯くて同園隈なく見學を了し午後三時職員各位の御懇情の切なるに感激し靜かに辭去す。薄の穗亂れ立ち晩秋の武藏野の原を帝都電鐵にて澁谷驛に着す。これより思ひ〳〵の行動に入りて解散本日一日を過す。時將に陽光の沒せんとする頃、浴風園のあのすみきつた清淨な空氣を搖がす禮拜堂の晩鐘の音も響き渡る頃ならんと彼の人達の幸を再び祈りつゝ宿舍に歸る。

十一月十日夜記

東京市養育院巢鴨分院
並東京市幼少年保護所　見學記

熱田一葉

哀れなる夜半の棄兒の泣き止むは
　母に添乳の夢や見るらん

人生れて誰か幸福なる生涯を希はざる者かあらん。然るに生れながらにして、父母を呼ぶ言葉さへ知らぬ薄倖なる人生の悲慘なる境に泣きつゝ世を送るもの亦尠なからず。

豈いたましき限りならんや。

十一月二十四日東京市養育院巢鴨分院並東京市幼少年保護所を見學すべく、午前八時三十分練習生一同は省線大塚驛に集合した。刑務協會書記大森先生の先導で北へ歩行すること約四五町にして巢鴨分院に到着、一行は或る一種の好奇心に唆られつゝ院内に入る。時恰も院内の銀杏は晩秋の形相を殘して風もないのに二片三片はら〳〵と散る。導かれるままに講堂に入る。當院は眞宗中學校の跡として廊下は廣く通講堂は寺院の御堂を想起させる。待つ程もなく鮎川主事殿より當院の起源及由來につき一場の御說明あり、聽て我等一行は二班に分れ院内の寮舍、食堂、幼稚園兒童遊戲場、教室の順序で參觀させて貰つた。寮舍は各室共三十疊敷で一室は二十名位の雜居になつて居て廊下は廣く通風採光、極めて良好にして到るところ明朗の氣が漂ふてゐて、殊に寮舍には慈愛に滿ちた婦母があて父母も及ばぬ養育保護振りは見る人をして感激せしめられた。寮舍に續く食堂は廣く一寸簡易食堂以上のやうな感じがした。

食堂の中央には神棚が設けられ院兒は每朝洗面後婦母につれられて共に禮拜するといふ說明を承り、無邪氣な院兒が神前に跪く敬虔な姿が目前にちらつくのを覺える。

次いで幼稚園兒童遊戲場より教室へと案内せられる。教室は小學校と同樣の設備にて各學年別になつてゐて室内には院兒の成績品が陳列してあり、どの室もよく整頓せられてあり殊に物理化學室は理想的に出來て居て、博物學の標本も完備し普通小學校と何等遜色なき樣に感ぜられた。院内は總べて明るくよく整頓して掃除も行屆いて居ることには感心した。

『かくて世の薄倖なる孤兒達はかくも幸福な婦母の慈憂の膝に幼少の夢を結びつゝ何處へ行くのであらう。さらは院兒よ健かに將來幸あれと念じつゝ同院を辭し歩武を進めること十町にして東京市幼少年保護所に到着時正に十一時三十分早速講堂に案内せらる。講堂には「精出せば凍る間もなし水車」の額が當所の指導精神を表示して居る。待つこと數分にして草間所長殿より當所の沿革、事業の主旨及現狀等詳細なる御說明を承る。

『當所は明治四十四年社會施設たる職業紹介所の附帶事業として生れたので、その目的とするところは求職の爲め上京し容易に職業の途に就き得ないで遂に浮浪するものがあり、他面に於ては幼い者で適當の保護者を失ひ哀れにも暗路を彷徨ふもの、或は家出後流轉の波に漂ふもの等の原因と事情から暗黑面を辿つたり浮浪の身空となつたり、其の揚句は不良化し終生を誤り遂に之を放置すれば兒童個人の生活を破壞するのみではなく社會の機構を害することゝなるので、之を保護し善處の策を施すべく、大正二年小石川職業紹介所に兒童保護部が設けられ、行詰れる求職少年を一時收容し或は父兄に引渡し、或は職業に從事させる等の保護を加へられたのであるが、大正八年東京社會局の所管となり同十一年に東京市幼少年保護所と改稱せられ、次いで大正十四年現在地に移轉したのである。

當所に收容するものは原則として八歲以上と十八歲未滿の者でその保護日數は二十日間と規定し、その間父兄に通告し或は居住地の市町村長に對し保護者の生活狀態の調査を爲し又は本人の在學せし學校長に對し在學當時の學業成績を照會しその回答を待つて夫れ〳〵處置を付けることになつてゐる。又父兄其他の保護者より委託により幼少年を一時的に保護する場合もある。從來は一日收容人員三十五名なりしが大正十三年增築したので現在は收容人員百名に達するも何等支障なき迄に設備を整へることが出來た。而して創立以來二十二年間に保護を加へたもの一萬一千人に達し最近一ヶ年間に約五百人といふ多數に上つてゐる。然して收容者には學科として修身、國語、算術、音樂、圖畫等で作業は園藝、手工業でその間に適當の運動もさせる事にしてゐる』との御話を承り保護設備の完備してゐることには感服した。

終つて一行は晝食後少憩し再び草間所長殿より社會の裏面相と公娼廢止問題に對し大熱辯を揮はれ一同思はず爆笑しながら所内を一巡して二階に到れば不良化した幼少女とは見えないが何處となく暗い面影の數名が熱心に紙風船張をやつてゐた。『收容者の居室は勤勉の室、精勵の室等の名が付けられ何れも五六人の雜居になつてゐた。食堂に到れば今しも晝食中で婦母に給仕されながら食事をして居るみすぼらしい少年達の姿を眺めた時そぞろ哀れに感じ何だか胸が迫つて來た。

さあれ集ひ來りて溫き愛の手に保護されつゝ明るき希望を抱へて巢立つ少年少女の前途を祝福しつゝ、午後一時三十分同所を辭し、門前にて散會それ〴〵歸途についた。

刑政第48巻第2号
矯正図書館

滿洲だより

（一）

滿洲國政府は治外法權の確立をいそいで先づその第一着手として同國行刑制度の大革正を試むべく先年初頭我國より上田、泉の兩君を迎へて上田君を刑政科長泉君を監獄科長に据ゑ、しきりに行刑革正の計劃を建てゝ居たが、同年秋に至り愈々我が行刑の新人達實に百有餘名を迎へることになつた。

押し迫る師走の寒風に東京驛頭に勇ましく諸君を萬歲の聲に送つた。諸君の意氣は正に大滿洲を呑むの慨があつた。

此等の諸君は十二月廿二日以降一ヶ月の豫定を以て滿洲事情その他に關する概括的訓練を受け今や滿洲各地の監獄に配置せられて學良の殘したあのきたない、その不秩序な看守所や監獄の大掃除に手をつけんとしつゝあるのである。困難だ！しかし諸君の双肩には滿洲の治外法權、東洋の平和がかゝるのだ。挫折する勿れ。

年末赴任された僚友諸君の任地、資格、俸給は左の通り（K生）

新任刑務官俸給竝配置表

職名	官等	俸給	勤務廳	擔任事務	氏名
屬官	二	二七〇〇円	司法部行刑司保護科	教化	保貞良
同	二	二七〇〇	新京吉林第二監獄	典獄	刑務 古川英一
同	二	二〇一〇	同	監獄科	經理 高田苗治
同	三	一六二〇〇	同	刑政科	企劃 岡田久吉
同	四	一三二〇	同	監獄科	作業 藤田甚太郎
同	二	二〇七〇〇	新京吉林第二監獄	典獄	會計科長 山田榮次郎
同	三	一九二〇	同	刑政科	作業科長 横柳邊海
同	三	一七二〇	同	看守長	作業 田口竹治
同	三	一六二〇〇	同	看守長	戒護 社河內忠治
同	四	一三五〇〇	同	典獄長	用度 高橋勝藏
同	四	一三二〇〇	新京看守所	看守長	戒護 植木研吾
同	四	一二六〇〇	同	看守長	作業 安井正雄
同	四	一三二〇	同	典獄長	會計 木村樹
同	四	一三一四〇	同	看守長	戒護 山崎三郎
同	四	一二七〇〇	同	典獄長	同 船重利
同	四	一二六〇〇	同	看守長	會計科長 法元照夫
同	四	一三二四〇	吉林第一監獄	典獄	會計 桑原辰雄
同	四	一三二〇	同	看守長	會計科長 小島貞
同	四	一四〇〇	同	典獄	同 加納多々雄
同	四	一三二〇	同	看守長	會計科長 稻葉考

同	三	一八九〇〇	吉林第一監獄	作業科長	岡村保容
看守長	三	一五三〇〇	同	戒護	畑山泰治
同	三	一五三〇〇	同	同	岡本藤一郎
同	三	一四四〇〇	同	同	中野清
同	四	一三二〇	同	同	森本泰輔
同	四	一二九六〇	同	會計	崎田國松
同	四	一二九六〇	同	用度	高森和太郎
同	四	一二六〇〇	同	作業	細小路正一
同	四	一二七〇〇	同	同	渡邊茂
典獄佐	二	二〇七〇〇	奉天第一監獄	會計科長	佐藤惠
同	三	一六〇〇〇	同	作業科長	富樫博
看守長	三	一八〇〇〇	同	戒護	阿部源三郎
同	三	一五三〇〇	同	同	古川英藏
同	三	一四四〇〇	同	同	志田忠好
同	三	一四四〇〇	同	作業	常石淳平
同	四	一二九六〇	同	同	木下正
同	四	一三三〇	同	同	河上政重
同	四	一二六〇〇	同	戒護	藤見辰之助
同	四	一二〇〇	同	同	富永藤兵衞
同	四	一二〇六〇	同	用度	大野定義
同	四	一二〇六〇	同	會計	宮崎一彰
同	四	一八〇〇	同	戒護	小川文
同	四	一〇六二〇	同	同	伊東保彥
典獄佐	三	一八九〇〇	瀋陽看守所	會計科長	濱田泰次郎
看守長	三	一五三〇〇	同	戒護	清水鵬太郎
同	三	一五三〇〇	同	同	大石米藏
同	三	一五三〇〇	同	同	仲川新作
同	三	一四四〇〇	同	會計	卯田新造
同	四	一三五〇〇	同	戒護	妹尾榮
同	四	一二三四〇	同	同	平山七郎
同	四	一〇八〇〇	同	同	渡邊晴種
同	四	一二七〇〇	同	同	仲川修二
典獄佐	三	一五三〇〇	安東奉天第七監獄	會計科長	藤原英藏
看守長	三	一四四〇〇	同	作業科長	渡邊恒祐
同	三	一四四〇〇	同	戒護	岩間武男
同	四	一三二〇	同	同	堀之內義尙

看守長	四	一九八〇	同	會計	原野安市	
同	四	一九八〇	同	作業	中村　登	
典獄佐	三	一八〇〇	營口奉天第四監獄	會計	河村信市	
看守長	三	一四〇〇	同	科長 作業	田上義人	
同	三	一四〇〇	同	戒護	小林捷造	
同	四	一三八〇	同	作業	芹澤吉太郎	
同	四	一三二〇	同	會計	清水一馬	
同	四	一九八〇	同	戒護	庄子武雄	
典獄佐	二	二六〇〇	哈爾賓特別區監獄	會計	今井青水	
看守長	三	一四〇〇	同	科長 作業	小林　尚	
同	三	一四〇〇	同	戒護	永谷竹之助	
同	三	一五二〇	同	同	海老原爲治	
同	三	一四〇〇	同	作業	佐藤政壽	
同	四	一三六〇	同	戒護	大村　忍	
同	四	一三四〇	同	會計	辻　信義	
典獄佐	二	二七〇〇	哈爾賓吉林第三監獄	會計 科長	本庄吉助	
看守長	三	一六二〇	同	作業 科長	曾我宗次	
同	三	一四四〇	同	戒護	内野義隆	

看守長	四	一二九八〇	同	戒護	尾林顯一郎	
同	四	一三二〇	同	會計	杉山靜馬	
同	四	一二七〇〇	同	作業	中山長松	
典獄佐	二	二六〇〇	齊々哈爾黑龍江第一監獄	會計 科長	平方義孝	
看守長	三	一六二〇〇	同	作業 科長	谷尾信次	
同	四	一二九八〇	同	會計	市川庄治	
同	四	一二六〇〇	同	戒護	森島　勇	
同	四	一三二〇	同	同	岡本恒彦	
同	四	一二七〇〇	延吉吉林第四監獄	作業	小倉範二	
典獄佐	三	一七二〇	同	會計 科長	髙橋七郎	
看守長	四	一三五〇〇	同	作業 科長	根岸義雄	
同	四	一二九八〇	同	會計	東　實	
同	四	一二六〇〇	同	戒護	西井庄三郎	
同	四	一三二〇	同	同	黒田　巖	
同	四	一二二〇	同	作業	野田義男	

備考

典獄佐ハ未タ監獄官制發令ニ至ラサル爲不得已一時看守長トシテ任命セラレタルモ近ク官制發令ノ見込ニ付同時ニ任命換相成筈

滿洲だより

（二）

滿洲國上田刑政科長から曩に招聘せられた刑務官全員の要望によつて、同國に刑務協會地方支部の設置方を要請せられてゐたが、今回協會では、理事會を開いて、會則に左記の事項を追加して「地方支部設置ノ件」を可決せられた。隣邦に吾等僚友のあることは、時々異國の刑政を知ることが出來るので誠に頼しくもあり、又互に今迄のやうに手をとりあつて今後一層、協會の發展に盡力したいものである。

會則追加事項

第十條　滿洲國司法部會員ニ對シテハ別ニ滿洲國地方支部ヲ設置シ其ノ特殊事情ヲ參酌シテ適宜之ヲ處理ス。

尙會員は右記諸氏の外左記の通りである。

新京司法部

刑政科長　上田茂登治
監獄科長　泉　顯彰
事務官　妙圓薗弘吉
屬　官　關谷秋太郎
同　横畑武吉

吉林第二監獄

看守長　吉田武雄

同　北川又

奉天第一監獄

看守長　金子武雄

刑政第48巻第2号
矯正図書館



海外異聞錄

◇大泥棒の市長

ユーゴースラヴイアのゴルニエセロ市々長ヤンヨ・コラクは兇悪な大窃盗團の團長で長い間當局のお尋ね者であつたが、どう甘く誤魔化したものか、立派な市長さんに納まつて、警察の目をかすめてゐた。市長の職に就きながら、暗に乘じて窃盗團を指揮し、財物を掠めて十七年間に百萬の富を成したのである。しかもその時、時々コソ泥を捕へる暗示などを與へて、如何にも有能の市長様であるかの如き信用を得てゐたのであつた。

併し遂に彼の惡運が盡き、化の皮を剝がれる時がやつて來た。最近市長がどうも人の前で帽子をとらぬ。變だなと睨んだ當局が無理に帽子をとらして見ると、彼の額には生々しい傷の痕があつた。これは市長逮捕の數日前に銀行を襲つた窃盗團があつたが、その時警官の放つた一彈がたしかに手應へがあつたことから、その傷を目あてに捜査を開始したところ、はからずも市長が怪しいと言ふことになつて捕はれたわけであつた。豪奢な市長生活から冷たい牢獄に今は過去の夢にはかない涙をこぼしてゐるとか。

◇母親天下のドイツ

ナチス、ドイツの母親優待は既に有名な話だが、カッセルに近いクールヘッセンといふ所では、今回多産の婦人に對して特に「名譽カード」なるものを交付し、子無し婦人と差別待遇をして特別の優遇を與へることゝなつた。即ちドイツ婦人にして子供三人以上を有する母親はこのカードを示しさへすれば、何事によらず國家官吏や商人達からでも、特に優待されねばならぬといふので、この處お母さん達大威張りの天下である。

カード表には家族全員の寫眞が貼附されてその下に「世界で最も美しき名、そは母である」といふ意味の言葉が記されてあり、裏側には次のやうな文句が認められてゐる。

一、このカードの所持者××夫人には△△△に居住し十歳以下の子供○人の母親である。

一、すべての官吏及びすべてのドイツ商店はこのカードの所持者に對して特別のサービスをなさねばならない

市長氏名印、ナチス福祉會會長氏名印

◇心臟の發電機、犯罪取調べにも一役

以心傳心といふことがある。「あいつ生意氣だ」と思ふと先方でも「虫の好かん奴だ」と思つてゐる。これは人間相互間に電氣的な反應があるためだと喝破した文學者が十九世紀の中頃にあつた。ところが最近の科學はこれを立證し、人間が起す電氣の測定器すら出來てゐるから驚く。

人間の心臟は立派な發電所なのださうで、皷動ごとに收縮する心臟から○・○○○○○○○一ワットの電力——一寸想像も出來ないところの電力が發生して、身體中をめぐつてゐる。その電力は十億人の心臟をつなぎ合せれば、寢室の枕邊を照らす一燭光の電球がともらうといふもの、全地球の人類を針金でつないで二燭光の電氣がつくといふ豪勢さ。心臟が刺戟によつて心房から心室に收縮するごとにこれだけの電力が起つてゐるとわかれば、これを外に取り出すくらゐの工夫は、科學にとつて朝飯前だ。獨逸のシーメンス、米國のGE、おなじくウエスティングハウス、わが國では横河電機の四社が競つて製品を發賣したが、外國の三社はいづれも心臟の電氣的カーブをオシログラフでフヰルムに取つて、現像燒付の手數をかけるのに反し、國產機「エレクトロ・カーヂオグラフ」は電信テープの如き紙上に直接インクでカーブを書かすやうになつてゐる。心臟の電氣を取り出さうとする人間の兩手と左足に銀のバンドを卷き、カーヂオグラフ機と電線でつなぐ、機械はラヂオの增幅機と同樣の仕組みでこれによつて擴大された電流がマグネットに流れて、ペンを動かしカーブを書くのである。平靜な健康體では規則正しい線を描いてゆくが、その心臟が興奮性の異常亢進症だつたり、瓣膜に障碍があると描く線が亂れたり、形がくづれる。

ところで、これを犯罪被疑者に適用して訊問すると、圖星をさゝれてドキンとした瞬間、心臟發電機は異常な興奮をして電壓が上り、カーブの山がピンとはねて、刑事は「はゝあ、これだな」と重大なヒントを得る。これはすでにシカゴの警察で使用してゐるさうだ。因にわが國では海軍航空廠で航空中、神經症で心臟が異變を起し、操縱士をいひ知れぬ不安に陷し込む現象の探究に實驗してゐる。

◇離婚も六度まで

米國イリノイ州セントルイスのグレース・トーマツソンデイーフエンバハ夫人は提起中であつた離婚訴訟に勝つて現在の夫と離婚することになつたが、夫人はこれが六度目の離婚、此の訴訟を擔當したセントルイス裁判所判事ロバート・ジエー・カークウツド氏は判決に際しデイーフエンバハ夫人を諭して曰く

「今度結婚したら相手の夫を永久に愛し給へ、再び離婚訴訟を提起しても今度といふ今度は駄目ですぞ」

離婚も六度となると判事の方でも愛想がつきると見える。

◇トルコで姓を强制

トルコでは實名ばかり行はれ、姓とか氏とかを持つてゐるものは僅か三百名位しかなく、そのため種々な不便があつた。例へばモハメッド・アリといふ名はトルコには一萬位あるので、犯人を逮捕するやうな場合には屢々間違ひが生じたものだ。

そこで外國に倣つて姓を實名に付加するといふ案が永年の懸案となつてゐたが、漸く起草を終へアンカラ國民議會に提出可決された。その法律案といふのは向ふ一年以内にトルコ人たるものは實名の他に家族名を付すべし。これに反するものは五十トルコポンド（約四十五弗）の科料に處すといふのである。而して姓の選擇に關しては

一、外國名嚴禁

一、選擇理由を付すること

等の規定が設けられてある。

◇百萬長者インサル釋放

アメリカの百萬長者で國際的大詐欺を行ひ、遠くトルコエチオピアまで逃げ廻りセンセイションを惹起した例のインサル氏は、その五息子及び關係者と共に免訴となり釋放された。

矯正図書館

選句所感

福壽草咲いて筆硯多祥かな

これは一部の人々からは現代の芭蕉と稱讃されてゐる村上鬼城翁の句であるが、自分はこの句をものした鬼城翁の自畫自讃の半折の軸を持つてゐるので、毎年新年にはこれを床にかけることにしてゐる。まことに我意を得た句である。年頭にあたつて筆硯の多祥を望むのは、たゞに自分ひとりではないと思ふ。投句家諸君にも同様、此の筆硯の多祥ならむことを望んでやまない。舊衣を脱することは言ふに易くして、その實中々にむつかしいことなのである。本俳壇が着々として向上しつゝある時、尚一層の奮勵を祈る次第である。

□

初凪君の句、夜の枯野原を灯が一つ急いでゆくといふのであるが、さらでだに淋しい枯野の夜などは殆ど人も恐れて通らぬところなのに、そこに灯が一つ見え、しかも急いで行くといふので、その灯が普通の灯でないことを言外に現してゐる。鳥渡認めた時には、所謂狐の怪火でもあらうかと思つたのであるが、よく見るとさうでもなく、はて何の灯なのだらうと、何となき不安をさへ與へられて來るのである。或は急病人でも出來て町の醫者頼みにでも行く灯なのだらうか、どこの人だらうといふやうなことまで、他人ごとでなく思ひやられてもくる。

枯野原といふものを眞向から說明せずに急ぎ行く灯を持つて來て、その灯に枯野原の淋しさを言はしめてゐるところは、老巧といふべきである。そして、あの原の道を行くことは隨分淋しいことであらうとの作者の思ひ遣りも裏付されてゐる。

□

凍雲君の句は、寒村の冬の情景である。永い冬を越すためには、いさゝかの收入と雖も等閑に附すことは出來ない。そこで毎夜の夜業である。寒い夜に土間の暗い灯をとり圍んで一家中が默々と夜業にいそしむ光景は、むしろ陰慘さを思はしめるものがある。しかも働かねば生きて行けぬための夜業である。

此の句には別に含蓄するところはない、見たまゝを正面から率直に詠んでゐるものである。

毎月募集
刑政俳壇
題當季隨意
締切每月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天　つ急ぎ行くなり枯野原　高知　初凪

地　土間の灯の暗きを圍む夜業かな　新潟　凍雲

人　横町や通り狹めて松飾り　宮城　みなしご

秀逸

時雨れつゝ遠山並は日のあたる　大曲　華白
小鳥網張りて朝霧なほ晴れず　小菅　高岳
硝子戸は雪に明るし福壽草　福岡　琴松
初明りあらたに積みし庭の雪　大曲　船風
からす一羽暮るゝ冬田を吹かれゆく　名古屋　春汀

作

ごみだめや繩くづ白く今朝の霜　高知　杣人
荒波や舷窓に見る島の雪　京城　菊水
神前に武術試合の焚火かな　高知　双輪
教へ子の假名ばかりなる賀狀かな　大曲　刀羅象
獅子舞の宿を出でたり初日影　大曲　呑洋
霜月や甍の前の諸の山　新義州　青塵
初空や屋上高く大國旗　靜岡　幸月
稽古初居合の刀の光りかな　西大門　龍門
凶作の村つゞきたる冬田かな　名古屋　峯明
神橋の影澄む池や鶴遊ぶ（勅題）　千葉　古山
初明りさすや土藏の米俵　大曲　雲峰
夜の底に風を沈めて積る雪　水戸　麥村
大深林直下におりし鷹一羽　小菅　兎州
草枯や野末に赤く日は暮るゝ　小菅　喜山
蔓枯れて竹にゆらげり烏爪　小菅　玨水
小鳥狩しのび煙草の草を這ふ　小菅　櫻草子
たゞ一つかすかに聞きし冬の雷　福岡　紫陽
山茶花に湖の風ある異人館　福岡　虎溪
寒雷や島に甍られて行く女　福岡　鬼將
そこはかの雪もたらしぬ冬の雷　福岡　煤城
しづかなる港の船や注連飾り　三重　總天
床置きの鶴に及べり初日影　三重　時雨
うら枯の梢に赤し烏爪　小菅　女樂
大熊手はや飾りあり茶屋の軒　小菅　壺秋

であるが、此の句意としては、嫌にひねくつたり、勿體をつけたりすることは禁物だ。表現はその句意によつて變るのが當然なので、いかなる題材にも同一手法の表現をとることは拙なるものと云はねばならぬ。莊重のものに對しては莊重の表現を要し、輕快なものを取扱ふ時には輕快な表現でなければならない。

□

みなしご君の句もよく見かける情景である。横町といふのであるから、察するにあまり富裕な人々の住居が並んではゐない。どちらかと云へば長屋の多い方であらう。しかしそこにも新年の松飾りは景氣よく建てられたのである。新しき年を祝はうとする心には高下のあるものではない。その心のあらはれが此の狭い横町に出てゐるのである。ふだんでも狭い通りが、その松飾りによつて「一層狭められて、見るからに賑かである。一陽來復、殺風景の横町も俄に初春の活氣に滿ちて聖代を壽ぐさま、そこに作者の心と眼とが働いてゐる。

陽に光る野中の石や多晴るゝ　松本窓陽
賣られ行く市の仔馬や夕時雨　宇都宮勝太郎
多ざれの門川寒き水音かな　大曲庵茶
客待ちの呼び聲にぶる夜の雪　金山浦一誠
遺羽子や振袖見ゆる門の内　北支豐州
豐かにも湯氣立ちのぼる初湯かな　關東廳青甫
雪の山遠くかゞやき初がらす　飯田史山生
住き人の化粧にほふやかるた會　土手町盧木
逝く秋や白き波立つ山の湖　小菅路考
緣起よく買ひし熊手に切火かな　小菅瞳帆
雪の山片翳りして多の雷　福岡守峰
山茶花の散りて垣根の夕日かな　福岡滴水
一日の落葉焚きけり庭の隅　福岡晴嵐
山茶花をこぼして遊ぶ雀かな　福岡柿月
雪の驛にどか〳〵降りぬ初詣　福岡守峰
夜の風呂にゐて聞きにけり多の雷　福岡素水
川波に碎けて更けぬ寒の月　盛岡臺堂
摘草の笊に戲る小犬かな　金州硯石
草枯やすでに雪ある山の嶺　小菅汀雨
林泉に日は靜かなり浮寢鳥　松本長田
初詣一番札をうけにけり　小菅法外
鷄の聲揃ふなり山の村　大曲月舟

叙任及辭令

三級看守長　小松直清（宇都宮）
四級同　田中重四郎（福岡）
同同　瀧川捨三郎（靜岡）
同同　齋藤文藏（千葉）
同同　小林利吉（福岡）
同同　益山喜三郎（豐多摩）
同同　木下榮樹（小菅）
（十二月二十四日）
死亡　看守長　成瀨定實（甲府）
（十二月二十二日）
願免　典獄補　妙圓薗弘吉（豐多摩）
典獄補（宮崎）願免
看守長　中島新吉（宮崎）
願免　典獄　藤井武利（長崎）
（十二月二十四日）
願免　支所長　金田操（大洲支）
看守長　西久保清（熊本）
大洲支所長
熊本同　堤鐵藏（岡山）

（十二月二十二日）
三級司法技手　金田榮三郎（行刑局）
四級司法屬　牟田初太郎（同）
同同　久保田眞太郎（同）
同同　布施寬三（同）
同同　横山和義（同）
（十二月二十四日）
五級看守長　北野竹太郎（金澤）
同同　小田倉一（三重）
同同　葛原勇一郎（京都）
同同　大島市三郎（神戶）
同同　增山喜三郎（小菅）
同同　船津敏（長崎）
同同　山根金一郎（青森）
同同　春藤勝三郎（宮崎）
同同　田口房吉（岡山）
同同　林仁次郎（奈良）
同同　三浦惣次郎（札幌）
同同　大津成次郎（巢鴨）
同同　毛利佐四郎（盛岡）
同同　石田藤次（大阪）
同同　金井芳藏（札幌）
七級同　中島廣記（岐阜）
同同　羽田野直（横濱）
同同　藪本安次郎（大阪）
同同　松山憲太郎（豐多摩）
同同　佐々木省三（函館）
同同　青木柳吾（札幌）
同同　山田利助（函館）
同同　伊藤文平（小田原）
同同　石川伊三郎（新潟）
同同　楠敏一（大阪）
同同　村岡喜久（神戶）
同同　梁瀨三男吉（新潟）
同同　石川榮市（鹿兒島）
同同　佐藤定一（福岡）
同同　鬼木長平（豐多摩）
同同　鶴羽菊藏（函館）
同同　來間義一（松山）
同同　野原達二（名古屋）
同同　緒方政德（豐多摩）
同同　寺光忠（巢鴨）
同同　有田和一（松山）
同同　榎本寧（水戶）

六七圓　看守長　稲葉雄次郎（小菅）
同　同　山永　正（廣島）
同　同　高橋作三（宮城）
同　同　西田順一（松江）
同　同　村川利三次（宮崎）
同　同　雪田幸太郎（北海）
同　同　川口　隆（靜岡）
同　同　立石晋作（岡崎）
同　同　吉田太郎（網走）
同　同　濱地七郎（福岡）
同　同　清水重光（豐多摩）
同　同　村松萬壽治（横濱）
同　同　小和田康長（大阪）
同　同　野崎茂七（宮崎）
七級　同　柳地卯平（高知）
同　同　吉岡憲太郎（宮城）
同　同　貫　勇（福岡）
同　同　中村　保（長崎）
同　同　主稅鐵雄（鹿兒島）
同　同　飯村清司（前橋）
同　同　伊東正一（市谷）
同　同　藤岡均一（川越）

六〇圓　同　同　川村　勇（大阪）
同　同　鈴木隆夫（豐多摩）
同　同　永岡三郎（同）
同　同　龜山武夫（小菅）
同　同　川上光治（松江）
同　同　小野崎權七（豐多摩）
同　同　前田幸之助（大阪）
同　同　本田清一（横濱）
同　同　泰野親夫（姫路）
同　同　小室利市（山口）
同　同　大前兼助（德島）
同　同　田代五郎（長崎）
同　同　岡田峯吉（長野）
同　同　大木清市（松江）
同　同　齋藤良介（青森）
同　同　小久保茂晴（廣島）
同　同　藤田保一（久留米）
同　同　古賀文七郎（高知）
同　同　宮田　誠（水戸）
同　同　矢島國男（大阪）
同　同　川添猪之吉（宮崎）
同　同　西村孝平（網走）
八級　同　堤　鐵藏（岡山）
同　同　永岡三郎（同）
同　同　龜山武夫（小菅）
同　同　川上光治（松江）
五三圓　同　鈴木隆夫（豐多摩）

同　同　西村　勇（大阪）
同　同　佐藤宗助（宮城）
同　同　神酒澤孝四郎（巢鴨）
同　同　吉井直城（長崎）
同　同　齋藤　清（長野）
同　同　安藤定美（市谷）
同　同　三重野繁馬（岩國）
同　同　錦野靜三郎（大阪）
五七圓　同　高橋　清（名古屋）
同　同　大井　久（廣島）
同　同　宮內精介（豐多摩）
同　同　濱田顯吉（奈良）
同　同　鈴木秀次郎（巢鴨）
同　同　備　榮彥（福岡）
同　同　村田耕作（札幌）
同　同　赤塚　孝（京都）
八級　同　本多敎隨（京都）
同　同　田淵繁一（松江）
同　同　杉田勝久（前橋）
同　同　濱田　稔（小菅）
同　同　公文　彪（市谷）
同　同　日高長一（滋賀）

五三圓　看守長　長谷場軍一（大阪）
九級　同　石垣周作（札幌）
四七圓　同　伊藤光治郎（巢鴨）

（十二月二十六日）

三級　典獄長山　始（福岡）
五級　同　里　誠一（鹿兒島）
六級　同　神本直助（沖繩）
同　同　大場正雄（秋田）
同　典獄補　馬場治作（和歌山）
同　同　山本作藏（大阪）
七級　同　鷲津愛十郎（大分）
八級　同　內山隆治（札幌）
五級　保健技師　大谷靜夫（千葉）
六級　同　日高顧行（奈良）
八級　同　野正良夫（小倉）
同　同　細谷　博（高知）

（十二月二十七日）

四級　敎誨師　黒瀨知圓（長崎）
五級　同　木村曉心（横濱）
同　同　楠原堯照（長野）
同　同　吉田敎靈（奈良）
同　同　香川千巖（巢鴨）
六級　同　脇坂澄晃（函館）

同　同
九級　同　七級　同
八級　同　十級　同
同　同　七級　同
同　同　六級　同
同　同　三級　同
同　同　十一級　同
同　同　六級　同
一級　衞生官　芥川　信（行刑局）
七級　書記官　東　邦彥（同）

（十二月二十七日）

叙從六位　作業技師　長谷川兼好（網走）

（十二月二十八日）

同　同　伊藤　忠（大阪）

（一月一日）

願免　保健技師　伊藤金司（豐多摩）

（一月十一日）

願免　看守長　越田利二（甲府）

看守長（甲府）　區書記　大熊　勇（横濱）
甲府　看守長　押谷彥三郎（姫路）
姫路　少年　同　田中士郎（福岡）
看守長（福岡）　看守　高橋繁太（長崎）
宮崎　看守長　有田和一（松山）
松山　同　久米爲市（高松）
免本職　支所長　高松　看守長　田代五郎（平戸支）
看守長（平戸支長）　看守　吉瀨　陽（福岡）
長野　看守長　西村孝平（網走）
網走　同　岡田峯吉（長野）
免本職　岡崎專務　支所長　看守長　水野兼吉（豐橋支兼岡崎）

（一月十四日）

豐橋支長　岡崎兼務　看守長　牧野　料（岡崎）
勳八等　司法屬　牟田初太郎（行刑局）
同　看守長　春藤勝三郎（大分）
同　同　久米爲市（高松）

（一月八日）

勳六等　保健技師　佐藤金司（豐多摩）

（一月四日）

刑事學研究會記事

昨年夏以來毎月研究を續けて來た刑事學研究會は最近ナチス行刑法を問題として採り上げ、この突忽として行刑思潮の表面に出たナチス行刑思想を完全に理解し批判すべく、各自飜譯の上研究して居り、其の結果は纏まつた形態で發表されると思はれるが、今回會員杉藤君の榮轉を送り旁〻昭和十年の第二歳を得たことを記念すべく、去る一月下旬集會を催し、顧問としての地位にあられる正木書記官をお招きして、「昭和十年に於ける諸君の進路」と題された大體次に掲ぐるの様な指示を受けた。

昭和十年に於ける刑事學研究會員諸君の問題として、第一に、今、世の識者の間に漸く論議さるゝに至りました未決拘禁の單行法の問題に就きまして、諸君が協力してこれが草案を發表なさるといふことがあります。これはドイツの刑法草案につきましてリスト案、ビンデイング案等とあります如く、又ドイツの一九二三年の自由刑執行に關する原則につきまして、其の改正が論議されましたとき、ゲンツ・リープマン案といふものが現れました如く、外國では政府の草案に對立しまして、學者が協同又は單獨で作製した草案を發表して世に問ひ、比較研究の俎上に出すといふ事例が澤山にあるのであります。これは全く妥當のことでありますが、不幸にも未だ我國では其の立法事業に當りまして、かゝることがありましたのを耳に致しませぬ。殊に行刑は社會法でなければならぬといふのでありますから、その立法につきましては官民協力して其の法案の内容を檢討し、妥當な法案を得まする爲め、學者乃至は學會等に民間の法案が出ますことは非常に望ましいことなのであります。嘗てわが行刑累進處遇令が今日の形態で公布さるゝ前、刑政誌上に其の草案の全文を掲載致しまして、全國の刑務官及び世間の學者の批評にさらしたことでありましたが、これは司法省の案でありまして、此處に云ふ學者案とか、學會案とかいふのではありませんが、官民協力して比較檢討するといふ微意に出でたことでありますことは疑ありません。諸君が研究會案として、漸く論議さるゝに至りました未決拘禁問題につきまして單行法案を討議の上愼重に作製されて世に問はれるといふことは全く有意義なことと思はれます。

次に諸君の當面さるゝ第二の問題と致しましては、社會問題化した行刑問題、例へば先の臨時議會の問題になりました、そしてなりつゝある革手錠に關する人權蹂躙の議論とか、時々問題になります民業壓迫の問題とか、新聞雜誌等に取扱はれます刑務官の風紀問題とか、種々と世の誤解もある問題に付いて、其の原因、革正の方策等を調査研究されて、發表し、一には當局の反省に資しますと共に、世の誤解を解いて行くことに努力されたいと思ひます。問題がこういふ風に社會問題化しますと、ジヤーナリズムといふものがこれをとり上げて、非常に好事的に問題を觀ると共に、それに依つて利益を感ずるものと不利益を感ずるものとが分れ、論議は歪曲されて中心を離れ誤解は誤解を生んで、民心を迷はすこと多大なるものがあるのでありますが、これに對し公平な立場から正確な結論を出し、世人の批判に資すといふことは極めて必要なことであります。こういふ方面に研究會が働いて行きますとこれは結局ハワード・リーグなどの有する社會的な使命と同樣になりまして、われわれの常に希求して已まぬところと一致するのであります。

更に諸君の解かねばならぬ第三の問題と致しまして

は日本の今日は民法に於て、刑法に於て、將、行刑法に於て、至極ナチスばやりでありまして、世の識者も無批判にこれを受入れ、わが國の制度とするといふ傾向がないでもありませんが、われわれがナチスの法律制度のうち刑法、行刑法の制度をみると、いはゞ古い酒袋に新しい酒を盛つたといふ感がありまして、又事實、今迄みられなかつた新しい制度があります、けれどもこれは日本の事情に一致するかどうかといふ點になりますと、極めて疑の存するものがあるのであります。例へばナチスの刑法には國籍の排除 Aechtung の問題といふのがありますが、これは非常に惡い前科者をドイツの國民生活から全然排除して了ふといふのであつて、大體わが德川時代に於て非人にして了ふといふのと同じでありますが、ナチスドイツはこれを採つて居ります。これなどは現在の世界の制度に比べても、現在の日本の制度に徴しても、全く事例のないところなので、立派な新制度らしく見え、從つて外國かぶれのわが國の好奇者流にはこれを採らうとするものがありますが、日本の現在の國法は四民平等と云ふ基礎の上に立ち、其思想も極めて國民間に徹底して居りますと同時に、我國の建國の精神は「シラス」といふ

根柢の上に立ち、かゝる「ウシハク」思想とは全く相容れないものがあるのでありますから、かゝる國籍排除こそ排除されねばなりません。此ういふ點に付いて刑事學研究會は妥當な立場をとるべく常に用意して置き、單なる好奇者流の言說に對しては反駁を加ふることの出來るやうにしておくことをお願ひする次第であります。

次に、新聞の傳ふるところに依りますと、政府は又治安維持法改正法律案を提出することになつて居りますが、その內新しい試としてわれわれの注目すべきものは保護觀察制度が認められて居ることです。こういふ新しい制度に就きましては、當然、外國の文獻とか立法が充分に研究されてゐることを必要とするのでありますが、研究會に於ては、斯樣な政府が將に採らんとする制度に就ても、この制度を採つてゐる外國の狀況とか、其の制度の運用の實狀とか、歷史とかを各種の文獻に徵し調査して一定の見解を定めておくと共に、其の文獻及資料を備へておき、刑事學研究會に行けば何時でも材料が集まつてゐるといふ程度に外國の制度を研究し、我國の立法の狀態を看視しておくことが研究會の、も一つの使命であると思はれます。

要するに研究會は刑事學に關する總ての狀勢を探査する日本に於ける唯一の機關として働くべく諸君の努力と犧牲とを要望するものであります。從て、諸君が自己の研究に於て極めて珍らしいと思はれた問題はこれを自己一人の問題とすることなく、研究會全部の問題とすべく記錄されることが望ましいことであり、研究會を大にする所以であります。昭和十年の新春に當りまして乞はるゝまゝに蕪辭をつらねましたが、折角御自愛、御研究を祈る次第であります云々。

右終つて數氏より之に對し質疑あり尙組織方針、材料蒐集の問題等につき決議するところあり、午後九時盛會裡に解散した。

出席者、中尾文策、高瀨安貞、杉藤豐治、掛樋松治郎、寺光忠、緒方政德、平野宗一郎、小川太郎、　（小川記）

宗宮信次先生著

不法行爲論

菊版總布裝上製
函入全一冊
定價金四圓八拾錢
送料（內地　二十二錢／滿鮮　六十二錢）

新著成る

近代企業の勃興、交通機關の發達並に社會生活の變革に伴ひ、不法行爲に基く損害賠償の理論と實際は著しく複雜化し、其の社會的重要性は强く世の視聽を惹くに至つた。

著者は判事より辯護士となり長く實務に從事し傍ら日本大學に民法及英法を講ぜらる。本書は實に著者が十年努力の結晶にして、其の組織を主として英法の不法行爲（Tort）の教本に倣ひ、不法行爲を繞る我が私法上の諸問題を我國最近の判例は勿論汎く諸國の立法例、學說、判例を參照すると共に民間法曹としての實務的經驗と英米法の實際的法理を巧に我が法律の解釋に應用しつゝ詳論せられたものである。

されば本書は近刊の「名譽權論」と共に、類書少き此の方面に於て最も特色あり且つ實際的價値高き研究書として、廣く學界及實際界の支持を聚むべく、其の文章平易にして學理の說明も極めて實際的且つ常識的なるを以て各種企業家、交通運輸業者等の危險事業從事者にも近づき易き好指針書である。敢て大方諸賢の座右に薦む。

東京神保町田町　有斐閣　振替東京七〇番　振三

刑政第48巻第2号
矯正図書館

法學協會雜誌

第五十三卷　第二號
昭和十年二月一日發行

東京帝大　**法學協會發行**

□論　說
英法に於ける名譽毀損と差止命令　九州帝國大學助教授　田中和夫
不法原因について……東京帝國大學助手　有泉亨
土地債務の抽象性について……東京帝國大學助手　山田晟

□資　料
過去十年間に於ける東京・大阪兩少年審判所の受理件數の變遷と其の原因……東京帝國大學教授　小野清一郎

□紹　介
田中耕太郎著「世界法の理論」の梗概（杉山直次郎）——近時公法學界の收穫（宮澤俊義）——小町谷操三、伊澤孝平編、商事判例集（鈴木竹雄）

□判例研究
民事訴訟法判例批評……東京帝國大學名譽教授　加藤正治
刑法判例研究……東京帝國大學教授　牧野英一
民事法判例研究錄（昭和八年度・六）

□雜　錄
法理研究會記事「ベルシヤの國情に就いて」

法學論叢

昭和十年二月發行
二月號
第三十二卷第二號　發賣所　東京　有斐閣

中島博士還曆祝賀記念號
前京都帝國大學教授法學博士中島玉吉君肖像
滿洲國海商法に於ける運送契約に就て……鳥賀陽然良
中華民國に於ける二型態……石田文次郎
賣渡擔保に於ける占有……齋藤常三郎
和議管財人の選任……廣濱嘉雄
私法關係論筋書——その一、私法關係の地盤——……檢察官訴追論……柚木馨
保險契約の有償性……大森忠夫
行爲能力に就ての一考察……於保不二雄
——未成年者を中心として——
二重組織（Doppelgesellschaft）に就て……大隅健一郎
舊日本の私法的諸制度に固有なる法律體系に就て……牧健二
非權利者の處分と其の追完……田島順
古代ギリシヤ法に於ける物權公示制度……田中周友
死後處分の限界と遺言の內容……近藤英吉

臨時增大號……（特價金壹圓）

法學新報

中央大學法學部門機關

第四十五卷第一號　昭和十年一月

委任統治制度と主權（領土權）の所在……教授　天野德也
白耳義國際私法に就て……教授　佐々木穆
私法の社會化の表現としての契約强制……講師　中村武
刑事法雜題（四）……講師　平井彥三郎
獨逸法律類語異同辨（一二）……講師　三瀦信三
一八八二年英國爲替手形法の大意（二）……講師　守屋善輝
ガーイウス斷片邦譯……講師　矢田一男
刑事判例研究（三三）……講師　草野豹一郎
犯人の親族に對する證據湮滅の敎唆
民事訴訟法研究錄（五）……講師　前野順一
外國判例研究（六）……講師　岩田新
批評及紹介
小野清一郎氏の「中華民國刑法」を讀む（草野豹一郎）
近着外國雜誌法律論題要目

法曹會雜誌

第十三卷　第二號
昭和十年二月一日發行　定價金五十錢

○眞實義務……判事　東京地方裁判所　河本喜與之
○人的會社の組合性（三・完）……判事　東京地方裁判所　松田二郎
中世敎會法に於ける刑罰權の基礎及犯罪……判事　橫濱地方裁判所　三田高三郎
○刑罰權の基礎及犯罪の意義（三・完）
○二三の最近獨逸判例……判事　氣仙沼區裁判所　大竹敬喜
○點描支那（上）……大審院檢事　柴碩文
○戶籍關係法令考（二十七）……書記長　東京控訴院　前田牧郎
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○判例要旨
○戶籍事務協議會決議　○新法令　○雜報

司法省構內　**法曹會**
振替口座東京一五六七〇番

刑政第48巻第2号
矯正図書館

犯罪學雜誌

第九卷第一號　昭和十年一月發行

□論　說

○朝鮮特有の犯罪本夫殺害犯の婦人科學的考察(九完)……工藤武城

○行刑雜感(二)……前長崎刑務所長　白井勇松

不良少年の道德判斷……醫學士　武田芳男

□血液型

○關東地方に於けるMN各血液型分布率に就て……醫學士　新井經雄

○佐賀縣下の血液型分布狀態並に氣質型と血液型との關係に就て……百崎欽一

○北陸地方住民に於けるABO式並にMN式血液型調査報告……醫學士　杉下尙治

○MN式血液型の遺傳に就て……醫學博士　古畑種基　醫學士　今村昌一　醫學士　杉下尙治

□犯罪研究

○捜査資料犯罪ノートの中より(八)……安東禾村

犯罪捜査實話

(十六)警察を愚弄する大泥棒……元刑事部長　永山長三郎

□法醫學講座

○半陰陽に就て……醫學博士　古畑種基

□史料

○檢視史資料類纂(十五)……醫學博士法學士　山崎佐

□抄錄

○精製腦髓ハプテンの免疫に就て　○異型姙娠の場合の胎盤後部血液の凝集阻止現象

□雜報

▽第三回中國醫師講習會　▽熊本醫學會第九回總會　▽大日本耳鼻咽喉科會北陸地方會　▽人事消息　▽新入會員　▽編輯後記

一部六十錢　一ケ年(六冊)　參圓參拾錢

金澤醫科大學法醫學教室內

發行所　犯罪學雜誌發行所

振替口座金澤八三二八番

編輯餘錄

□ 最近ある新興國に於て死刑執行に代へて毒藥自殺の制度を認めたといふことが新聞紙上に傳へられたが、その方法はナチスに於ても考慮を拂はれることになつたが、わが國に於ては封建時代に於ける武家の有り難き處刑方法であつた。切腹仰付けらる。

□ 革手錠を機緣として恰も刑務所が人權蹂躙をでもして居るかのやうにさわがれて居るが、われらは只法規に基いて行動し、判事檢事の手先きになつて戒具を使用するが如き愚は敢てしない。この上は益々戒具の使用に萬全の注意を拂ひ苟くも濫用の弊に陷らざらんことに努めねばならぬ。

□ 三宅正太郎氏の法官餘談を讀む。三宅氏の情熱的改良論は特にわたくしを刺戟するところが多い。氏は今日の制度の改良を主張せらるゝこと切なるものあるが、しかし、氏の改良主張の根底は人の教育に歸着する。人の教育は他人をせむるよりも自己をせむるの眞諦に觸れしむるにある。法官に於てその必要を認め刑務官に於て更にその必要を感ずる。

□ 法官餘談の中に於て判決書とともに被告に關する諸條件を刑務所に通知する必要のあることを力說される。その必要あることは刑務官たる以上何人も認め、又既に一再ならず法官諸賢の深甚なる考慮を促したるに如何にせん、仕事も多いし、それほどの暇もないしといふのが從來の法官氣質でもあつたのである。

□ 滿洲國に刑務協會の支部を設定することになつた。この上は日滿兩國刑務官が相携へて東洋行刑の進歩改良の爲めに邁進努力し以て東洋に犯罪のない社會を現出することを理想とせねばならぬことになつた。

昭和十年一月廿三日夜

——あき緖——

定價　一冊(稅共)　金二十五錢　六冊(稅共)　金一圓五十錢　十二冊(稅共)　金三圓

廣告料　一等一頁　金五十圓　二等一頁　金四十圓　普通一頁　金三十圓

注文規定　●御注文は總て前金のこと　●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但なるべく振替を利用せられたし　口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること　●御注文の際は必ず送付先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可

昭和十年一月二十八日印刷納本

昭和十年二月一日發行

編輯兼發行人　東京市麹町區西日比谷町一番地　伊藤忠次郎

印刷人　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　竹田益平

印刷所　東京市葛飾區小菅町一二八四番地　刑務協會印刷部

發行所　東京市麹町區西日比谷町一番地　刑務協會

電話銀座二三四四・三八二五番

振替口座東京二五〇五九番

刑政第48巻第2号

矯正図書館

48e Année N° 2 Février 1935

KEISEI

Revue pénitentiaire du Japon

dirigée par

G. Iwamatsu

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Masaki, A. — Du système pénal nationalsocialiste.

Kimura, K. — Du droit pénal nationalsocialiste.

Tsuji, K. — Du système progressif à l'œuvre.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice